

令和 6 年度 介護保険事業者等集団指導
福祉用具貸与・販売
【資料編】

長野県健康福祉部介護支援課
長野市保健福祉部高齢者活躍支援課
松本市健康福祉部高齢福祉課



＜ 目 次 ＞

【介護保険法における指定福祉用具貸与・指定特定福祉用具販売の留意事項】

人員に関する基準	3
設備に関する基準	4
運営に関する基準	5
福祉用具貸与費の算定及び取扱い	21
福祉用具購入費の算定及び取扱い	25
福祉用具等の重大製品事故情報について	26

【参考資料（事務連絡・通知等）】

- 介護保険における福祉用具の選定の判断基準について
（介護保険最新情報 Vol.1296 令和 6 年 8 月 2 日）
- 「介護給付費適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の取組促進に向けた手引き」について
- 選択制の対象とする種目に関する解釈
- 福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制のプロセス
- 福祉用具のサービス提供におけるPDCAの適切な実践等について
- 福祉用具貸与等における利用手続きの円滑化の更なる推進について
（介護保険最新情報 Vol.1140 令和 5 年 3 月 31 日）

介護保険法における指定福祉用具貸与・指定特定福祉用具販売の留意事項

○ 法 令

居宅条例：介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（長野県条例平成 24 年第 51 号）

居宅規則：介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（長野県条例施行規則平成 25 年第 22 号）

要 綱：長野県指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する要綱（25 健長介第 144 号）

報酬告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）

※指定特定福祉用具販売については、別に表記をしない限り指定福祉用具貸与と同様のものとし、記載を省略しています。また、介護予防サービスについても、介護給付サービスと同様のものとし、記載を省略しています。

1 基本方針（居宅条例第 204 条）

指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第 8 条第 12 項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。）の選定の援助、取付け及び調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

【（介護予防）福祉用具貸及び特定（介護予防）福祉用具販売の福祉用具の種目】

	（介護予防）福祉用具貸与	特定（介護予防）福祉用具販売
対象 種目	・ 車いす ・ 車いす付属品 ・ 特殊寝台 ・ 特殊寝台付属品 ・ 床ずれ防止用具 ・ 体位変換器 ・ 手すり ・ スロープ ・ 歩行器 ・ 歩行補助つえ ・ 認知症老人徘徊感知機器 ・ 移動用リフト（つり具の部分を除く） ・ 自動排泄処理装置	・ 腰掛便座 ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品 ・ 排泄予測支援機器 ・ 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト） ・ 簡易浴槽 ・ 移動用リフトのつり具の部分 ・ スロープ ・ 歩行器 ・ 歩行補助つえ

※複合的機能を有する福祉用具について

2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- (1) それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。
- (2) 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種類に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- (3) 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区別できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

※詳細は、次の告示・通知を参照

- ・厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目〔平成11年3月31日厚生省告示第93号（最終改正；平成30年3月30日厚生労働省告示第180号）〕
- ・介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて〔平成12年1月31日老企第34号（最終改正；令和4年3月31日老高発0331第2号）〕
- ・「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について〔平成21年4月10日老振発第0410001号〕

2 人員に関する基準

- (1) 福祉用具専門相談員の員数（居宅条例第205条、居宅規則第80条）

事業所ごとに置くべき専門相談員の員数は、常勤換算方法で2以上。

※常勤換算方法

当該事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

また、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与及び特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売の事業所の指定を併せて受け、一体的に運営する場合については、従業員の兼務が認められる。

- (2) 専門相談員の資格要件は、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、都道府県知事が指定した福祉用具専門相談員指定講習事業者により行われる福祉用具専門相談員指定講習会修了者のいずれかとなっている。（介護保険法施行令第4条第1項）

平成 28 年 4 月 1 日より、介護員養成研修（介護職員初任者研修、介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修 1 級課程、訪問介護員養成研修 2 級課程）修了者は、福祉用具専門相談員としての業務を行うことはできません。

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」（平成 26 年政令第 397 号）により、平成 27 年 4 月 1 日から福祉用具専門相談員となるための要件から、介護員養成研修（介護職員初任者研修、介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修 1 級課程、訪問介護員養成研修 2 級課程）修了者が除かれました。

これについて、平成 27 年 4 月 1 日の施行の際に現に養成研修修了者であった者については、従前の例によるとして経過措置が適用されていましたが、平成 28 年 3 月 31 日をもって、経過措置の期間が終了しています。



福祉用具専門相談員の資格要件を確認してください。

【参考】「福祉用具専門相談員について」の一部改正について（平成 26 年 12 月 12 日老振発 1212 第 1 号）

（3）管理者（居宅条例第 215 条による第 6 条準用）

事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合もあるものとする。）

3 設備に関する基準（居宅条例第 206 条、居宅規則第 81 条）

（1）事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、委託等により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。（保管および消毒については貸与のみ）

（2）（1）の設備及び器材の基準は、次のとおり。

一 福祉用具の保管のために必要な設備

ア 清潔であること。

イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていることをいう。

二 福祉用具の消毒のために必要な器材

当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

4 運営に関する基準

(1) 内容及び手続きの説明及び同意（居宅条例第 215 条による第 8 条準用、居宅規則第 84 条による第 5 条準用）

事業者は、利用申込者又はその家族に対し、あらかじめ、運営規程の概要、福祉用具専門相談員等の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

【POINT】

- × 「運営規程」と「重要事項説明書」の記載内容（営業時間、通常の実施地域、サービス提供の内容など）が相違している
- × 記載内容が事業の実態と整合していない

(2) サービス提供拒否の禁止（居宅基準第 215 条による第 9 条準用）

事業者は、正当な理由なく福祉用具の貸与の提供を拒んではならない。

※正当な理由がある場合とは

- ① 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な福祉用具貸与を提供することが困難な場合である。

(3) サービス提供困難時の対応（居宅条例第 215 条による第 10 条準用）

事業者は、当該事業所の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な福祉用具貸与等を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の適当な福祉用具貸与等事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(4) 受給資格等の確認（居宅条例第 215 条による第 11 条準用）

- ア 事業者は、利用申込者に対し福祉用具貸与等を提供しようとするときは、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認するものとする。
- イ 事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、福祉用具貸与等を提供するよう努めなければならない。

(5) 要介護認定等の申請に係る援助（居宅条例第 215 条による第 12 条準用）

- ア 事業者は、要介護認定を受けていない者から利用申込があったときは、要介護認定等の効力が申請時に遡ることにより、福祉用具貸与等の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- イ 事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなくてはならない。

(6) 心身の状況等の把握（居宅条例第 215 条よる第 13 条準用）

事業者は、福祉用具貸与等の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

【POINT】

本人や家族との面談、サービス担当者会議等を通じて把握した利用者の心身の状況等の内容を記録として残すこと

○心身の状況等に関する変化の把握事項例

項目	詳細（例）
身体状況・ADLの変化	・身体機能の改善によって、福祉用具を利用せずに動作ができるようになっていないか。 ・身体機能の悪化によって、当該福祉用具では動作ができなくなっていないか。（別の福祉用具が必要ではないか。）
意欲・意向等の変化	・利用者の生活意欲等の変化によって、福祉用具が適合しなくなっていないか。 ・福祉用具に関して利用者からの要望はないか。
家族構成、主介護者の変化	・家族構成や主介護者の介護力等が変化していないか。 ・福祉用具に関して、家族からの要望はないか。
サービス利用等の変化	・サービス利用等の状況（外出機会、入浴回数等）によって、福祉用具が適合しなくなっていないか。
住環境の変化	・福祉用具を利用する居室等の住環境が変化し、福祉用具が適合しなくなっていないか。
利用状況の問題点	・当初の想定通りの頻度で福祉用具が利用されているか（その時に応じて、一定の時刻・一定の時期に、常時等） ・使い方に不明点等はないか。 ・誤った使い方や、事故・ヒヤリハット等は発生しなかったか。
福祉用具のメンテナンス状況	・福祉用具は、正常に動作しているか。 ・修理等が必要な箇所はないか。

(7) 居宅介護支援事業者等との連携（居宅条例第 215 条による第 14 条準用）

ア 事業者は、福祉用具貸与等の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

イ 事業者は、福祉用具貸与等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

【POINT】

利用者の心身の状況、福祉用具の特性、その者の置かれている環境を十分に踏まえ、福祉用具が適切に選定され、使用されるよう、サービス担当者会議等を通じ、介護支援専門員に対して専門的知識に基づき助言を行うことにより、必要に応じた居宅サービス計画の見直しが行われるようにすること

(8) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助（居宅条例第 215 条による第 15 条準用）（貸与のみ）

事業者は、福祉用具貸与等の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条第 1 号イ又はロに該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ること等により、福祉用具貸与等の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(9) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供（居宅条例第 215 条による第 16 条準用）

事業者は、居宅サービス計画に沿った福祉用具貸与等を提供しなければならない。

(10) 居宅サービス計画等の変更の援助（居宅条例第 215 条による第 17 条準用）

事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望するときは、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(11) 身分を証する書類の携行（居宅条例第 215 条による第 18 条準用）

事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求めがあったときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

※身分を証する書類に記載する内容

①事業所の名称 ②従業者の氏名

当該専門相談員等の写真や職能の記載を行うことが望ましい。

(12) サービスの提供の記録（居宅条例第 215 条による第 19 条準用）

ア 事業者は、福祉用具貸与を提供したときは、その開始日及び終了日並びに福祉用具の種目及び品名並びに法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記載しなければならない。

イ 事業者は、福祉用具貸与等を提供したときは、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法（利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法等）により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(13) 利用料等の受領（居宅条例第 215 条による第 20 条準用、居宅規則第 84 条による第 7 条準用）

ア 事業者は、法定代理受領サービスに該当する福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。（貸与のみ）

イ 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。（貸与のみ）

ウ 通常の事業の実施地域以外の地域において福祉用具貸与等を行う場合の交通費の額

の支払を受けることができる。また、福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用の支払を受けることができる。

- エ 事業者は、費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

【複数の福祉用具を貸与する場合について】

福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより（※）、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。

※ 該当する減額取扱いを行う事業所にあつては、「複数の福祉用具を貸与する場合の運用について（平成27年3月27日老振発第0327第3号）」の記載事項を十分に確認の上、事前に運営規程の変更届を提出すること。

(14) 基本的な取扱方針（居宅条例第207条）

- ア 福祉用具貸与等は、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止並びに利用者介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。
- イ 事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。
- ウ 事業者は、自らその提供する福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(15) 具体的な取扱方針（居宅条例第208条）

- ア 福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、利用者に対し、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料及び全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、その貸与に当たっては個別にその者の同意を得なければならないこと。
- イ 貸与する福祉用具の機能、安全性及び衛生状態等に関し点検を行わなければならないこと。
- ウ 利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項及び故障時の対応等を記載した文書をその者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じてその者に実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行わなければならないこと。

（福祉用具貸与）

特に、電動車いす、移動用リフト等の、使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等、利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。また、自動排泄処理装置等の、使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない洗浄、点検等の衛生管理について十分説明するものとする。

（特定福祉用具販売）

特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等、利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。

- エ 利用者等からの要請等に応じて、貸与した当該福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行わなければならないこと。（貸与のみ）

修理は、専門的な技術を有する者（他の業者等）に行わせても差し支えないが、その場合も専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うこと。

- オ 指定福祉用具貸与が居宅サービス計画に位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、介護支援専門員により、随時その必要性が検討された上で、その継続が必要な場合にはその理由が当該居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じなければならないこと。
- カ 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。（貸与のみ）
- キ 選択制の対象福祉用具の提供にあたり、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員は、利用者に対し、「貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明」「利用者の選択にあたって必要な情報の提供」「医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案」の対応を行う。
- ク 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- ケ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載しなければならない。

(16) 福祉用具サービス計画（居宅条例第 209 条、居宅規則第 83 条）

(1) 福祉用具貸与

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成する。この場合において、福祉用具販売の利用があるときは、福祉用具販売計画と一体のものとして作成する。

既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。

貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

貸与計画を作成した際には、当該計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付する。

貸与計画の作成後、モニタリングを行う。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から 6 月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者に報告する。

モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該貸与計画の変更を行う。

【※ 基準省令の解釈通知】（貸与）

- イ 福祉用具専門相談員が利用者ごとに、貸与計画を作成しなければならない。
- ロ 貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、当該貸与計画の実施状況の把握を行う時期等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。なお、貸与計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。
- ハ 貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。
- ニ 貸与計画のサービス内容等に利用者の意向の反映の機会を保障するため、貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明したうえで利用者の同意を得なければならない。また、当該貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。なお、貸与計画は2年間保存しなければならない。
- ホ 貸与計画に記載した時期にモニタリングを行うとともに、その際、居宅サービスの提供状況等について記録し、その記録を居宅介護支援事業者に報告すること。福祉用具専門相談員は、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められるなどの場合においては、当該居宅介護支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うこと。また、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、福祉用具の利用の必要性を確認するとともに、必要に応じて、利用者の選択に当たって必要な情報の提供を行う。当該検討に当たっては、リハビリテーション会議又はサービス担当者会議といった多職種が協議する場を活用するほか、関係者への聴取による方法も考えられる。なお、やむを得ない事情により利用開始時から六月以内にモニタリングを実施できなかった場合については、実施が可能となった時点において、可能な限り速やかにモニタリングを実施するものとする。

（２）福祉用具販売

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、福祉用具販売（介護予防福祉用具販売）の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具販売計画（介護予防福祉用具販売計画）を作成しなければならない。なお、福祉用具貸与の利用がある場合は、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成する。

既に居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画（介護予防サービス計画）の内容に沿って作成する。

販売計画（介護予防販売計画）の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

販売計画（介護予防販売計画）を作成した際には、当該計画を利用者に交付する。

福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

【※ 基準省令の解釈通知】（販売）

- イ 福祉用具専門相談員が利用者ごとに、販売計画（介護予防販売計画）を作成しなければならない。
- ロ 販売計画（介護予防販売計画）には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。なお、販売計画（介護予防販売計画）の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。
- ハ 販売計画（介護予防販売計画）のサービス内容等に利用者の意向の反映の機会を保障するため、販売計画（介護予防販売計画）の作成に当たっては、その内容等を説明したうえで利用者の同意を得なければならない。また、当該販売計画（介護予防販売計画）を利用者に交付しなければならない。なお、販売計画（介護予防販売計画）は2年間保存しなければならない。
- ニ 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該計画の作成後、少なくとも1回、当該計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。なお、目標の達成状況の確認方法は、訪問に限らず、本人や関係者へのテレビ電話装置等の活用による聴取等も含まれるものとし、テレビ電話装置等の活用の際には、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守するものとする。

（参考）福祉用具貸与（販売）計画書に記載すべき最低限の事項

- ・ 利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度 等）
- ・ 福祉用具が必要な理由
- ・ 福祉用具の利用目標
- ・ 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ・ その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点 等）

【平成 24 年 4 月報酬改定 Q&A (VOL. 1) 問 101】

（17）利用者に関する市町村への通知（居宅条例第 215 条による第 25 条準用）

事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- ア 正当な理由なく福祉用具貸与等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたと認められるとき。
- イ 偽りその他不正な行為によって法による保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（18）管理者の責務（居宅基準第 215 条による第 49 条準用）

- ア 事業所の管理者は、福祉用具貸与等事業所の従業者の管理、福祉用具貸与等の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
- イ 事業所の管理者は、従業者に居宅条例第 46 条から第 52 条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

（19）運営規程（居宅条例第 210 条）

事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 従業者の職種、員数及び職務内容

ウ 営業日及び営業時間

エ 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料（販売費用の額）その他の費用の額

【提供方法】

福祉用具の選定の援助、納品および使用方法の指導の方法等をいう。

【利用料】

個々の福祉用具の利用料については、その額の設定方式（利用期間に暦月による1月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しない。

オ 通常の事業の実施地域

客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではない。

カ 虐待防止のための措置に関する事項

① 虐待の防止に関する責任者の選定

② 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修方法・計画

③ 虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法

キ その他運営に関する重要事項

標準作業書に記載された福祉用具の消毒方法について規定すること

(20) 勤務体制の確保等（居宅条例第215条による第91条準用）

ア 事業者は、利用者に対し適切な福祉用具貸与等を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、当該事業所の従業者により福祉用具貸与等を提供しなければならない。ただし、利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、当該従業者以外の者によって提供することができる。

※月ごとの勤務表に記載すべき事項

①福祉用具専門相談員の日々の勤務時間

②常勤・非常勤の別

③管理者との兼務関係等

【POINT】

× 翌月の勤務予定表が前月末までに作成されていない

× 勤務予定表の営業日に福祉用具専門相談員が配置されていない

イ 事業者は、当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のための福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

ウ 指定福祉用具貸与事業者は、適切な指定福祉用具貸与の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上

必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置※を講じなければならない。

イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 ※

事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。

A 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。

B 相談(苦情を含む。以下同じ)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が 5,000 万円以下又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。

ロ 事業主が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1 人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業者が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にすること。

([HTTPS://WWW.MHLW.GO.JP/STF/NEWPAGE_05120.HTML](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html))

加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれからの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。

(21) 研修の機会の確保等（居宅条例第 210 条の 2）

福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(22) 福祉用具の取扱種目（居宅条例第 211 条）

事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(23) 衛生管理等（居宅条例第 212 条）

ア 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

イ 事業者は、回収した福祉用具を、その種類及び材質等を考慮して適切な方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。（消毒・区分保管は貸与のみ）

福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた清拭等、その種類、材質等からみて適切な消毒方法により消毒を行うこと。

ウ 事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者（※）に行わせることができる。この場合において、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。（貸与のみ）※当該事業者が運営する他の事業所及び当該事業者が福祉用具を貸与する事業者を含む。

エ 事業者は、ウにより福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

オ 事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

【POINT】

福祉用具の保管又は消毒業務を他の事業者に行わせる場合は、当該業務が適切な方法で行われることを担保するため、当該業務に係る委託契約において、下記の事項を文書により取り決めること

イ 委託等の範囲

ロ 委託業務の実施に当たり遵守すべき条件

ハ 受託者等の従業者により委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨

→確認結果の記録を作成すること（2 年間保存）

ニ 指定事業者が委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨

→指示は文書により行うこと

ホ 指定事業者が委託業務に関し改善の必要性を認め、所要の措置を講じるよう指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨

→確認結果の記録を作成すること（2 年間保存）

ヘ 受託者等が実施した委託業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在

ト その他委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項

カ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

②感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照すること。

③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

当該研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。訓練の実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である

(24)業務継続計画の策定等（居宅条例第215条による第30条の2準用）

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために業務継続計画を策定し、従業者に対して当該計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照すること。

業務継続計画については定期的に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

・感染症に係る業務継続計画

- A 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- B 初動対応
- C 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

・災害に係る業務継続計画

- A 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備等）
- B 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- C 他施設及び地域との連携

研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。

訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

※業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する（※経過措置1年間）。
令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

(25)重要事項の掲示等（居宅条例第213条）

- ア 事業者は、事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- イ 事業者は、アに規定する重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、アの規定による掲示に代えることができる。
- ウ 事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。
- エ 書面掲示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならない。※令和7年度から義務付け

(26)記録の整備（居宅条例第214条）

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

事業者は、利用者に対する福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（オ、カに掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

- ア 福祉用具貸与計画
- イ その提供した具体的なサービスの内容等の記録

- ウ 第 208 条第 7 号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
- エ 第 212 条第 4 項に規定する結果等の記録（福祉用具の保管・消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合の、実施状況についての定期的確認、その結果等の記録）
- オ 第 215 条において準用する第 25 条の規定による市町村への通知に係る記録
- カ 第 215 条において準用する第 36 条第 2 項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- キ 第 215 条において準用する第 38 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

「その完結の日」とは、ア、イ及びオからキまでの記録については、 <u>個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日</u> 、エの記録については、 <u>居宅条例第 212 条第 4 項に規定する福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況について確認した日を指すものとする。</u>
--

(27)秘密保持等（居宅条例第 215 条による第 33 条準用）

- ア 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- イ 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- ウ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、当該利用者又はその家族の同意を文書により得ておかなければならない。

(28)広告（居宅条例第 215 条による第 34 条準用）

事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容について、虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(29)利益供与の禁止（居宅条例第 215 条による第 35 条準用）

事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、これらの者が居宅サービスの利用を希望する者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(30)苦情解決（居宅条例第 215 条による第 36 条準用）

- ア 事業者は、提供した福祉用具貸与等に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- イ 事業者は、アの苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- ウ 事業者は、提供した福祉用具貸与等に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又はその職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- エ 事業者は、市町村からの求めがあったときは、ウの改善の内容を市町村に報告しなければ

ばならない。

オ 事業者は、提供した福祉用具貸与等に係る苦情に関し、国民健康保険団体連合会が法第 176 条第 1 項第 3 号の規定により行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

カ 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、オの改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(31) 事故発生時の対応（居宅条例第 215 条による第 38 条準用）

ア 事業者は、利用者に対する福祉用具貸与等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その者の家族、その者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

イ 事業者は、アの事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

ウ 事業者は、利用者に対する福祉用具貸与等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(32) 虐待の防止（居宅条例第 215 条による第 38 条の 2 準用）

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会

虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

② 虐待の防止のための指針

指定福祉用具貸与事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③ 虐待の防止のための従業者に対する研修

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

指定訪問介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

(33) 会計の区分（居宅条例第 215 条による第 39 条準用）

事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、福祉用具貸与等の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

【POINT】

事務経費等についても案分する方法により、会計を区分すること

(34) 介護保険等関連情報の活用と P D C A サイクルの推進について（居宅条例第 3 条）

サービスの提供に当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位で P D C A サイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。この場合において、「科学的介護情報システム（L I F E : Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。

(35) 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入（居宅条例第 208 条）

利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入する。

要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の

負担が抑えられる者の割合が相対的に高い、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖を対象とする。

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と販売の選択制の導入に伴い、以下の対応を行う

ア 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員(※)が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこととする。

※介護支援専門員については、居宅介護支援及び介護予防支援の運営基準の解釈通知を改正。

イ 福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。

ウ 特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとする。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとする。

5 福祉用具貸与費の算定及び取扱い

(1) 福祉用具貸与費の単位数の算定

事業所において、福祉用具貸与を行った場合に、現に福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される 1 単位の単価（一律 10.00 円）で除して得た単位数（1 単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。ただし、1 月当たりの平均貸与件数が 100 件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準（※）を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。

※福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えないこと。

[運用に当たっての留意事項（「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」

介護保険最新情報 vol.846（令和 2 年 6 月 12 日付老高発 0612 第 1 号）より抜粋]

ア 商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定（以下「上限設定等」という。）については、平成 30 年 10 月から適用する。なお、新商品については、3 月に 1 度の頻度で上限設定等を行う。

イ 上限設定等については、3 年に 1 度の頻度で見直しを行う。ただし、見直しを行うとき、上限設定等から経過した期間が 1 年未満の新商品については見直しを行わず、次に見直しを行う年度に見直すこととする。

ウ 上限設定等を行うに当たっては、月平均 100 件以上の貸与件数となったことがある商品について適用する。

エ アからウまでについては、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。

(2) 搬出入に要する費用の取扱い

搬出入に要する費用は、現に福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、事業所が、厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、福祉用具貸与の開始日の属する月に、通常の事業の実施地域において福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される 1 単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の 100 分の 100 に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

【厚生労働大臣が定める地域】

離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法に指定する地域

※県ホームページ＞県政情報・統計＞組織・行財政＞組織・職員＞長野県の組織一覧（本庁）＞健康福祉部＞介護支援課＞介護給付費の算定に係る届出様式関係＞別紙 A＞長野県内における中山間地域等一覧表＞特別地域加算該当欄 参照

【交通費】

福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う福祉用具専門相談員 1 名の往復の交通費を合算したものをいう。最も経済的な通常の経路及び方法による交通費とすることを基本として、実費を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与し

て同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して合理的に算出するものとする。

(3) サービス種類相互の算定関係

利用者が認知症対応型共同生活介護費（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費は、算定しない。

(4) 軽度者に係る福祉用具貸与について

要支援者（要支援1・要支援2）及び要介護1の者（以下「軽度者」という。）に対する福祉用具の貸与については、要支援者の自立支援に十分な効果を上げる観点から、その状態像から見て利用が想定しにくい以下①～⑥の品目については、原則として保険給付の対象とされない。

※自動排泄処理装置については、要支援者、要介護1～3の者が対象とされない。

- | | |
|----------------|-------------------|
| ①車いす（付属品を含む） | ④認知症老人徘徊感知器 |
| ②特殊寝台（付属品を含む） | ⑤移動用リフト（つり具部分を除く） |
| ③床ずれ防止用具、体位変換器 | ⑥自動排泄処理装置 |

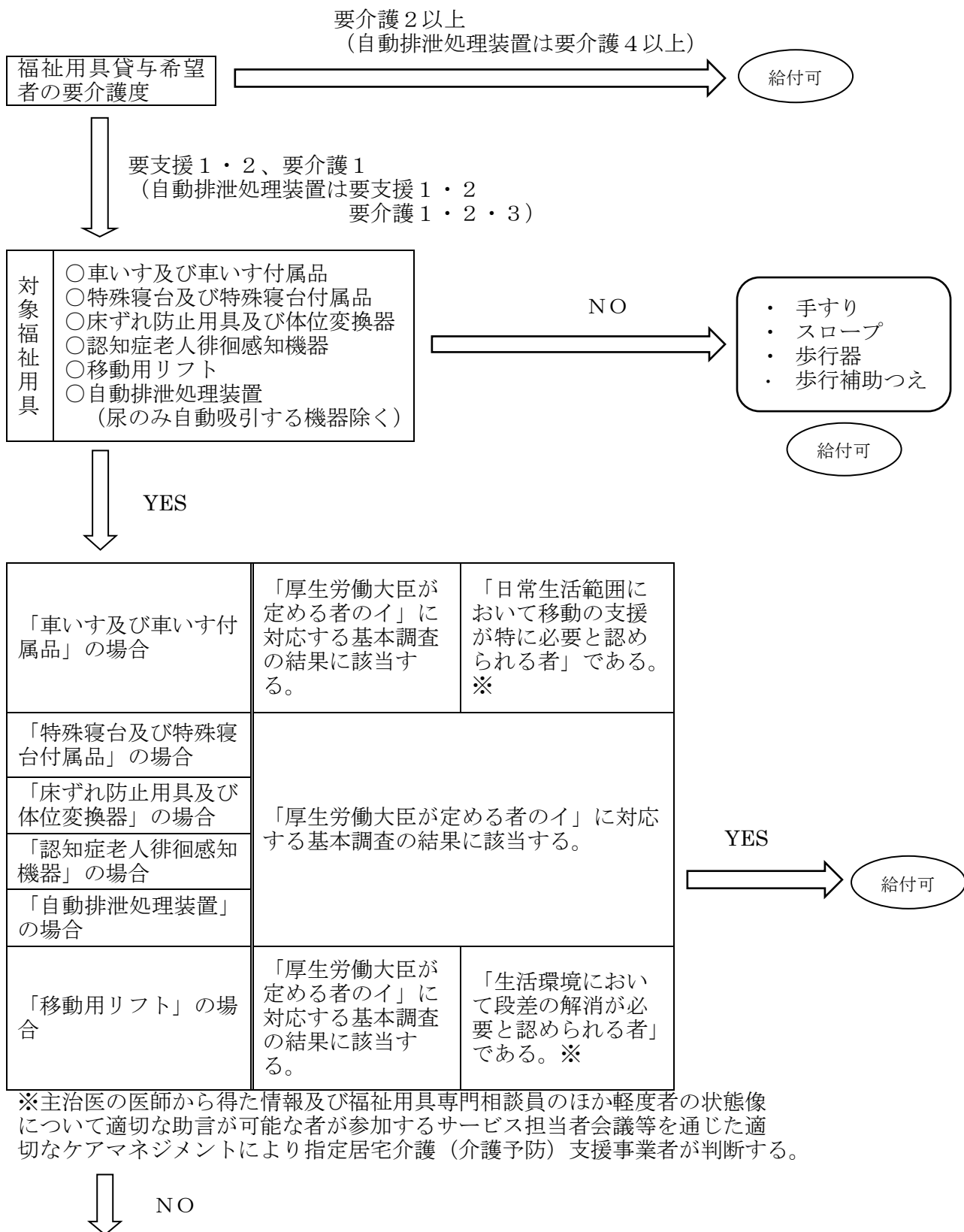
- ただし、軽度者についても、老企第36号第2の9（2）で規定する表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成11年厚生省告示第91号）別表第1の調査票のうち基本調査の直近の結果を用い、一定の状態に該当する者については、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について保険給付の対象とすることが可能となっている。また、その他一定の状態に該当し所定の手続きを得た場合にも保険給付の対象とすることができる。

（平成19年4月から適用）

※具体的な要件については次頁からの図表を参照

- 指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次の方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。
- ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写しの内容が確認できる文書を入手することによること。
- イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がいない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

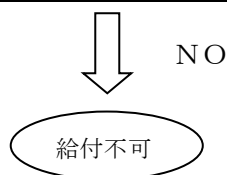
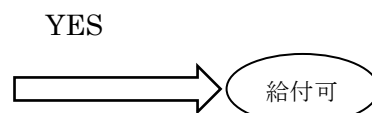
軽度者に対する福祉用具貸与の流れ（フロー図）



【平成19年4月1日以降の見直しで、以下の判断方法が追加】

①下記の(i)から(iii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、
 ②サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されており、
 ③①及び②について、市町村がその要否を判断する。

(i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって頻繁に厚生労働大臣が定める者のイに該当する者
 【例】パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象
 (ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに厚生労働大臣が定める者のイに至ると確実に見込まれる者
 【例】がん末期の急速な悪化
 (iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から厚生労働大臣が定める者のイに該当すると判断できる者
 【例】ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避
 ※例は、あくまでも(i)～(iii)の状態の者に該当する可能のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、(i)～(iii)の状態であると判断される場合もありうる。



表

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感	次のいずれにも該当する者	

知機器	(一)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 (又は) 基本調査 3-2～基本調査 3-7 のいずれか「2. できない」 (又は) 基本調査 3-8～基本調査 4-15 のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二)移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 「3. できない」
	(二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は 「4. 全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
	(一)排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」
	(二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「4. 全介助」

※該当する基本調査項目がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより居宅介護支援（介護予防支援）事業者が判断する。

6 福祉用具購入費の算定及び取扱い

(1) 福祉用具購入費の算定

ア 在宅の要介護者等が指定特定福祉用具販売事業者から特定福祉用具を購入したときは、市町村が日常生活の自立を助けるために必要と認める場合に限り、居宅介護福祉用具購入費等が支給される。

イ 福祉用具購入費の支給は償還払いで、要介護者等の支給申請書の提出により行われる。支給額は実際の購入費の9割（一定以上所得者の場合は8割又は7割（※）相当額）となっている。

※平成30年8月から、65歳以上の現役並み所得者は7割相当額の支給・3割相当額の負担

ウ 支給限度基準額は、同一年度（4月1日から12ヵ月間）で10万円。したがって、居宅介護福祉用具購入費と介護予防福祉用具購入費の総額は、10万円の9割（8割・7割）相当額を超えることができない。

- エ 同一年度内に一度、福祉用具購入費が支給されると、すでに購入した福祉用具の破損や利用者の介護の必要の程度が著しく高くなった等の特別の事情がある場合であって、市町村が必要と認めるときでない限り、以後の期間に同一種目の特定福祉用具について福祉用具購入費は支給されない。

(2) 福祉用具購入費支給申請書の提出

福祉用具購入に関しては、利用者が一旦全額を支払い、後に支給申請書を市町村に提出することで9割（8割・7割）相当額が支給される（償還払い）。福祉用具購入費支給申請書に記載・添付されるべき事項は以下のとおりである。

- ア 福祉用具の種目、商品名、製造事業者名、販売事業者名
- イ 福祉用具の購入にかかった費用、購入年月日
- ウ 福祉用具を必要とする理由（添付された居宅サービス計画の記載から明らかである場合には不要）
- エ 福祉用具の購入に係る領収書
- オ パンフレット等福祉用具の概要を記載した書面

7 福祉用具等の重大製品事故情報について

○福祉用具の製品事故等の情報収集

- ・ 福祉用具の使用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境に応じた選定がなされた上で、利用者が適切に使用するよう、継続的な使用状況の確認等、安全性を確保する必要がある。その上で、福祉用具の製品事故等の情報は重要であり、随時、様々な手段で情報収集を行うこと。
- ・ 特に、対象福祉用具の製造者名、製品名が分かった場合、利用者への貸与・販売等がなされていないか確認を行い、当該製品の利用があった場合は連絡を行い適正な手続きを行う。また、製造者名、製品名が分からなくても、事故の事例を収集し、福祉用具を貸与・販売する際に、留意点等の説明を十分行う必要がある。
- ・ 消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について、厚生労働省より情報提供が行われており、県公式ホームページ上に随時掲載している。

情報入手先	アドレス等
日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)HP	http://www.jaspa.gr.jp/
消費者庁HP-お知らせ	https://www.caa.go.jp/notice/
長野県公式ホームページ (福祉用具に関する通知、情報等)	https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureiisha/service/jigyosha/yogu.html

資料（事務連絡・通知等）

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護保険における福祉用具の選定の判断基準について

計 1 0 4 枚（本紙を除く）

Vol.1 2 9 6

令和6年8月2日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3985)
FAX：03-3595-3670

老高発 0802 第 2 号
令和 6 年 8 月 2 日

各都道府県・指定都市
介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

介護保険における福祉用具の選定の判断基準について

介護保険における福祉用具は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）の日常生活上の便宜を図り、及び機能訓練を行うための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものです。

これまで、「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」（平成 16 年 6 月 17 日老振発第 0617001 号）（以下「判断基準」という。）において、要介護度の軽い者に対する特殊寝台、車いすの貸与など、利用者の状態像からその必要性が想定しにくい福祉用具に関して、要介護者等に適正に利用されるよう、介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合等における標準的な目安として本判断基準を示してきたところです。

令和 4 年 2 月に設置した「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」にてまとめられた「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方に関するこれまでの議論の整理」において、給付対象として新たに追加された福祉用具への対応、軽度とされている者の利用も踏まえた検討、多職種連携の促進等の観点からの見直しの必要性を指摘されたことから、令和 5 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業において、文献調査や福祉用具の利用事例・事故・ヒヤリハット事例の調査、有識者へのヒアリング調査を実施し、有識者から構成される検討委員会等の複数の会議体での協議を踏まえて本判断基準を見直すこととし、新たに別紙のとおりとしたので通知します。本通知の適用にともない、平成 16 年 6 月 17 日老振発第 0617001 号厚生労働省老健局振興課長通知は廃止します。

各都道府県・指定都市介護保険主管部（局）におかれましては、福祉用具の特性と利用者の心身の状況等の適合を重要な課題と捉えていただき、自立支援の観点から適切な利用が進むよう、管内市町村及び介護支援専門員等に広く周知をお願いするとともに、下記の事項に留意の上、介護支援専門員等に対して適切な指導方よろしくお願いいたします。

また、厚生労働省では、福祉用具の特性と利用者の心身状況等とが適合した適正な福祉用具の選定が行われるよう、介護給付費請求時に必要となる届出コードを取得することができる「福祉用具届出システム」を開発し、(公財) テクノエイド協会のホームページで公開しています。加えて、福祉用具ヒヤリハット情報も同協会ホームページで公開していますので、福祉用具の選定や

安全な利用に当たっては、本判断基準と併せて、同システム等を積極的に活用していただくよう、併せて周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 福祉用具については、その特性と利用者の心身の状況等とが適応した選定が重要であることから、介護支援専門員は利用者の状態像やその変化、介護者の介護力、居住環境等を踏まえた適切なケアマネジメントにより、必要な支援内容を多職種協働による検討を通じて決定を行い、その支援の手段の一つとして福祉用具の活用を居宅サービス計画に位置付けること。
- 2 介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合及び現に福祉用具を使用している場合は、本判断基準を活用し、本判断基準に示された「使用が想定しにくい状態像」、「使用が想定しにくい要介護度」又は「留意点」に該当している場合、サービス担当学会議その他の機会を通じて福祉用具に関わる様々な専門職から、専門的な見地からの意見を求め、その妥当性について検討し、自立支援に資する居宅サービス計画の作成・見直しを行うこと。
- 3 福祉用具専門相談員をはじめ医師、看護師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、訪問介護員等といった福祉用具に関わる専門職は、本判断基準に示された「留意点」や「参考情報」を参照しつつ、サービス担当学会議その他の機会を通じ、利用者の状態像やその変化、介護者の介護力、居住環境等を十分に踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、安全に使用されるよう、介護支援専門員に対して専門的な見地にに基づき助言やサービス提供を行うこと。

介護保険における福祉用具の選定の判断基準

令和6年7月

厚生労働省老健局高齢者支援課

目次

I はしがき P2

II 活用方法 P3

III 種目全般に係る留意点 P8

- 福祉用具の選定について P8
- 福祉用具の再購入について P8
- 貸与と販売の選択制について P8
- 医師・リハ専門職等への意見の確認について P9
- 事故・ヒヤリハットの防止 P10

IV 種目別 選定の判断基準 ※平成16年度以降に追加・拡充された種目 P11

- (1) 車いす※ P12
 - (1-1) 自走用標準型車いす P13
 - (1-2) 普通型電動車いす P15
 - (1-3) 介助用標準型車いす P17
- (2) 車いす付属品 P19
- (3) 特殊寝台 P21
- (4) 特殊寝台付属品 P23
 - (4-1) サイドレール P23
 - (4-2) マットレス P25
 - (4-3) ベッド用手すり P26
 - (4-4) テーブル P28
 - (4-5) スライディングボード・スライディングマット P29
 - (4-6) 介助用ベルト※ P30
- (5) 床ずれ防止用具 P31
- (6) 体位変換器※ P33
- (7) 手すり P35
- (8) スロープ P37
- (9) 歩行器※ P38
- (10) 歩行補助つえ※ P40
- (11) 認知症老人徘徊感知機器※ P42
- (12) 移動用リフト※ P44
 - (12-1) 床走行式 P45
 - (12-2) 固定式 P47
 - (12-3) 据置式 P48
- (13) 自動排泄処理装置※ P49
- (14) 腰掛便座※ P51
- (15) 自動排泄処理装置の交換可能部品※ P53
- (16) 排泄予測支援機器※ P54
- (17) 入浴補助用具※ P56
- (18) 簡易浴槽 P58
- (19) 移動用リフトのつり具の部分 P59

V 参考情報 P60

- 1. 要介護度別索引 P61
- 2. 厚生労働省より発出されている留意事項通知等 P71
- 3. 事故・ヒヤリハット関連情報 P101

I はしがき

介護保険における福祉用具は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練（※）のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものである。

※「機能訓練のための用具」とは、単に機能訓練のためだけでなく、前述の日常生活上の便宜を図るための用具であることに留意することが必要。

「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」が平成16年に作成された背景には、介護保険の福祉用具が要介護者等の日常生活を支える道具として急速に普及、定着していた一方で、要介護度の軽い者に対する特殊寝台、車いすの貸与など、利用者の状態像からその必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例も見受けられたことがあった。そこで、福祉用具が要介護者等に適正に選定されるために、使用が想定しにくい福祉用具等が示された。今回の「介護保険における福祉用具の選定判断基準 改訂案」（以下「本判断基準」という。）は、令和4年9月に、厚生労働省が開催する「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」において、平成16年以降に新たに給付対象となった福祉用具に関する記載の追加、福祉用具の選定等における妥当性の判断に資する情報、多職種協働の促進等の観点から、見直しの必要性について取りまとめられたことを踏まえ、令和5年度厚生労働省老人保健健康増進等事業（以下「本事業」という。）で作成することとなったものである。本事業では、文献調査や福祉用具の利用事例・事故・ヒヤリハット事例の調査、有識者へのヒアリング調査を実施し、有識者から構成される検討委員会、ワーキンググループ、地域検討会といった複数の会議体にて協議を重ね、本判断基準を作成している。

本判断基準の基本的な構成は、個々の福祉用具毎に福祉用具の特性、利用者の状態から判断して、明らかに「使用が想定しにくい状態像」及び「使用が想定しにくい要介護度」、「留意点」となっている。なお、本判断基準における「使用が想定しにくい状態像」は、要介護認定における認定調査項目及び利用者の心身の状況により選択された選択肢別に整理し、「留意点」を新たに追加した。介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合や福祉用具専門相談員をはじめとする福祉用具に関わる専門職（※）が福祉用具に関連するサービスを提供する際には、本判断基準を活用していただきたい。併せて参考情報も示した福祉用具の事故・ヒヤリハット関連情報や商品情報および解説を参照するなど、安全性を確保しつつ、福祉用具の特性と利用者の心身状況や環境に適応した、適正な福祉用具の選定に役立てていただくことを期待する。

※「福祉用具に関わる専門職」とは、医師、看護師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、訪問介護員等といった、利用者に関わりのある専門職を指している。

また、本判断基準で示しているのは、福祉用具の選定を行う場合の標準的な目安（ガイドライン）であって、本判断基準に示す福祉用具の使用が想定しにくいとされる場合であっても、個別の利用者の生活環境や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もあることは、引き続き留意する必要がある。

なお、本判断基準は今後、さらに福祉用具の調査・研究、利用事例、事故・ヒヤリハット情報の収集・整理を行い、検証することによって、福祉用具給付の判断基準の追加や見直しを適宜行っていくものである。

Ⅱ 活用方法

福祉用具については、その特性と利用者の心身の状況等とが適応した選定が重要である。このため、介護支援専門員は利用者の状態像やその変化、介護者の介護力、居住環境等を踏まえた適切なケアマネジメントにより、必要な支援内容を多職種協働による検討を通じて決定を行いその支援の手段の一つとして福祉用具の活用を居宅サービス計画に位置づける。

また、福祉用具専門相談員においては、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境、居宅サービス計画に位置づけられた福祉用具が必要な理由を踏まえ、福祉用具を利用する目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与・販売計画を作成し、利用者・家族の同意を得て、介護支援専門員に交付し、福祉用具を利用者に提供する。なお、福祉用具が安全に利用されるために、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行う必要がある。更に、利用者に実際に当該福祉用具を使用しながら使用方法の指導を行うことも重要である。

介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置づける場合及び現に福祉用具を使用している場合は、本判断基準の活用を図るとともに、「使用が想定しにくい状態像」又は「使用が想定しにくい要介護度」及び「留意点」に該当している場合、サービス担当者会議その他の機会を通じて、福祉用具に関わる専門職から、専門的見地からの意見を求め、その妥当性について検討した上で、自立支援に資する居宅サービス計画の作成・見直しを行うこと。また、利用者の状態悪化や事故を防止するために、福祉用具に関わる専門職と留意点を共有し、適切に使用されているか等、定期的に使用状況の確認を行うことが必要である。

福祉用具専門相談員をはじめ当該利用者に関わる福祉用具の専門職は、本判断基準に示された「留意点」や「参考情報」を参照しつつ、サービス担当者会議その他の機会を通じ、利用者の状態像やその変化、介護者の介護力、居住環境等を十分に踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、安全に使用されるよう、介護支援専門員に対して専門的知識に基づき助言やサービス提供を行うことを期待する。

なお、本判断基準は、介護支援専門員や福祉用具専門相談員及び介護保険サービス関係者に対し、福祉用具に関する研修等において積極的に活用されることや、自治体において福祉用具の給付に関する検討の際に参照されること、地域ケア会議においても福祉用具に関する事例を取り上げる際には、可能な限りリハビリテーション専門職（以下「リハ専門職」という。）が参加し、課題の共有や気づきを促す際に活用されることが望ましい。

【本判断基準の見方】

福祉用具の種目（品目）毎に、「福祉用具の解説」「使用が想定しにくい状態像」「使用が想定しにくい要介護度」「留意点」※を記載している。また、一部の福祉用具については、「事故防止に関する注意喚起」「併用して使用することが想定しにくい福祉用具」を記載している。

※「（４）特殊寝台付属品（４-６）介助用ベルト」については、「留意点」の記載はない。

＜記載例＞

(1)車いす (1-2)普通型電動車いす

福祉用具の解説（目的、種類、給付対象となる範囲等）を記載

電動車いすは、自走用標準型車いすを操作することが難しい人が、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。

①自操用標準形、②自操用ハンドル形、③自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるもの。なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあっては、車いす本体の機構に応じて自走用標準型車いす又は介助用標準型に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあること・・・

使用が想定しにくい状態像を認定調査項目及び利用者の心身の状況により選択された選択肢別に記載

使用が想定しにくい状態像

☐ 歩行：つかまらないでできる

☐ 短期記憶：できない

【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

普通型電動車いすは、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。したがって、重度の認知症状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合は、電動車いすの安全な操作方法を習得することは困難と考えられることから、使用は想定しにくい。

福祉用具の特性から使用が想定しにくい要介護度状態区分を記載

使用が想定しにくい要介護度

☐ 要支援１・２、要介護１（※）

☐ 要介護５

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援１・２」「要介護１」、重度の認知症状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合の多い「要介護５」での使用は想定しにくい。

※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護１の者に対する福祉用具貸与について（P5・6）を参照

<記載例（続き）>

留意点

福祉用具の選定について

利用目的

- ・ 車載などに有利な折りたたみや分解ができる軽量の電動車いすもあるため、用途に合わせた選択が可能である。

⋮

種目の選定において踏まえるべき点を5つの視点（利用目的、利用者、介護者、住環境、他の福祉用具）から記載

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例を記載

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 自走用標準型車いすと同様
- ・ 上肢機能が低下し、安全に操作できない場合

利用者の状態悪化や事故等を防止するための留意点を記載

自立を阻害しないための留意について

- ・ 自走用ハンドル形電動車いすについては、重大製品事故が報告されていることから、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、・・・

重大事故情報や省庁等から発出されている注意喚起を記載

事故防止に関する注意喚起

近年、本種目では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、・・・

<参考情報>

- ・ 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
・・・

（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について

本判断基準では、福祉用具の種目別に「使用が想定しにくい要介護度」を示しているが、要支援・要介護1の者（軽度者）に対する以下の種目については、介護保険給付は原則対象外である。ただし、厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者については、要介護認定における基本調査結果等に基づく判断があった場合や、または、市町村が医師の所見・ケアマネジメントの判断等を書面等で確認の上、要否を判断した場合には、例外的に給付が可能である。

＜軽度者が原則給付対象外となる福祉用具＞

- ・車いす（付属品含む） ・特殊寝台（付属品含む） ・床ずれ防止用具 ・体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト（つり具の部分を除く。）
- ・自動排泄処理装置

（※）自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものは除く）については、要介護2及び要介護3の者も、原則給付の対象外。

要介護認定における基本調査結果に基づく判断

○要介護認定における基本調査結果に基づき、別表のとおり要否を判断する。ただし別表の、

- ・1（二）「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」
- ・2（三）「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」

については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報、福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者が判断する。（※）

（※）判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行う。

市町村による判断

○次のi) からiii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、サービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合、これらを市町村が書面等で確認し、その要否を判断する。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、別表の対象者に該当

（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに別表の対象者に該当することが確実に見込まれる

（例 がん末期の急速な状態悪化）

iii) 疾病その他の原因により、身体の重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から別表の対象者に該当すると判断できる

（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾病による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

(別表) 軽度者に対する福祉用具貸与の判断について

対象外種目	厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者	対象者に該当する基本調査の結果
1 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	1-7「3. できない」 (該当する基本調査結果なし)
2 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	1-4「3. できない」 1-3「3. できない」
3 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3「3. できない」
4 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意見の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	3-1「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 3-2～3-7のいずれか「2. できない」 又は 3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む 2-2「4. 全介助」以外
5 移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗において一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	1-8「3. できない」 2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 (該当する基本調査結果なし)
6 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便において全介助を必要とする者 (二) 移乗において全介助を必要とする者	2-6「4. 全介助」 2-1「4. 全介助」

(出所) 厚生労働省基礎資料を基に作成

Ⅲ 種目全般に係る留意点

福祉用具の選定について

介護保険の理念である一人ひとりの尊厳の保持と自立を支援するために幅広い視点から生活全般を捉え、生活の将来予測に基づく支援の調整が必要となる。このため、過度な福祉用具の使用とならないよう、本人の意思を尊重し、適切な福祉用具の選択と使用が可能となるよう支援する必要がある。

福祉用具の選定にあたっては、下記のような視点を踏まえることが重要である。なお、個々の種目の選定の視点についてはIV章を参照すること。

視点	具体的視点の例
①利用目的	要介護者等や家族の思い、希望する生活 等
②利用者	要介護者等の希望、心身の状況・変化 等
③介護者	介護力、介護技術 等
④住環境	住宅の構造、生活動線 等
⑤他の福祉用具	複数の用具を使用する場合の動作や生活の流れ 等

福祉用具の再購入について

特定福祉用具販売の種目について、利用者に対して福祉用具を提供した後に、利用者の状態の変化等に伴い、福祉用具を変更する必要がある場合には、同じ種目の福祉用具を再購入することについては、使用期間にかかわらず、福祉用具の必要性について適切なケアマネジメントにより検討することが重要である。

貸与と販売の選択制について

令和6年4月より貸与と販売の選択制が導入され、下記の種目が特定福祉用具販売の給付対象に追加されたことから、介護支援専門員又は福祉用具専門相談員は、利用者に対して、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択にあたっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行う必要がある。当該福祉用具を貸与した場合、福祉用具専門相談員は利用開始後6ヶ月以内に少なくとも一度モニタリングを行い、当該福祉用具の利用の必要性について確認することとする。

【令和6年4月より特定福祉用具販売の給付対象に追加された種目】

- スロープ
 - ・ 厚生省告示第93号（以下「貸与告示」という。）第8項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。
- 歩行器
 - ・ 貸与告示第9項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。
- 歩行補助つえ
 - ・ カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

医師・リハ専門職等への意見の確認

要介護状態の高齢者は複数の疾患や障害を抱えている。また、医療ニーズの高い疾患や予後予測が難しい状態など症状は様々である。疾患によっては特徴的な症状が把握できることもあれば、心身機能等の把握が難しく、それぞれの症状によっては、専門職の意見を聞きながら、予後予測の見立てやリスクに関する情報収集をもとにアセスメントする必要がある。適切なケアマネジメントのために、福祉用具の必要性や対処方法について、介護支援専門員や福祉用具専門相談員が、医師やリハ専門職等の意見を求めることが望ましい具体例を以下に示す。

- ・進行性疾患（パーキンソン病、脊髄小脳変性症など）により状態の変化や悪化が起こりやすい場合
- ・起立性低血圧等、血圧の変動の可能性がある場合
- ・認知機能の低下や高次脳機能障害により用具の使用や操作が難しいと考えられる場合
- ・関節に著しい拘縮や変形がある場合
- ・著しい感覚障害がある場合
- ・骨の脆弱性が疑われる場合
- ・四肢に欠損がある場合
- ・著しい筋力低下がある場合
- ・筋緊張の亢進や低下、変動がある場合
- ・重度の視覚障害の場合
- ・全身等に痛みがある場合
- ・からだが極端に大きい又小さい場合
- ・皮膚の脆弱性が疑われる場合
- ・浮腫など、循環障害が考えられる場合
- ・転倒のリスクが高いと考えられる場合
- ・嚥下障害がある場合
- ・介護者に対する指導に留意が必要と考えられる場合 等

このような利用者の状態像が観察される場合は、可能な限り医学的な情報を収集し、サービス担当者会議等を通じて適切に福祉用具が提供されることを期待する。

本判断基準の「使用が想定しにくい状態像」又は「使用が想定しにくい要介護度」に該当する、しないに関わらず、福祉用具の選定にあたっては、利用者の状態像の確認のために医師やリハ専門職等の多職種の見解を参考にすることで、利用者の心身の状況等に対し、より適応した福祉用具の選定につながることを忘れてはならない。

また、介護保険給付は原則対象外とされる場合であっても、疾病その他の原因、個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もあるため、一律に適応外とすべきではないことに留意する必要がある。介護保険給付が原則対象外となる要支援・要介護1の者について、厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者の場合は、市町村による判断の、i)～iii)において、いずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されている場合には、例外的に給付が可能である（「Ⅱ 活用方法（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について」（P5・6）参照）。i)～iii)の例として示されている「パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象」や「がん末期の急速な状態悪化」、「ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎」などの可能性が予見される場合は、医療ニーズの高い要介護者等であり、適時に提供するためには、周囲の支援者との情報共有は、特に注意が必要である。

事故・ヒヤリハットの防止

福祉用具においては、利用者の状態像と機器が適応していないことや、利用方法や機器の不具合等が原因で事故やヒヤリハットが発生している。

このため、福祉用具専門相談員は当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等について十分な説明を利用者の家族や訪問介護員等（以下「家族等」という。）に行った上で、実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行い、安全に使用できることを確認することが重要である。

また、当該利用者に関わる専門職は、それぞれのサービス提供時の事故防止に留意することや、当該福祉用具を提供した後に利用者が適切でない利用方法で使用していないか、不具合が生じていないか等を念頭に、利用者の日々の使用状況について確認を行うことが望ましい。

なお、個々の用具について発生している重大事故の例について、各種目の章に掲載しているが、同様の事故が発生しないよう注意喚起や指導を含めた貸与・販売計画を作成することやサービス担当者間の情報共有が重要となる。

さらに、事故・ヒヤリハット情報については、介護サービス関係者に対しても広く周知され活用されることが重要である。

IV 種目別 選定の判断基準

(1) 車いす	P12
(1-1) 自走用標準型車いす	P13
(1-2) 普通型電動車いす	P15
(1-3) 介助用標準型車いす	P17
(2) 車いす付属品	P19
(3) 特殊寝台	P21
(4) 特殊寝台付属品	P23
(4-1) サイドレール	P23
(4-2) マットレス	P25
(4-3) ベッド用手すり	P26
(4-4) テーブル	P28
(4-5) スライディングボード・スライディングマット	P29
(4-6) 介助用ベルト	P30
(5) 床ずれ防止用具	P31
(6) 体位変換器	P33
(7) 手すり	P35
(8) スロープ	P37
(9) 歩行器	P38
(10) 歩行補助つえ	P40
(11) 認知症老人徘徊感知機器	P42
(12) 移動用リフト	P44
(12-1) 床走行式	P45
(12-2) 固定式	P47
(12-3) 据置式	P48
(13) 自動排泄処理装置	P49
(14) 腰掛便座	P51
(15) 自動排泄処理装置の交換可能部品	P53
(16) 排泄予測支援機器	P54
(17) 入浴補助用具	P56
(18) 簡易浴槽	P58
(19) 移動用リフトのつり具の部分	P59

(1)車いす

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が座ったまま移動するための福祉用具である。また、移動のためだけではなく、移動できるいすとして離床生活を促し、寝たきりによる廃用症候群を防止する役割を果たす。自走用標準型車いす、普通型電動車いす、介助用標準型車いすの種類がある。

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用目的

- ・ 使用目的、使用環境等を踏まえて、車いすの選定を行う。

利用者

- ・ 座位能力や駆動能力を評価し、身体計測に基づき座幅等の採寸を行い選定を行う。

他の用具

- ・ クッションの材質・形状は駆動のしやすさと移乗のしやすさ、座位時間を踏まえて選定する。
- ・ 歩行器や歩行補助つえを活用することで長時間の移動が可能となる場合は、当該福祉用具の併用や変更について検討する。

自立を阻害しないための留意について

- ・ まったく駆動動作ができない場合を除いて、使用環境に応じた、自力で駆動可能な車いすを検討する。
- ・ 移動目的の使用にもかかわらず、長時間の座位使用により行動制限となっていないか確認する。

(1)車いす

(1-1)自走用標準型車いす

自走用標準型車いすは、要介護者等が自ら手でハンドリムを操作したり、足で床を蹴って移動したりする福祉用具である。

①自走用標準形、②自走用座位変換形及び③パワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む。）④自走用スポーツ形及び⑤自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。

①自走用標準形

一般的に用いる自走用車いすで、後輪にハンドリムを装備し、バックサポートの種類は固定式、着脱式、折りたたみ式及びそれらと同等の方式であり、特別な座位保持具はつかず、任意にバックサポート角度が変えられないもので、前輪はキャスト、後輪は大径車輪の4輪で構成したもの。日常生活用で特殊な使用目的のものは除く。また、モジュラー式車いすを含み、各部の調節、脱着及びフレームの折りたたみ方式は限定しない。

②自走用座位変換形

座位の位置及び/又は姿勢変換を主目的とした車いすで、身体支持部のティルト機構、リクライニング機構、昇降機構、旋回機構、スタンドアップ機構などを組み込んだ自走用車いす。

③自走用パワーアシスト形

自走用標準形車いすにパワーアシストが付いた自走用車いすで、後輪ハンドリム駆動方式のもの。モジュラー式車いすを含み、各部の調節、脱着及びフレームの折りたたみ方式は限定しない。

④自走用スポーツ形

各種のスポーツのために特別に工夫した、スポーツ専用の車いす。レース用、テニス用、バスケットボール用、スラローム用及びレジャー用などを含む。

（出所）JIS T9201:2006「附属書1（規定）車いすの形式分類」「2.車いす形式分類の定義」より一部引用

使用が想定しにくい状態像

□ 歩行：つかまらないでできる

【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□ 要支援1・2、要介護1（※）

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援1・2」「要介護1」での使用は想定しにくい。

※ただし、厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者については、要介護認定における基本調査結果等に基づく判断があった場合や、または、市町村が医師の所見・ケアマネジメントの判断等を書面等で確認の上、要否を判断した場合には、例外的に給付が可能。（以下「※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照」という。）

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用目的

- 手で操作する場合は操作しやすい位置にハンドリムがくるものを、足で床を蹴って移動する場合は蹴りやすいシート高のものやフットサポートが着脱できるものを選ぶ。

利用者

- 車いすでの長時間にわたる活動を支援するため、座位の基盤となる座（シート）、背もたれの機能に配慮し、上肢や体幹の運動を制限することなく骨盤を安定して支持できるものを選ぶ必要がある。

介護者

- 適正な身体支持が得られる範囲なら、できるだけコンパクトなものの方が狭いところでの移動が行いやすくなる。持ち運びにはできるだけ軽量でコンパクトに収納できるものが安全に利用でき、介護者の負担も軽減できる。

住環境

- 乗り移りや車いすでの作業をしやすくするために、アームサポートやレッグサポートの形式や形状に注意を払うことも重要である。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- 不良な座位姿勢（左右へのからだの傾き、すべり落ちそうな座り方等）となりやすい場合
- 姿勢の変換能力に低下がある場合

事故防止に関する注意喚起

近年、本種目では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、本種目の使用にあたっては、これらの情報等が掲載されている「Ⅴ参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

＜参考情報＞

- 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- 国民生活センター「手動車椅子の破損に注意」
(https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20200319_4.pdf)
- 日本福祉用具・生活支援用具協会車いす・姿勢保持部会、日本福祉用具評価センター、製品安全協会「車椅子の使い方」
(http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2019/12/wheelchair_20191118.pdf)
- 日本福祉用具・生活支援用具協会「「車椅子」の理解と正しい選定・指導の方法」
(<https://www.youtube.com/watch?v=pIUTYZTYqSM>)

(1)車いす (1-2)普通型電動車いす

電動車いすは、自走用標準型車いすを操作することが難しい人が、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。

①自操用標準形、②自操用ハンドル形、③自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるもの。なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあつては、車いす本体の機構に応じて自走用標準型車いす又は介助用標準型に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

①自操用標準形

自操用電動車いすで、前2輪、後2輪の四輪で構成したもので、駆動方式は限定しない。身体支持部のうち、シート、バックサポート及びフット・レッグサポートは、任意に角度が変えられない機構で、主に操作方法はジョイスティック方式とする。

なお、パワーステアリング機構を装備したものも含む。

②自操用ハンドル形

操だ（舵）を直接ハンドル操作によって使用する自操用電動車いす。3輪又は4輪で構成したもの。

③自操用座位変換形

座位の位置又は姿勢変換を主目的としている自操用電動車いす。姿勢変換のためのリクライニング機構、リフト機構、スタンドアップ機構及びチルト機構を装備している。ただし、単純な座の旋回だけのものは含まない。

（出所）JIS T9203:2010「附属書JA（規定）電動車いす形式分類」「JA.2 電動車いす形式分類の定義」より一部引用

使用が想定しにくい状態像

□ 歩行：つかまらないでできる

□ 短期記憶：できない

【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

普通型電動車いすは、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。したがって、重度の認知症状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合は、電動車いすの安全な操作方法を習得することは困難と考えられることから、使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□ 要支援1・2、要介護1（※）

□ 要介護5

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援1・2」「要介護1」、重度の認知症状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合の多い「要介護5」での使用は想定しにくい。

※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用目的

- ・ 車載などに有利な折りたたみや分解ができる軽量型の電動車いすもあるため、用途に合わせた選択が可能である。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 自走用標準型車いすと同様
- ・ 上肢機能が低下し、安全に操作できない場合

自立を阻害しないための留意について

- ・ 自走用ハンドル形電動車いすについては、重大製品事故が報告されていることから、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、利用者の身体機能、認知機能、利用環境等の確認を踏まえ、利用者に対して操作指導を行い、操作指導の中でも安全に利用できることを確認する。利用者が適切でない利用方法で使用していないか、不具合が生じていないか等を念頭に、使用状況について確認を行い、安全利用について変化を認識した場合は、貸与継続の必要性について検討するとともに、貸与を中止する場合は、必要な支援内容を再検討する。

事故防止に関する注意喚起

近年、本種目では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、本種目の使用にあたっては、これらの情報等が掲載されている「Ⅴ参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

<参考情報>

- ・ 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- ・ 消費者安全調査委員会「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故」
(https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_009/pdf/report_009_180129_0001.pdf)
- ・ 全国福祉用具専門相談員協会
「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン」
「ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のための指導手順書」
(https://www.zfssk.com/topics_detail.php#953)
- ・ 電動車いす安全普及協会「電動車いす安全利用の手引き（事故事例）」
(https://www.den-ankyo.org/guidance/img/tebiki_p14.pdf)
- ・ 電動車いす安全普及協会「電動車いす安全運転のすすめ」
(<https://www.den-ankyo.org/guidance/movie.html>)

(1)車いす (1-3)介助用標準型車いす

介助用標準型車いす（介助用電動車いすも含む）は、移動に必要な操作を介護者が行う福祉用具である。通常ハンドリムはなく、全体をコンパクトにするため、後輪には径が小さな車輪（12～18インチ）が用いられている。多くは手押しグリップに介助用ブレーキレバーがついている。

①介助用標準形、②介助用座位変換形、③介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）。

①介助用標準形

一般的に用いる介助用車いすで、特別な座位保持具やハンドリムはなく、バックサポートの種類は固定式、着脱式、折りたたみ式及びそれらと同等の方式であり、任意にバックサポート角度が変えられないもので、前輪はキャスト、後輪は中径車輪以上で構成したもの。シートベルトを装備しているものもある。

②介助用座位変換形

座位保持及び/又は姿勢変換を目的とした介助用車いすで、姿勢を保持しているのが困難な使用者のために、個々に合わせて体幹を保持するパッド、シートなどや身体支持部のリクライニング機構、ティルト機構、昇降機構、旋回機構、スタンドアップ機構などを備えた車いす。

③介助用パワーアシスト形

パワーアシストがついた介助用標準形車いす。各部の調整、調節、脱着、フレームの折りたたみ方式などは限定しない。

（出所）JIS T9201:2006「附属書1（規定）車いすの形式分類」「2.車いす形式分類の定義」より一部引用

使用が想定しにくい状態像

□ 歩行：つかまらないでできる

【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□ 要支援1・2、要介護1（※）

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援1・2」「要介護1」での使用は想定しにくい。

※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用者

- 要介護者等が安定した座位がとれず、姿勢が崩れやすい場合には身体支持に直接関わる座、背もたれ、アームサポート、レッグサポートとクッションまたはパット等の併用などの座位保持機能に配慮して選ぶ必要がある。
- 必要な場合にはティルトやリクライニング機能を検討する必要がある。乗り移りに介助が必要な場合にはアームサポートやレッグサポートが脱着式又は外方折りたたみ式のものを選ぶと安全に利用でき、介護者の負担も軽減できる。

介護者

- 持ち運びにはできるだけ軽量でコンパクトに収納できるものが安全に利用でき、介護者の負担も軽減できる。

住環境

- 居室内の幅の狭い廊下等狭小スペース等で使用する場合は旋回や取り回しなど操作性に配慮して選ぶ必要がある。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- 自走用標準型車いすと同様

事故防止に関する注意喚起

近年、本種目では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、本種目の使用にあたっては、これらの情報等が掲載されている「Ⅴ参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

＜参考情報＞

- 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- 国民生活センター「手動車椅子の破損に注意」
(https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20200319_4.pdf)
- 日本福祉用具・生活支援用具協会車いす・姿勢保持部会、日本福祉用具評価センター、製品安全協会「車椅子の使い方」
(http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2019/12/wheelchair_20191118.pdf)
- 日本福祉用具・生活支援用具協会「「車椅子」の理解と正しい選定・指導の方法」
(<https://www.youtube.com/watch?v=pIUTYZTYqSM>)

(2)車いす付属品

車いす付属品は、車いす及び電動車いすに関する付属品である。車いすと一体的に使用されるものであり、利用することにより、貸与あるいは使用している車いすの利用効果の増進に資するものに限られる。車いすの座又は背もたれに置いて使用する①クッション又はパッド、②電動補助装置、③テーブル、④ブレーキ等がある。

①クッションまたはパッド

車いすのシートまたは背もたれにおいて使用することができるものに限る。座位の姿勢保持、床ずれの予防や疼痛の緩和等を目的として用いる。

②電動補助装置

自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置。電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。

③テーブル

車いすに装着して使用することが可能なものに限る。

④ブレーキ

車いすの速度を制御する機能を有するものまたは車いすを固定する機能を有するものに限る。

使用が想定しにくい状態像

- 併用している車いす（自走用標準型、介助用標準型、普通型電動）と同様
但し、自操用の電動補助装置は、普通型電動車いすと同様

使用が想定しにくい要介護度

- 併用している車いす（自走用標準型、介助用標準型、普通型電動）と同様
但し、自操用の電動補助装置は、普通型電動車いすと同様

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用者

- クッションまたはパッドを利用する場合、不良な座位姿勢により転倒・転落しないようアームサポートの高さを調整する。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- 不良な座位姿勢（左右へのからだの傾き、すべり落ちそうな座り方等）となりやすい場合

自立を阻害しないための留意について

- クッションまたはパッドを利用する場合、車いすを利用することで不良な座位姿勢とならないよう、福祉用具専門相談員が使用環境や時間帯・使用時間等を踏まえて、利用者の身体に合った車いすの選定・調整に関する助言を行う。
- 車いすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように車いすテーブルをつけることは、身体拘束にあたる原則禁止となる行為である（介護保険指定基準において、「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為」は禁止されている。）。緊急やむを得ない場合にあっては、車いすテーブルをつける場合は、慎重な手続きが必要となる。
（参考）身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

事故防止に関する注意喚起

近年、電動補助装置では重大事故が発生している。そのため、使用にあたっては、事故等に関する情報が掲載されている「Ⅴ参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

＜参考情報＞

- 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)

(3)特殊寝台

特殊寝台は、分割された床板が可動することにより、起き上がり等の動作を補助する福祉用具で、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が身体を痛める危険性を避けるためにも用いられる。

サイドレールが取り付けがあるもの又は取り付けることが可能なもので、1. 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能もしくは2. 床板の高さが無段階に調整できる機能のいずれかを有するもの。

使用が想定しにくい状態像

□ 寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる

【考え方】

特殊寝台は、起き上がり等の動作を補助するもので、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が無理な姿勢で介助を行うことにより身体を痛める危険性を避けるために使用される福祉用具である。したがって、寝返り、起き上がり、立ち上がりがつかまらないでできる場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□ 要支援1・2、要介護1（※）

特殊寝台は、起き上がり等の動作を補助するもので、要介護者等の自立を支援するとともに、介護者が無理な姿勢で介助を行うことにより身体を痛める危険性を避けるために使用される福祉用具である。したがって、寝返り、起き上がり、立ち上がりの動作が可能な場合が多い「要支援1・2」「要介護1」での使用は想定しにくい。

※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

住環境

- ・ 特殊寝台の重量により床が破損することがないように、設置する床の強度を確認する。
- ・ 福祉用具としては比較的大きなスペースを必要とするものであり、部屋の形態、出入り口の位置、起き上がる方向など、動作の仕方を考慮して配置を決めることが重要である。

他の用具

- ・ マットレスやサイドレールなどの付属品によって、背上げや膝上げ、高さ調整機能が阻害されることがないように、適応機種を確認する必要もある。
- ・ 当該福祉用具の利用前後の動作において、車いすや手すり等の他の福祉用具を活用する際は移乗しやすい設置位置を検討する。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- 特殊寝台とマットレスの体位変換機能を同時に使用する場合 等

自立を阻害しないための留意について

- 急性期や終末期を除き、ベッド上での生活時間が長くなると寝たきりのリスクを著しく増大させるため、長座位から端座位へと動作を目標とした利用も検討し、寝たきりにならないよう留意する。
- 背部や脚部の操作を行った場合、床ずれ防止のため背抜きや衣服のシワの修正を行う。また、背上げの角度を大きく上げる場合は、腹部の圧迫やバイタルサインにも留意すること。
- 長時間の背上げ座位や頻繁な背上げ操作は、床ずれを形成しやすくするため注意が必要である。
- 特殊寝台の電動機能（背上げ、脚上げ、高さ調節）を日常的に利用せずにベッド上動作が自立している場合は、貸与継続の必要性について検討する。

事故防止に関する注意喚起

近年、本種目では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、本種目の使用にあたっては、これらの情報等が掲載されている「V参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

<参考情報>

- 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- 医療・介護ベッド安全普及協議会「続 医療・介護ベッドここが危ない!!!」
(<http://www.bed-anzen.org/data/use/jikobousinitsuite.pdf?2023-09-26>)
- 日本福祉用具・生活支援用具協会、医療・介護ベッド安全普及協議会、経済産業省、製品評価技術基盤機構「介護ベッドの事故に注意しましょう!」
(<http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2021/11/r3anzen.pdf>)
- 医療・介護ベッド安全普及協議会「医療・介護ベッド安全点検チェック表」
(http://www.bed-anzen.org/data/use/anzentenken_check.pdf?2022-09-27)
- 医療・介護ベッド安全普及協議会「医療・介護ベッドに潜む危険」
(<http://www.bed-anzen.org/video/index.html>)

(4)特殊寝台付属品

(4-1)サイドレール

サイドレールは、要介護者等の転落予防や寝具のずれ落ち予防を目的として、多くは特殊寝台のフレームに差し込んで使用する福祉用具である。利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。

使用が想定しにくい状態像

□ 寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる

【考え方】

サイドレールは、特殊寝台からの転落防止や寝具のズレ落ちを防ぐために使用するものである。見守り、支えがあれば移動等に関連する動作が可能な場合には、特殊寝台からの転落や寝具のズレ落ちを自ら防ぐことができると考えられる。なお、起き上がりや立ち上がりの支えとしてサイドレールを使用することは危険を伴うため、使用すべきでない。

使用が想定しにくい要介護度

□ 特殊寝台と同様

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用者

- 著しい不随意運動（自分の意思に反して身体の一部が動いてしまう症状）が見られる場合は、格子状の部分に挟まれないようにカバーがついたタイプや板状のタイプを使用する必要がある。

住環境

- 寝室における特殊寝台の位置、要介護者等の起き上がりやすい方向や車いす配置などを考慮し、特殊寝台に対する取付け位置や本数を決定する必要がある。

他の用具

- サイドレールを使用する場合、床ずれ防止用具の厚みによって利用者の転落や寝具のずれ落ちが起こらないよう留意する必要がある。

自立を阻害しないための留意について

- 利用者が自分で特殊寝台から降りられないように、ベッドをサイドレールで囲む事は、身体拘束にあたる原則禁止となる行為である（介護保険指定基準において、「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為」は禁止されている。）。緊急やむを得ない場合にあらためるために、特殊寝台から降りれないようベッドをサイドレールで囲む場合は、慎重な手続きが必要となる。

（参考）身体拘束ゼロへの手引き（厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

事故防止に関する注意喚起

本種目の使用にあたっては、以下の注意喚起情報等が掲載されている「V 参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

<参考情報>

- 医療・介護ベッド安全普及協議会「続 医療・介護ベッドここが危ない！！」
(<http://www.bed-anzen.org/data/use/jikobousinitsuite.pdf?2023-09-26>)
- 日本福祉用具・生活支援用具協会、医療・介護ベッド安全普及協議会、経済産業省、製品評価技術基盤機構「介護ベッドの事故に注意しましょう！」
(<http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2021/11/r3anzen.pdf>)
- 医療・介護ベッド安全普及協議会「ベッド柵類ではさまれについてのご注意」
(http://www.bed-anzen.org/data/use/attention_rousing.pdf)
- 医療・介護ベッド安全普及協議会「介護ベッドのサイドレール・手すり等による事故等についてのご注意」
(http://www.bed-anzen.org/data/use/img_2151022_0001.pdf)
- 医療・介護ベッド安全普及協議会「医療・介護ベッド安全点検チェック表」
(http://www.bed-anzen.org/data/use/anzentenken_check.pdf?2022-09-27)
- 医療・介護ベッド安全普及協議会「医療・介護ベッドに潜む危険」
(<http://www.bed-anzen.org/video/index.html>)

(4)特殊寝台付属品

(4-2)マットレス

マットレスは、特殊寝台上で要介護者等の身体を支える福祉用具である。特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。

使用が想定しにくい状態像

□ 特殊寝台と同様

使用が想定しにくい要介護度

□ 特殊寝台と同様

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用者

- ・ 脊柱の生理的な湾曲を妨げず、寝返りや睡眠中の体動が容易な固さを選ぶ。
- ・ 身体の沈み込みによって、寝返りや起き上がりなどの動作がしにくくなることを避ける。
- ・ 身体機能の低下などにより体圧分散効果を重視する必要がある場合には、床ずれ防止用具などの使用を検討する。

他の用具

- ・ 特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度を妨げないよう折れ曲がり可能であり、利用者の寝心地を確保する柔軟性が要求される。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 特殊寝台とマットレスの体位変換機能を同時に使用する場合 等

事故防止に関する注意喚起

近年、本種目では重大事故が発生している。そのため、使用にあたっては、事故等に関する情報が掲載されている「V参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

<参考情報>

- ・ 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)

(4)特殊寝台付属品

(4-3)ベッド用手すり

ベッド用手すりは、起き上がり、立ち上がり、車いすへの移乗動作を補助することを目的とした福祉用具である。特殊寝台の側面に取り付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。

使用が想定しにくい状態像

□ 特殊寝台と同様

使用が想定しにくい要介護度

□ 特殊寝台と同様

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

住環境

- ・ 寝室における特殊寝台の位置、起き上がりやすい方向や車いすの配置などを考慮して、取り付け位置を決定する必要がある。

他の用具

- ・ 当該福祉用具の利用前後の動作において、車いすや手すり等の他の福祉用具を活用する際は転倒防止や移乗のしやすさの観点から設置位置を検討する。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 著しい不随意運動（自分の意思に反して身体の一部が動いてしまう症状）が見られる場合
- ・ 利用者が介助なしに当該福祉用具を使用する場合 等

事故防止に関する注意喚起

近年、本種目では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、本種目の使用にあたっては、これらの情報等が掲載されている「V参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

<参考情報>

- ・ 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- ・ 医療・介護ベッド安全普及協議会「続 医療・介護ベッドここが危ない！！」
(<http://www.bed-anzen.org/data/use/jikobousinitsuite.pdf?2023-09-26>)
- ・ 日本福祉用具・生活支援用具協会、医療・介護ベッド安全普及協議会、経済産業省、製品評価技術基盤機構「介護ベッドの事故に注意しましょう！」(<http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2021/11/r3anzen.pdf>)
- ・ 医療・介護ベッド安全普及協議会「ベッド柵類でのはさまれについてのご注意」
(http://www.bed-anzen.org/data/use/attention_rousing.pdf)
- ・ 医療・介護ベッド安全普及協議会「介護ベッドのサイドレール・手すり等による事故等についてのご注意」
(http://www.bed-anzen.org/data/use/img_2151022_0001.pdf)
- ・ 医療・介護ベッド安全普及協議会「医療・介護ベッド安全点検チェック表」
(http://www.bed-anzen.org/data/use/anzentenken_check.pdf?2022-09-27)
- ・ 医療・介護ベッド安全普及協議会「医療・介護ベッドに潜む危険」
(<http://www.bed-anzen.org/video/index.html>)

(4)特殊寝台付属品

(4-4)テーブル

テーブルは、主に食事などの動作(あるいは介助動作)を特殊寝台上で容易に行うための小型の作業台である。特殊寝台の上で使用することができるもので、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるものに限る。

使用が想定しにくい状態像

☐ 特殊寝台と同様

使用が想定しにくい要介護度

☐ 特殊寝台と同様

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

住環境

- サイドレールの上で使用するサイドレール取り付け式テーブルは、必要なときだけ取り付けて使用できるため、収納が容易であるが、高さの調節はできない。また、自在輪がついた脚部をもつスタンド式テーブルは、適度な高さに調節して使用できるが、特殊寝台の傍らにスタンドを抜き差しできるだけのスペースが必要となる。特殊寝台を配置するスペースや要介護者等あるいは介護者が作業を行う姿勢を念頭においてタイプを選択する必要がある。

自立を阻害しないための留意について

- テーブルは体重を支えるように設計されたものではないため、起き上がり、立ち上がり、車いすへの移乗動作等に使用することは危険であり、このような場合は、ベッド用手すりを利用すべきである。

(4)特殊寝台付属品

(4-5) スライディングボード・スライディングマット

スライディングボード・スライディングマットは、臥位や座位で特殊寝台から車いす等へ移乗する際、臀部が滑りやすいように、また間隙や突起物などの障壁を越えやすいように、特殊寝台と車いす等の間に敷いて使用する福祉用具である。多くはプラスチック製であるが、木製もある。滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。

使用が想定しにくい状態像

- 歩行：つかまらないでできる
- 立ち上がり：つかまらないでできる

【考え方】

スライディングボード・スライディングマットは、臥位や座位で特殊寝台から車いす等へ移乗する際、臀部が滑りやすいように、また間隙や突起物などの障壁を越えやすいようにする福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる、立ち上がりがつかまらないでできる場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

- 特殊寝台と同様

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用者

- ・ 座位で移乗する機器を使用する場合、当該福祉用具を使用する対象者は自分で座位を保つことができる利用者となる。

他の用具

- ・ 使用にあたっては、特殊寝台の高さを調整する、車いすのレッグサポートを着脱式にする、車いすのアームサポートを脱着・跳ね上げできるようにするなど環境を整えることも必要である。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 座位が不安定な場合
- ・ 当該福祉用具を移乗の自立を目的に使用する場合 等

(4)特殊寝台付属品

(4-6) 介助用ベルト

介助用ベルトは、居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易で安全に介助することができ、介護者の負荷軽減や腰痛予防に資する福祉用具である。

使用が想定しにくい状態像

- ☐ 歩行：つかまらないでできる
- ☐ 立ち上がり：つかまらないでできる

【考え方】

介助用ベルトは、居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易で安全に介助することができる福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる、立ち上がりがつかまらないでできる利用者の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

- ☐ 特殊寝台と同様

(5) 床ずれ防止用具

床ずれ防止用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。次のいずれかに該当するものをいう。

1. 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。
2. 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

使用が想定しにくい状態像

□ 寝返り：つかまらないでできる

【考え方】

床ずれ防止用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。したがって、つかまらないで寝返りなどの動作が可能な場合、自らの力で体圧分散を図ることができるため、使用が想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□ 要支援1・2、要介護1（※）

床ずれ防止用具は、臥床時の体圧分散を図ることを目的とした福祉用具である。「要支援1・2」、「要介護1」の場合、寝返りが可能な場合が多く、自らの力で体圧分散を図ることができるため、使用が想定しにくい。

※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

他の用具

- ・ サイドレールを使用する場合、床ずれ防止用具の厚みによって利用者の転落や寝具のずれ落ちが起こらないよう留意する。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 体位変換器を併用する場合

自立を阻害しないための留意について

- ・ 体圧の分散は、寝返りなどの動作に対する反力を吸収することになるため、利用者の寝返り等の動作能力に合わせて、導入時期と体圧分散効果の度合いを評価することが重要である。
- ・ 床ずれ防止は単に圧力の問題だけではなく、皮膚の摩擦、尿などの漏れ、栄養状態などが大きく関与するため、これらに対する対策も十分に検討する必要がある。

事故防止に関する注意喚起

本種目の使用にあたっては、以下の注意喚起情報等が掲載されている「V参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

＜参考情報＞

- ・ 日本福祉用具・生活支援用具協会床ずれ防止用具部会「床ずれ防止用具安全・安心ハンドブック」
(<http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2014/11/tokozure120309.pdf>)

(6) 体位変換器

体位変換器は、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、体と床面の摩擦抵抗を少なくしたりすることで、仰臥位から側臥位又は座位への体位の交換を容易にすることを目的とした福祉用具である。ただし、専ら体位を保持するためのもの、就寝や安息のための用途に供されるもの（まくら、座布団等）は除かれる。

使用が想定しにくい状態像

□ 寝返り：つかまらないでできる

【考え方】

体位変換器は、寝返りなど姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具である。したがって、寝返りがつかまらないでできる場合、自らの力で姿勢変換を行うことができるため、体位変換器の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□ 要支援 1・2、要介護 1（※）

体位変換器は、寝返りなど姿勢変換の介助を容易にすることを目的とした福祉用具である。したがって、「要支援 1・2」、「要介護 1」の場合、寝返りが可能な場合が多く、自らの力で姿勢変換を行うことができるため、使用が想定しにくい。

※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

介護
利用者

- ・ 動力を用いて周期的な寝返りを促す機種もあるが、介護者の状況と要介護者等の身体機能を総合的に評価して選定することが重要である。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 床ずれ防止用具を併用する場合 等

自立を阻害しないための留意について

- 仰臥位から座位への体位の変換を行う起き上がり補助装置等の体位変換器については、安全性の確保のため、転落等が予想されるベッド上での使用や、当該機器が設計上想定しない場面での使用は行わないよう、利用者や介護者へ説明すること。

(7) 手すり

手すりは、立ち上がり、歩行、姿勢の変換時などにこれを握ったり、手や腕をのせて使用したりする福祉用具で、体重を支えてバランスを保持することを目的としている。

次の1、2のいずれかに該当するものに限られる。なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。

1. 居宅の床に置いて使用すること等により、転倒防止若しくは移動又は移乗動作を補助することを目的とするもの
2. 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作を補助することを目的とするもの

使用が想定しにくい状態像

☐ 特になし

使用が想定しにくい要介護度

☐ 特になし

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用目的

- ・ 寝返り、起き上がり、座位保持、歩行などの場面で、手すりの握り方、力のかけ方（押すあるいは引く）を十分に検討することが重要である。
- ・ 利用目的に適した種類・個数・設置場所（位置や高さ）を、利用者の身体機能、住環境、動線等の観点から検討する。特に複数個を貸与する場合は、使用方法や動作方法等を踏まえた適切な評価に基づき、適切な個数を判断する必要がある。

住環境

- ・ 手すりの貸与にあたっては、安全性を高める観点から住宅改修における「手すりの取り付け」について検討した上で、利用者の状態変化の可能性、利用者の住環境における設置可否等を踏まえて選定する。手すりを貸与する場合であっても、長期間の利用が考えられる、あるいは長期間となっている場合は、住宅改修における「手すりの取り付け」に移行することも検討する。

自立を阻害しないための留意について

- ・ 歩行能力が変化（改善又は悪化）した場合は、利用者の状態や環境に合った移動様式を確認し、歩行補助具等の導入も併せて検討する。

事故防止に関する注意喚起

近年、本種目では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、本種目の使用にあたっては、これらの情報等が掲載されている「Ⅴ参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

＜参考情報＞

- ・ 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- ・ 日本福祉用具・生活支援用具協会手すり部会「「床置き型手すり」を安全にお使いいただくために」(<http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2023/01/tesuri-yukaoki.pdf>)
- ・ 日本福祉用具・生活支援用具協会手すり部会「「突っ張り型手すり」を安全にお使いいただくために」(<http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2023/01/tesuri-tuppari.pdf>)
- ・ 日本福祉用具・生活支援用具協会手すり部会「「固定型手すり」を安全にお使いいただくために」(<http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2023/01/tesuri-kotei.pdf>)

(8) スロープ

スロープは、主に車いすや歩行器（車輪付き）のように車輪のついた用具を使用する際に有効な段差解消のための福祉用具である。玄関の上がりかまちや段差等に使用する板状のものやレール状のもの、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものがある。

個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。

使用が想定しにくい状態像

□ 特になし

使用が想定しにくい要介護度

□ 特になし

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

介護者

- 介護者の介護力や安全性の確保を念頭に置いて、勾配の緩急やスロープの長さ・重さ、持ち運びのし易さを総合的に判断して選定する必要がある。

住環境

- スロープの貸与にあたっては、安全性を高める観点から、住宅改修における「段差の解消」について検討した上で、利用者の状態変化の可能性、利用者の住環境における設置可否等を踏まえて選定する。

(9) 歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有する福祉用具である。次のいずれかに該当するものに限る。

1. 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの。把手等とは、手で握る又は肘を乗せるためのフレーム、グリップ類で、これらの把手等を体の前及び体の左右のいずれにも有するものであり、体の前の把手等については、左右の把手等を連結するためのフレーム類のものもある。歩行車、電動アシスト歩行車がある。
2. 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの。固定型や交互型歩行器がある。

①歩行車、電動アシスト歩行車

脚部に、二輪以上の車輪を備え、両手で操作するもの。三輪、四輪、それ以上の車輪を有するものやシート付きのものもある。移動中にも体重を支えることができ、押し出しによる歩行が可能となり、ブレーキが装備されているものは、ブレーキ操作が必要となる。

上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能（自動制御等の機能）が付加されたもので、左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はそれ以上の車輪を有し、うち二つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含む。

②歩行器

4本の支柱と2か所の握り、左右をつなぐフレームが固定されており、持ち上げて前進する固定型と、左右のフレームが歩行時に交互に前後動できる可動機構を持った交互型がある。

また、四脚のうち前二輪に小さな車輪がつけられたもので、後脚を持ち上げれば前方へ押し出すことができるものや歩行器の脚に前二輪はキャスター、後輪は固定輪の小径の車輪が取り付けられたものがある。

使用が想定しにくい状態像

☐ 特になし

使用が想定しにくい要介護度

☐ 特になし

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用者

- ・ 杖に比べて大きな用具であるため、寄りかかっても大丈夫のように見えるが、杖と同様に、手掌(手のひら)や前腕部でしっかりと上から押さえるようにして体重を支える必要がある。
- ・ 利用する際には、両手が使用できること、立位で歩行器を操作するだけのバランス機能があることを確認する必要がある。
- ・ ロボット技術を応用した歩行器の適応については、既存の歩行器が平地で利用可能な程度の身体機能を有していることが望ましい。また、バッテリーの充電が可能か、風雨を避けられる保管場所があるか、既存の歩行器に比べ重さがあり、階段などでの運搬が可能か等に留意が必要である。

住環境

- ・ 一般家屋で使用する場合は、廊下の通行幅はもとより、方向転換をするためのスペースが必要となるため、使用する環境と用具の大きさを考慮する必要がある。
- ・ 屋外でも使用する場合は、段差や傾斜地で転倒しないよう使用環境について確認を行う必要がある。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 上肢機能が低下し、安全に操作できない場合

事故防止に関する注意喚起

近年、本種目では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、本種目の使用にあたっては、これらの情報等が掲載されている「V参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

＜参考情報＞

- ・ 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- ・ 日本福祉用具・生活支援用具協会歩行器・歩行補助器部会「歩行車ご利用時に潜む危険！！」
(http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2023/07/silvercar_230723-1.pdf)

(10) 歩行補助つえ

歩行補助つえは、歩行時の荷重（体重）の免荷や安定などを目的として、杖の握り手を把持して体重を支えるように使用する福祉用具である。

杖の種類は、松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

①松葉杖

上方に腋当てを備え、腋をしめることで杖を安定させ、ハンドグリップ部で体重を支持する構造。松葉の形をしている標準型や単支柱型にはF字型、オフセット型、素材には木製やアルミ合金のものがある。

②カナディアン・クラッチ：

一本の支柱に上腕を支えるカフを備えた上腕固定型つえで、ハンドグリップ部の2か所で支持できる。

③ロフストランド・クラッチ

一本の支柱に前腕を支えるカフを備え、前腕部とハンドグリップ部の2か所で支持できる。

④プラットホーム・クラッチ

肘関節を曲げた状態で、プラットホームにのせるように前腕部分で体重が支持できるように、握りのついた杖。肘関節の伸展制限や手関節や手指に変形がある場合に用いる。

⑤多点杖

つえ先の接地点が複数（3点以上）に分岐することで、つえの支持面を広くした杖。支柱の取り付け位置が脚の中心より内側にあるものは、左右用の杖がある。歩行が不安定で一本杖より大きな支持が必要な場合に用いる。

使用が想定しにくい状態像

☐ 特になし

使用が想定しにくい要介護度

☐ 特になし

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用者

- ・ 最近はアルミ合金を用いて軽量化が図られているが、常時、携帯して使用することを考慮すれば、①丈夫であること、②軽いこと、③デザインに優れていることなども選定の条件である。

住環境

- ・ 屋外でも使用する場合は、段差や傾斜地で転倒しないよう使用環境について確認を行う必要がある。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 不随意運動（自分の意思に反して身体の一部が動いてしまう症状）等がある場合

事故防止に関する注意喚起

本種目の使用にあたっては、以下の注意喚起情報等が掲載されている「V参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

<参考情報>

- ・ 日本福祉用具・生活支援用具協会歩行器・歩行補助器部会「つえご利用時に潜む危険！！」
(http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2023/01/stick_230125.pdf)
- ・ 日本福祉用具・生活支援用具協会「「杖」の理解と正しい選定・指導の方法」
(<https://www.youtube.com/watch?v=otHtb1ngKgE>)

(11) 認知症老人徘徊感知機器

認知症老人徘徊感知機器は、認知症である高齢者が屋外に出ようとした時又は屋内にある地点を通過した時にセンサーにより感知することで自宅や自室・ベッドや布団などから一人で外へ出ようとすることを家族や介護者に知らせる福祉用具である。認知症老人徘徊感知機器には、小型の機器を携帯する携帯装置タイプと、特定の場所を人が通過することを感知するエリア感知タイプ、高齢者がマットの上を通過したときや離れることを感知するマットタイプがある。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有する場合は、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合に、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象となる。

使用が想定しにくい状態像

□ 移動：全介助

□ 認知機能に関連する項目：以下の全てに該当

意思の伝達	：調査対象者が意志を他者に伝達できる
毎日の日課を理解	：できる 生年月日や年齢を言う
短期記憶	：できる 自分の名前を言う
今の季節を理解	：できる 場所の理解
徘徊	：ない 外出して戻れない

□ 精神・行動障害に関連する項目：以下の全てに該当

被害的	：ない	作話	：ない
感情が不安定	：ない	昼夜逆転	：ない
同じ話をする	：ない	大声を出す	：ない
介護に抵抗	：ない	落ち着きなし	：ない
一人で出たがる	：ない	収集癖	：ない
物や衣類を壊す	：ない	ひどい物忘れ	：ない
独り言・独り笑い	：ない	自分勝手に行動する	：ない
話がまとまらない	：ない		

【考え方】

認知症老人徘徊感知機器は、認知症である高齢者が自宅や自室などから一人で外へ出るのを家族や介護者に知らせる福祉用具である。したがって、移動が全介助である場合や認知症の症状がない場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□ 要支援1・2、要介護1（※）

□ 要介護5

認知症老人徘徊感知機器は、認知症である高齢者が自宅や自室などから一人で外へ出るのを家族や介護者に知らせる福祉用具である。したがって、認知症の症状がほとんどないと思われる「要支援1・2」「要介護1」、移動が全介助の場合が多い「要介護5」での使用は想定しにくい。
※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用目的

- 利用者の動線や行動の特性を踏まえて設置位置等を検討するが、徘徊を感知する目的以外では使用しない。

自立を阻害しないための留意について

- 行動の制限や監視をするものではないことに十分な留意が必要である。

(12) 移動用リフト

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げて又は体重を支える構造で、自力で移動が困難な者の移動を補助することを目的とした福祉用具である。型式には、床走行式、固定式、据置式がある。（取付けに住宅改修を伴うものは除く）

なお、移動用リフトを使用する時に身体を包み込んで持ち上げるつり具部分については特定福祉用具販売の給付対象である。

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用目的

- ・ 使用場面を明確にした上で使用上の注意事項を確認する。

介護者

- ・ 使用する環境の確認や操作方法及びつり具の装着方法を習得する必要がある、介護者の介護力に配慮した指導を行う。
- ・ 排泄場面で使用する場合、安全な脱衣方法を検討する。

住環境

- ・ ベッドで使用する場合、適切な位置にベースを設置できるようベッド下の高さを確認する。

他の用具

- ・ 車いすで使用する場合、安全な移乗動作を行うことができる車いすのサイズや、フットサポートの位置を検討する。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 筋力の低下や筋緊張の亢進がある場合や痛みがある場合
- ・ 股関節の人工関節置換術等により可動域に制限を伴う場合

(12) 移動用リフト

(12-1) 床走行式

床走行式リフトは、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段を水平・上下・斜め方向に移動して使用する福祉用具である。室内の床を移動する懸吊式の床走行用や階段移動用リフトがある。

使用が想定しにくい状態像

- 移乗：介助されていない又は見守り等
- 立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

【考え方】

床走行式リフトは、ベッドから車いすなどへの移乗が自力では困難な場合に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが可能な場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

- 要支援 1・2、要介護 1（※）
- 要介護 2

床走行式リフトは、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援 1・2」、「要介護 1」、「要介護 2」での使用は想定しにくい。

※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

住環境

- ・ リフトを移動することができる平らな床であること、介助用のスペースが確保できることを確認する。
- ・ 畳や毛足の長い絨毯上では使い方に工夫が必要となる。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 移動用リフトと同様
- ・ 胸部で身体を支持するリフトを利用することにより身体機能への影響が予測される場合

自立を阻害しないための留意について

- ・ 階段移動用リフトについては、転落等の事故の防止に留意しなければならないことから、次に掲げる手続き等を経ること。
 - 指定福祉用具貸与等の提供を行おうとする福祉用具専門相談員が、階段移動用リフトの製造事業者等が実施している講習を受講し、かつ、当該講習の課程を修了した旨の証明を受けていること。
 - 福祉用具専門相談員が、サービス担当者会議等を通じて、利用者の家族等に対し、利用者の家族等の心身の状況及びその置かれている環境に照らして、階段移動用リフトの適切な使用のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じていること。
 - 福祉用具専門相談員は、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等について十分な説明を利用者の家族等に行った上で、実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行い、専門的な見地から安全性に十分に配慮してその要否を判断し、責任をもって提供を行うこと。
 - 指定福祉用具貸与事業所等は、階段移動用リフトの見やすい場所に使用に当たっての留意事項等を掲示し、利用者の家族等に対し、安全性に関する情報の提供を行うこと。

事故防止に関する注意喚起

近年、階段移動用リフトでは重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、本種目の使用にあたっては、これらの情報等が掲載されている「V参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

<参考情報>

- ・ 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- ・ 日本福祉用具・生活支援用具協会リフト関連企業連絡会「介護リフトの日常の点検をされていますか？」
(<http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2014/11/lift130000.pdf>)

(12) 移動用リフト

(12-2) 固定式

固定式リフトは、居室、浴室などに設置して使用するものと、浴槽、ベッドなど各種の機器に設置して使用するものがある。

居室、浴室などに設置して使用するものには、家屋に直接固定する場合と、壁面への突っ張りなどで固定する場合がある。浴室に設置することで、脱衣室から浴槽まで吊り上げで移乗を補助する機種もあり、この場合には浴室の大きな改造をせずに入浴を可能にすることができる。

浴槽、ベッドなど各種の機器に設置して使用するものは、設置場所の周辺での使用に限定されるが、比較的簡易に設置できる。

使用が想定しにくい状態像

□ 移乗：介助されていない又は見守り等

□ 立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

【考え方】

固定式リフト(浴槽に固定設置し、上下方向にのみ移動するものを除く。)は、ベッドから車いすなどへの移乗が自力では困難な場合に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが可能な場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

□ 要支援1・2、要介護1(※)

□ 要介護2

固定式リフト(浴槽に固定設置し、上下方向にのみ移動するものを除く。)は、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援1・2」、「要介護1」又は「要介護2」での使用は想定しにくい。

※例外的な給付については、(参考)要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について(P6・7)を参照

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 移動用リフトと同様

(12) 移動用リフト

(12-3) 据置式

据置式リフトは、床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させる福祉用具である。

寝室のベッドの上などにやぐらを組みレールの範囲内で移動を可能にするリフト、床面が昇降することによって段差を解消する段差解消機、座面が昇降することによって立ち上がりを補助する椅子などがある。

使用が想定しにくい状態像

- 移乗：介助されていない又は見守り等
- 立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

【考え方】

据置式リフト（立ち上がり補助椅子、段差解消機を除く。）は、ベッドから車いすなどへの移乗が自力では困難な場合に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが可能な場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

- 要支援 1・2、要介護 1（※）
- 要介護 2

据置式リフト（立ち上がり補助椅子、段差解消機を除く。）は、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援 1・2」、「要介護 1」又は「要介護 2」での使用は想定しにくい。

※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 移動用リフトと同様

事故防止に関する注意喚起

近年、段差解消機と電動座椅子では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、本種目の使用にあたっては、これらの情報等が掲載されている「Ⅴ参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

＜参考情報＞

- ・ 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- ・ 日本福祉用具・生活支援用具協会リフト関連企業連絡会「介護リフトの日常の点検をされていますか？」
(<http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2014/11/lift130000.pdf>)

(13) 自動排泄処理装置

自動排泄処理装置は、尿又は便が自動的に吸引されるものであり、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するもの、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。

なお、自動排泄処理装置の経路となる交換可能部分（レシーバー、チューブ、タンク等、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの）は除く。

使用が想定しにくい状態像

- ☐ 排尿：介助されていない
- ☐ 排便：介助されていない

【考え方】

自動排泄処理装置は、尿又は便を自動的に吸引するための福祉用具である。したがって、排尿又は排便が自立している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

- ☐ 要支援1・2、要介護1（※）
- ☐ 要介護2・3（尿のみを自動的に吸引するものは除く）（※）

※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について（P6・7）を参照

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

介護者

- ・ 利用にあたっては介護者が容器のセッティングと洗浄を行うことができるか確認を行う。
- ・ 便が自動的に吸引されるものは、衛生性が確保されたものを使用するよう留意が必要。

自立を阻害しないための留意について

- ・ 便が自動的に吸引されるものについては、利用者が継続して使用し続けることで、かえって利用者の有する能力に応じ自立した日常生活が営めなくなる場合や、廃用症候群が生じる場合も想定される。このため、①当該福祉用具が必要と判断され、②市町村が必要性を確認できる場合に介護保険の給付対象となる。
 - ※①ア)：「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成12年3月24日厚生省告示第91号)別表第一の調査票のうち、調査項目「2-1 移乗」及び「2-6 排便」の直近の結果が「全介助」である者（内容が確認できる文書で判断）または、イ) 医師の医学的な所見（主治医の意見書、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見）及びサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントに基づき、当該福祉用具の必要と判断された者に該当する者とする。
 - ②：①のいずれかの書面を申請書に添付する。
- ・ スキントラブルを予防するため、福祉用具専門相談員は、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等について十分な説明を利用者の家族等に行った上で、実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行い、適切に使用できることを確認する。また、当該利用者に関わる専門職は、当該福祉用具を提供した後にスキントラブルが発生していないか定期的に確認を行う。

(14) 腰掛便座

腰掛便座は、次のいずれかに該当するものに限る。

①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）、②洋式便器の上に置いて高さを補うもの、③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの、④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）但し、設置に要する費用については、対象とならない。

使用が想定しにくい状態像

☐ 座位保持：できない

「便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む）」

☐ 歩行：つかまらないでできる

☐ 移動：介助されていない

【考え方】

腰掛便座は、座ったり立ち上がったたりすることが困難なためにトイレを利用することが困難な時に使用する福祉用具である。したがって、座位保持ができない場合の使用は想定しにくい。

また、便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む）については、主にベッドサイドで使用するものである。したがって、移動等が自立している場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

「便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む）」

☐ 要支援 1

便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む）については、主にベッドサイドで使用する福祉用具である。したがって、移動が自立している場合の多い「要支援 1」での使用は想定しにくい。

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用者

- ・ 移乗動作能力、座位保持能力等の観点から適切に選定する。

介護者

- ・ バケツの清掃を行うことができない、衣服の上げ下ろしの介助を行うことができない等の理由で機器を使用することができないことにならないか、確認を行う。

住環境

- ・ 移動可能である便器の設置にあたっては、ベッドからの移乗がし易く、転倒しにくい設置場所を検討する。

自立を阻害しないための留意について

- ・ 「排泄はトイレでする」のが基本であるが、トイレまでの移動はできても、座ったり立ち上がったりすることが困難な場合等に使用する。

(15) 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できる福祉用具である。専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

使用が想定しにくい状態像

□ 自動排泄処理装置と同様

使用が想定しにくい要介護度

□ 自動排泄処理装置と同様

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

介護者

- ・ 利用にあたっては介護者が容器のセッティングと洗浄を行うことができるか確認を行う。

自立を阻害しないための留意について

- ・ スキントラブルを予防するため、福祉用具専門相談員は、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等について十分な説明を利用者の家族等に行った上で、実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行い、適切に使用できることを確認する。また、当該利用者に関わる専門職は、当該福祉用具を提供した後にスキントラブルが発生していないか定期的に確認を行う。

(16) 排泄予測支援機器

排泄予測支援機器は、利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知する福祉用具である。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。

使用が想定しにくい状態像

☐ 排尿：介助されていない又は全介助（直近の結果）

【考え方】

排泄予測支援機器は、トイレでの自立した排尿を支援するものである。したがって、排泄に支援が必要のない場合又は排泄が全介助の場合の使用は想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

☐ 特になし

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用者

- 運動動作の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等により、トイレでの自立した排尿が困難となっていることを確認する。
- 排尿の機会の予測が可能となることで、失禁を回避し、トイレで排尿をすることが見込めるか等について検討する。

自立を阻害しないための留意について

- 居宅要介護者等の状態により、通知から排尿に至る時間（排尿を促すタイミング）は異なることから、販売の前に一定期間の試用を推奨し、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は試用の中止を提言する。
- 介護者も高齢等で利用に当たり継続した支援が必要と考えられる場合は、販売後も必要に応じて訪問等の上、利用状況等の確認や利用方法の指導等に努める。
- 自立した排尿を目指すため、医学的な所見によって居宅要介護者等の膀胱機能を確認する。
- 自立した排尿を目指すため、以下の点を事前に確認する。
 - 利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を目指す意志があるか。
 - 装着することが可能か。
 - 居宅要介護者やその介護者等が通知を理解でき、トイレまでの移動や誘導が可能か。
- 機器を使用している間に、利用者に蓄尿障害や排尿障害が現れた場合には、適切な対処方法について医師に意見を仰ぐ。
- 福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等において排泄予測支援機器の利用について説明するとともに、介護支援専門員に加え、他の介護保険サービス事業者等にも特定福祉用具販売計画を提供する等、支援者間の積極的な連携を図ることにより、利用状況に関する積極的な情報収集に努める。
- 当該利用者に関わる専門職は、当該福祉用具を提供した後にスキントラブルが発生していないか定期的に確認を行う。

(17) 入浴補助用具

入浴補助用具は、入浴時の座位保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする福祉用具である。次のいずれかに該当するものに限る。

- ①入浴用いす
座面の高さが概ね三五センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
- ②浴槽用手すり
浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
- ③浴槽内いす
浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
- ④入浴台
浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。
- ⑤浴室内すのこ
浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。
- ⑥浴槽内すのこ
浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。
- ⑦入浴用介助ベルト
居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

使用が想定しにくい状態像

☐ 特になし

使用が想定しにくい要介護度

☐ 特になし

併用して使用することが想定しにくい福祉用具

☐ 簡易浴槽

簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。入浴補助用具は、一般浴槽の利用が前提となるため、簡易浴槽との併用は想定しにくい。

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用目的

- 利用者の心身機能、使用環境、一連の入浴動作の観点から利用目的に適した選定を行う。

住環境

- 住宅改修についても選択肢となり得ることから、当該福祉用具の必要性について利用者の状態変化の可能性、利用者の住環境における設置可能性等の観点から検討する。

事故防止に関する注意喚起

本種目の使用にあたっては、以下の注意喚起情報等が掲載されている「V参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

<参考情報>

- 国民生活センター「高さが調節できる入浴用いすの脚の破損に注意」
(https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20160915_2_1.pdf)

(18) 簡易浴槽

簡易浴槽は、空気又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水や排水のために工事をともなわない福祉用具である。

硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

使用が想定しにくい状態像

- 歩行：つかまらないでできる
- 移動：介助されていない

【考え方】

簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。したがって、屋内での移動が自立している場合には一般浴槽の利用が可能なことが多く、使用が想定しにくい。

使用が想定しにくい要介護度

- 要支援 1

簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。したがって、歩行や移動が自立している場合の多い「要支援 1」での使用は想定しにくい。

併用して使用することが想定しにくい福祉用具

- 入浴補助用具

入浴補助用具は、主に浴槽への出入り等の補助を目的とする福祉用具である。簡易浴槽は一般浴槽の利用が困難な人が使用する機会が多いため、入浴補助用具との併用は想定しにくい。

(19) 移動用リフトのつり具の部分

移動用リフトのつり具とは、リフトを使用するときに身体を包み込んでもち上げる部分である。身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能な福祉用具である。からだを包み保持するシート状のもの、2本のベルトから成るもの、シャワー用の車いすのいす部分を取り外せ、つり具となるものなどがある。

使用が想定しにくい状態像

□ 床走行式リフト、固定式リフト、据置式リフトと同様

使用が想定しにくい要介護度

□ 床走行式リフト、固定式リフト、据置式リフトと同様

留意点

※種目全般に関わる留意点については、Ⅲ章(P8～)を参照

福祉用具の選定について

利用者

- ・ 利用者の身体機能（頸部・体幹の安定性、筋緊張や股関節の状態等）に応じて、つり具のタイプを選定する必要がある。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 移動用リフトと同様
- ・ 下肢切断されている場合等、つり具の装着にあたり、身体機能への影響やズレ落ちが予測される場合

事故防止に関する注意喚起

近年、本種目では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、本種目の使用にあたっては、これらの情報等が掲載されている「V参考情報」「3. 事故・ヒヤリハット関連情報」の内容を踏まえ、利用者や家族等への注意喚起や使用方法の指導、使用状況のモニタリング等を行い、事故防止に努めること。

<参考情報>

- ・ 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)
- ・ 日本福祉用具・生活支援用具協会リフト関連企業連絡会「介護リフト用吊り具の日常点検と適切なお手入れ」
(<http://www.jaspa.gr.jp/wp-content/uploads/2014/11/lift120515.pdf>)

V 参考情報

1. 要介護度別索引
2. 厚生労働省より発出されている留意事項通知等
3. 事故・ヒヤリハット関連情報

1. 要介護度別索引

1. 要支援 1

使用が想定しにくい福祉用具

- 【貸与】 自走用標準型車いす
- 【貸与】 普通型電動車いす
- 【貸与】 介助用標準型車いす
- 【貸与】 車いす付属品
- 【貸与】 特殊寝台
- 【貸与】 特殊寝台付属品
- 【貸与】 床ずれ防止用具
- 【貸与】 体位変換器
- 【貸与】 認知症老人徘徊感知機器
- 【貸与】 移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く）
- 【貸与】 自動排泄処理装置
- 【購入】 腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む））
- 【購入】 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 【購入】 簡易浴槽
- 【購入】 移動用リフトのつり具の部分（移動用リフトが、浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子の場合は除く）

【考え方】

「要支援 1」では、寝返り、歩行、立ち上がり等が自立している要介護者等が多く、上記の用具を必要とする場合は想定しにくい。

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

- ①座位保持：できない
 - 【購入】 腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む）を除く）
- ②排尿：介助されていない又は全介助
 - 【購入】 排泄予測支援機器

1. 要介護度別索引

2. 要支援 2

使用が想定しにくい福祉用具

- 【貸与】 自走用標準型車いす
- 【貸与】 普通型電動車いす
- 【貸与】 介助用標準型車いす
- 【貸与】 車いす付属品
- 【貸与】 特殊寝台
- 【貸与】 特殊寝台付属品
- 【貸与】 床ずれ防止用具
- 【貸与】 体位変換器
- 【貸与】 認知症老人徘徊感知機器
- 【貸与】 移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く）
- 【貸与】 自動排泄処理装置
- 【購入】 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 【購入】 移動用リフトのつり具の部分（移動用リフトが、浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子の場合は除く）

【考え方】

「要支援 2」では、寝返り、歩行、立ち上がり等が自立している要介護者等が多く、上記の用具を必要とする場合は想定しにくい。

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

- ①座位保持：できない
 - 【購入】 腰掛便座
- ②歩行：つかまらないでできる
 - 【購入】 腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む））
 - 【購入】 簡易浴槽
- ③移動：介助されていない
 - 【購入】 腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む））
 - 【購入】 簡易浴槽
- ④排尿：介助されていない又は全介助
 - 【購入】 排泄予測支援機器

1. 要介護度別索引

3. 要介護1

使用が想定しにくい福祉用具

- 【貸与】 自走用標準型車いす
- 【貸与】 普通型電動車いす
- 【貸与】 介助用標準型車いす
- 【貸与】 車いす付属品
- 【貸与】 特殊寝台
- 【貸与】 特殊寝台付属品
- 【貸与】 床ずれ防止用具
- 【貸与】 体位変換器
- 【貸与】 認知症老人徘徊感知機器
- 【貸与】 移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）
- 【貸与】 自動排泄処理装置
- 【購入】 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 【購入】 移動用リフトのつり具の部分（移動用リフトが、浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子の場合は除く）

【考え方】

「要介護1」では、寝返り、起き上がり、歩行、移乗等が、自立又は見守り等によって可能な場合が多く、上記の用具を必要とする場合は想定しにくい。

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

- ①座位保持：できない
 - 【購入】 腰掛便座
- ②歩行：つかまらないでできる
 - 【購入】 腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む））
 - 【購入】 簡易浴槽
- ③移動：介助されていない
 - 【購入】 腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む））
 - 【購入】 簡易浴槽
- ④排尿：介助されていない又は全介助
 - 【購入】 排泄予測支援機器

1. 要介護度別索引

4. 要介護2

使用が想定しにくい福祉用具

- 【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）
- 【貸与】自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）
- 【購入】自動排泄処理装置の交換可能部品（自動排泄処理装置が、尿のみを自動的に吸引するものの場合は除く）
- 【購入】移動用リフトのつり具の部分（移動用リフトが、浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子の場合は除く）

【考え方】

「要介護2」では、歩行、移乗等が、自立又は見守り等によって可能な場合が多く、上記の用具を必要とする場合は想定しにくい。

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

- ①寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる
 - 【貸与】特殊寝台
 - 【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマットを除く）
- ②寝返り：つかまらないでできる
 - 【貸与】床ずれ防止用具
 - 【貸与】体位変換器
- ③座位保持：できない
 - 【購入】腰掛便座
- ④歩行：つかまらないでできる
 - 【貸与】自走用標準型車いす
 - 【貸与】普通型電動車いす
 - 【貸与】介助用標準型車いす
 - 【貸与】車いす付属品
 - 【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）
 - 【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む））
 - 【購入】簡易浴槽
- ⑤移動：介助されていない
 - 【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む））
 - 【購入】簡易浴槽
- ⑥移動：全介助
 - 【貸与】認知症老人徘徊感知機器
- ⑦立ち上がり：つかまらないでできる
 - 【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）
- ⑧排尿：介助されていない
 - 【貸与】自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するもの）
 - 【購入】自動排泄処理装置の交換可能部品（自動排泄処理装置が、尿のみを自動的に吸引するものの場合）
 - 【購入】排泄予測支援機器
- ⑨排尿：全介助
 - 【購入】排泄予測支援機器

⑩排便：介助されていない

□【貸与】自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するもの）

□【購入】自動排泄処理装置の交換可能部品（自動排泄処理装置が、尿のみを自動的に吸引するものの場合）

⑪認知機能に関連する項目：以下の全てに該当

- ・意思の伝達：調査対象者が意志を他者に伝達できる
- ・「毎日の日課を理解」「生年月日や年齢を言う」「短期記憶」「自分の名前を言う」「今の季節を理解」「場所の理解」：（全ての項目について）できる
- ・「徘徊」「外出して戻れない」：（どちらの項目も）ない

□【貸与】認知症老人徘徊感知機器

⑫短期記憶：できない

□【貸与】普通型電動車いす

□【貸与】車いす付属品（普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置）

⑬精神・行動障害に関連する項目：以下の全てに該当

- ・「被害的」「作話」「感情が不安定」「昼夜逆転」「同じ話をする」「大声を出す」「介護に抵抗」「落ち着きなし」「一人で出たがる」「収集癖」「物や衣類を壊す」「ひどい物忘れ」「独り言・独り笑い」「自分勝手に行動する」「話がまとまらない」：（全ての項目について）ない

□【貸与】認知症老人徘徊感知機器

1. 要介護度別索引

5. 要介護3

使用が想定しにくい福祉用具

- 【貸与】自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）
- 【購入】自動排泄処理装置の交換可能部品（自動排泄処理装置が、尿のみを自動的に吸引するものの場合は除く）

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

- ①寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる
 - 【貸与】特殊寝台
 - 【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマットを除く）
- ②寝返り：つかまらないでできる
 - 【貸与】床ずれ防止用具
 - 【貸与】体位変換器
- ③座位保持：できない
 - 【購入】腰掛便座
- ④歩行：つかまらないでできる
 - 【貸与】自走用標準型車いす
 - 【貸与】普通型電動車いす
 - 【貸与】介助用標準型車いす
 - 【貸与】車いす付属品
 - 【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）
 - 【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む））
 - 【購入】簡易浴槽
- ⑤移乗：介助されていない又は見守り等
 - 【貸与】移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）
 - 【購入】移動用リフトのつり具の部分（移動用リフトが、浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子の場合は除く）
- ⑥移動：介助されていない
 - 【購入】腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む））
 - 【購入】簡易浴槽
- ⑦移動：全介助
 - 【貸与】認知症老人徘徊感知機器
- ⑧立ち上がり：つかまらないでできる
 - 【貸与】特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）
- ⑨排尿：介助されていない
 - 【貸与】自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するもの）
 - 【購入】自動排泄処理装置の交換可能部品（自動排泄処理装置が、尿のみを自動的に吸引するものの場合）
 - 【購入】排泄予測支援機器
- ⑩排尿：全介助
 - 【購入】排泄予測支援機器
- ⑪排便：介助されていない
 - 【貸与】自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するもの）
 - 【購入】自動排泄処理装置の交換可能部品（自動排泄処理装置が、尿のみを自動的に吸引するものの場合）

⑫認知機能に関連する項目：以下の全てに該当

- 意思の伝達：調査対象者が意志を他者に伝達できる
- 「毎日の日課を理解」「生年月日や年齢を言う」「短期記憶」「自分の名前を言う」「今の季節を理解」「場所の理解」：（全ての項目について）できる
- 「徘徊」「外出して戻れない」：（どちらの項目も）ない

☐ 【貸与】認知症老人徘徊感知機器

⑬短期記憶：できない

☐ 【貸与】普通型電動車いす

☐ 【貸与】車いす付属品（普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置）

⑭精神・行動障害に関連する項目：以下の全てに該当

- 「被害的」「作話」「感情が不安定」「昼夜逆転」「同じ話をする」「大声を出す」「介護に抵抗」「落ち着きなし」「一人で出たがる」「収集癖」「物や衣類を壊す」「ひどい物忘れ」「独り言・独り笑い」「自分勝手に行動する」「話がまとまらない」：（全ての項目について）ない

☐ 【貸与】認知症老人徘徊感知機器

1. 要介護度別索引

6. 要介護4

使用が想定しにくい福祉用具

- 特になし

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

- ①寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる
- 【貸与】 特殊寝台
 - 【貸与】 特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマットを除く）
- ②寝返り：つかまらないでできる
- 【貸与】 床ずれ防止用具
 - 【貸与】 体位変換器
- ③座位保持：できない
- 【購入】 腰掛便座
- ④歩行：つかまらないでできる
- 【貸与】 自走用標準型車いす
 - 【貸与】 普通型電動車いす
 - 【貸与】 介助用標準型車いす
 - 【貸与】 車いす付属品
 - 【貸与】 特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）
 - 【購入】 腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む））
 - 【購入】 簡易浴槽
- ⑤移乗：介助されていない又は見守り等
- 【貸与】 移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）
 - 【購入】 移動用リフトのつり具の部分（移動用リフトが、浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子の場合は除く）
- ⑥移動：介助されていない
- 【購入】 腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む））
 - 【購入】 簡易浴槽
- ⑦移動：全介助
- 【貸与】 認知症老人徘徊感知機器
- ⑧立ち上がり：つかまらないでできる
- 【貸与】 特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）
- ⑨排尿：介助されていない
- 【貸与】 自動排泄処理装置
 - 【購入】 自動排泄処理装置の交換可能部品
 - 【購入】 排泄予測支援機器
- ⑩排尿：全介助
- 【購入】 排泄予測支援機器
- ⑪排便：介助されていない
- 【貸与】 自動排泄処理装置
 - 【購入】 自動排泄処理装置の交換可能部品

⑫認知機能に関連する項目：以下の全てに該当

- 意思の伝達：調査対象者が意志を他者に伝達できる
- 「毎日の日課を理解」「生年月日や年齢を言う」「短期記憶」「自分の名前を言う」「今の季節を理解」「場所の理解」：（全ての項目について）できる
- 「徘徊」「外出して戻れない」：（どちらの項目も）ない

☐ 【貸与】認知症老人徘徊感知機器

⑬短期記憶：できない

☐ 【貸与】普通型電動車いす

☐ 【貸与】車いす付属品（普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置）

⑭精神・行動障害に関連する項目：以下の全てに該当

- 「被害的」「作話」「感情が不安定」「昼夜逆転」「同じ話をする」「大声を出す」「介護に抵抗」「落ち着きなし」「一人で出たがる」「収集癖」「物や衣類を壊す」「ひどい物忘れ」「独り言・独り笑い」「自分勝手に行動する」「話がまとまらない」：（全ての項目について）ない

☐ 【貸与】認知症老人徘徊感知機器

1. 要介護度別索引

7. 要介護5

使用が想定しにくい福祉用具

- 【貸与】 普通型電動車いす
- 【貸与】 車いす付属品（普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置）
- 【貸与】 認知症老人徘徊感知機器

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

- ①寝返り、起き上がり、立ち上がり：つかまらないでできる
 - 【貸与】 特殊寝台
 - 【貸与】 特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマットを除く）
- ②寝返り：つかまらないでできる
 - 【貸与】 床ずれ防止用具
 - 【貸与】 体位変換器
- ③座位保持：できない
 - 【購入】 腰掛便座
- ④歩行：つかまらないでできる
 - 【貸与】 自走用標準型車いす
 - 【貸与】 介助用標準型車いす
 - 【貸与】 車いす付属品（普通型電動車いすの付属品、自操用の電動補助装置を除く）
 - 【貸与】 特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）
 - 【購入】 腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む））
 - 【購入】 簡易浴槽
- ⑤移乗：介助されていない又は見守り等
 - 【貸与】 移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）
 - 【購入】 移動用リフトのつり具の部分（移動用リフトが、浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子の場合は除く）
- ⑥移動：介助されていない
 - 【購入】 腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む））
 - 【購入】 簡易浴槽
- ⑧立ち上がり：つかまらないでできる
 - 【貸与】 特殊寝台付属品（スライディングボード・スライディングマット）
- ⑨排尿：介助されていない
 - 【貸与】 自動排泄処理装置
 - 【購入】 自動排泄処理装置の交換可能部品
 - 【購入】 排泄予測支援機器
- ⑩排尿：全介助
 - 【購入】 排泄予測支援機器
- ⑪排便：介助されていない
 - 【貸与】 自動排泄処理装置
 - 【購入】 自動排泄処理装置の交換可能部品

2. 厚生労働省より発出されている留意事項通知等

- 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成十一年三月三十一日）（厚生省告示第九十三号）

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第十七項の規定に基づき、厚生大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

- 1 車いす
自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。
- 2 車いす付属品
クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。
- 3 特殊寝台
サイドレールが取り付けがあるもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの
 - 一 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能
 - 二 床板の高さが無段階に調整できる機能
- 4 特殊寝台付属品
マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
- 5 床ずれ防止用具
次のいずれかに該当するものに限る。
 - 一 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット
 - 二 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
- 6 体位変換器
空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を用意に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。
- 7 手すり
取付けに際し工事を伴わないものに限る。
- 8 スロープ
段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
- 9 歩行器
歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。
 - 一 車輪を有するものにあっては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの
 - 二 四脚を有するものにあっては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
- 10 歩行補助つえ
松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。
- 11 認知症老人徘徊感知機器
介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの
- 12 移動用リフト（つり具の部分を除く。）
床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。）
- 13 自動排泄処理装置
尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。）を除く。）。

- 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成十一年三月三十一日）（厚生省告示第九十四号）

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十四条第一項の規定に基づき、厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

- 1 腰掛便座
次のいずれかに該当するものに限る。
 - 一 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
 - 二 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
 - 三 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
 - 四 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）
- 2 自動排泄（せつ）処理装置の交換可能部品
- 3 排泄（せつ）予測支援機器
膀胱（ぼう）胱（こう）内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの
- 4 入浴補助用具
座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。
 - 一 入浴用椅子
 - 二 浴槽用手すり
 - 三 浴槽内椅子
 - 四 入浴台
浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの
 - 五 浴室内すのこ
 - 六 浴槽内すのこ
 - 七 入浴用介助ベルト
- 5 簡易浴槽
空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの
- 6 移動用リフトのつり具の部分
- 7 スロープ
段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
- 8 歩行器
歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの。
- 9 歩行補助つえ
カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

老企第34号

平成12年1月31日

最終改正 老高発0315第6号

令和6年3月15日

各都道府県介護保険主管部（局）長殿

厚生省老人保健福祉局企画課長

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第17項の規定に基づく「厚生大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」、法第44条第1項の規定に基づく「厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目」及び法第45条第1項規定に基づく「厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類」については、平成11年3月31日厚生省告示第93号、第94号及び第95号（以下それぞれ「貸与告示」、「購入告示」及び「住宅改修告示」という。）をもって公布され、平成12年4月1日より適用されるところであるが、その内容及び取扱いは別添のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

(別添)

第一 福祉用具

1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

(1) 車いす

貸与告示第一項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。

① 自走用標準型車いす

日本産業規格(JIS)T9201:2006のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。

また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。

② 普通型電動車いす

日本産業規格(JIS)T9203:2010のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。

なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあつては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

③ 介助用標準型車いす

日本産業規格(JIS)T9201:2006のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。

また、日本産業規格(JIS)T9203:2010のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。

(2) 車いす付属品

貸与告示第二項に掲げる「車いす付属品」とは、利用することにより、当該車いすの利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に貸与されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいう。

① クッション又はパッド

車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。

② 電動補助装置

自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であつて、当該電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。

③ テーブル

車いすに装着して使用することが可能なものに限る。

④ ブレーキ

車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。

(3) 特殊寝台

貸与告示第三項に規定する「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであつて、安全の確保に配慮されたものに限られる。

(4) 特殊寝台付属品

貸与告示第四項に掲げる「特殊寝台付属品」とは、利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。

① サイドレール

特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであつて、安全の確保に配慮されたものに限る。

② マットレス

特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。

③ ベッド用手すり

特殊寝台の側面に取り付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。

④ テーブル

特殊寝台の上で 사용할 ことができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるものに限る。

⑤ スライディングボード・スライディングマット

滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。

⑥ 介助用ベルト

居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易に介助することができるもの。

ただし、購入告示第四項第七号に掲げる「入浴用介助ベルト」は除かれる。

(5) 床ずれ防止用具

貸与告示第五項に掲げる「床ずれ防止用具」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。
- ② 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

(6) 体位変換器

貸与告示第六項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。

ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。

(7) 手すり

貸与告示第七項に掲げる「手すり」とは、次のいずれかに該当するものに限られる。

なお、前記(4)の③に掲げるものは除かれる。また、取付けに際し工事(ネジ等で居宅に取り付ける簡易なものを含む。以下同じ。)を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付け」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

- ① 居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。
- ② 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。

(8) スロープ

貸与告示第八項に掲げる「スロープ」には、個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。

なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

(9) 歩行器

貸与告示第九項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。また、把手の長さについては、要介護者等の身体の状態等により異なるものでありその長さは問わない。

なお、上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能（自動制御等の機能）が付加されたものであって、左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はそれ以上の車輪を有し、うち二つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含む。

(10) 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

(11) 認知症老人徘徊感知機器

貸与告示第十一項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

(12) 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

貸与告示第十二項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり（つり具の部分を除く。）、住宅の改修を伴うものは除かれる。

① 床走行式

つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。

② 固定式

居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。

③ 据置式

床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの（エレベーター及び階段昇降機は除く。）。

(13) 自動排泄処理装置

貸与告示第十三項に掲げる「自動排泄処理装置」とは、尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。

交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。）及び専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

(1) 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。)
- ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。
- ③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。
- ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。)。但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

(3) 排泄予測支援機器

購入告示第三項に規定する「排泄予測支援機器」は、利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。

(4) 入浴補助用具

購入告示第四項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。

- ① 入浴用いす
座面の高さが概ね三五センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
- ② 浴槽用手すり
浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
- ③ 浴槽内いす
浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
- ④ 入浴台
浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。
- ⑤ 浴室内すのこ
浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。
- ⑥ 浴槽内すのこ
浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。
- ⑦ 入浴用介助ベルト
居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

(5) 簡易浴槽

購入告示第五項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

(6) 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

(7) スロープ

貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。

(8) 歩行器

貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

(9) 歩行補助つえ

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

3 複合的機能を有する福祉用具について二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成一八年三月一七日)
(老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)
(各都道府県・各指定都市・各中核市介護保険主管部(局)長宛
厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)

標記については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める件」(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」(平成十八年厚生労働省告示第百二十三号)及び「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」(平成十八年厚生労働省告示第百二十五号)が公布され、平成十八年四月一日から適用されることとなった。

これらの改正に伴う通知の制定及び改正の内容については、別添のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

(別 添)

- 1 「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定
別紙1のとおり制定する。
- 2～4 (略)

(別紙1)

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

第一 (略)

第二 指定介護予防サービス単位数表に関する事項

1～9 (略)

10 介護予防福祉用具貸与費

(1) (略)

(2) 要支援一又は要支援二の者に係る指定介護予防福祉用具貸与費

① 算定の可否の判断基準

要支援一又は要支援二の者(以下(2)において「軽度者」という。)に係る指定介護予防福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト(つり具の部分を除く。)」及び「自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)」(以下「対象外種目」という。)に対しては、原則として算定できない。

しかしながら利用者等告示第八十八号において準用する第三十一号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定介護予防福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

ア 原則として次の表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成十二年厚生省告示第九十一号)別表第一の調査票のうち基本調査の直近の結果(以下単に「基本調査の結果」という。)を用い、その要否を判断するものとする。

イ ただし、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定介護予防支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、介護予防サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行うこととする。

ウ また、アにかかわらず、次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護予防福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当職員が聴取した介護予防サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第八十八号において準用する第三十一号のイに該当する者

(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに九十五号告示第七十九号において準用する第二十五号のイに該当することが確実に見込まれる者

(例 がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第八十八号において準用する第三十一号のイに該当すると判断できる者

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

注 括弧内の状態は、あくまでも i) ～ iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i) ～ iii) の状態であると判断される場合もありうる。

② 基本調査結果による判断の方法

指定介護予防福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る介護予防福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当である指定介護予防支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。

イ 当該軽度者に担当の指定介護予防支援事業者がいない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

11 (略)

表

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1 - 7 「3. できない」 —
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1 - 4 「3. できない」 基本調査 1 - 3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1 - 3 「3. できない」

工 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意見の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3 - 1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3 - 2 ～ 3 - 7 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査 3 - 8 ～ 4 - 15 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む 基本調査 2 - 2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く。）	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がり困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1 - 8 「3. できない」 基本調査 2 - 1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 -
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2 - 6 「4. 全介助」 基本調査 2 - 1 「4. 全介助」

※下記の福祉用具貸与費及び別表に係る規定は最終改正（平成27年3月改正）を反映した内容です。

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成一二年三月一日)※

(老企第三六号)

(各都道府県介護保険主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十号）については、本年二月十日に公布されたところであるが、この実施に伴う留意事項は左記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

なお、本通知は、指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「居宅サービス単位数表」という。）のうち訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費、並びに指定居宅介護支援介護給付費単位数表（以下「居宅介護支援単位数表」という。）を対象とするものであり、居宅サービス単位数表のうち短期入所生活介護費から特定施設入所者生活介護費までについては追って通知するものである。また、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）についても追って通知するものであることを申し添える。

記

第一 (略)

第二 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項

1～8 (略)

9 福祉用具貸与費

(1) (略)

(2) 要介護一の者等に係る指定福祉用具貸与費

① 算定の可否の判断基準

要介護一の者に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置」（以下「対象外種目」という。）に対しては、原則として算定できない。また、「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」については、要介護一の者に加え、要介護二及び要介護三の者に対しては、原則として算定できない。しかしながら利用者等告示第三十一号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者（要介護一の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要介護一、要介護二及び要介護三の者をいう。以下(2)において同じ。）であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

ア 原則として次の表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成十一年厚生省告示第九十一号）別表第一の調査票のうち基本調査の直近の結果（以下単に「基本調査の結果」という。）を用い、その要否を判断するものとする。

イ ただし、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。

ウ また、アにかかわらず、次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイに該当する者
(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

注 括弧内の状態は、あくまでも i) ～ iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i) ～ iii) の状態であると判断される場合もありうる。

② 基本調査結果による判断の方法

指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。

イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がいない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

第三 (略)

表

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1 - 7 「3. できない」 —
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1 - 4 「3. できない」 基本調査 1 - 3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1 - 3 「3. できない」

工 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意見の伝達、介護者への反応、記憶 ・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない 者	基本調査 3 - 1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達で きる」以外 又は 基本調査 3 - 2 ～ 3 - 7 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査 3 - 8 ～ 4 - 15 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症 の症状がある旨が記載されている場合も 含む 基本調査 2 - 2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分 を除く。)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がり困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要と する者 (三) 生活環境において段差の解消が必要 と認められる者	基本調査 1 - 8 「3. できない」 基本調査 2 - 1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 ー
カ 自動排泄処理装 置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2 - 6 「4. 全介助」 基本調査 2 - 1 「4. 全介助」

事 務 連 絡

平成 22 年 10 月 25 日

各都道府県及び市区町村等介護保険主管課（室）御中

厚生労働省老健局 振 興 課

老人保健課

末期がん等の方への福祉用具貸与の取扱い等について

介護保険行政の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年 4 月 30 日に、迅速な介護サービス提供が必要となる末期がん等の方への要介護認定等における留意事項として、暫定ケアプランによる介護サービスの提供や迅速な認定調査の実施等について事務連絡を発出したところです。

今般、要介護認定で要支援 1、2 及び要介護 1 と判定された方のうち、末期がん等の心身の状態が急速に悪化することが確実に見込まれる方に対する福祉用具貸与の取扱い及び要介護認定時の留意事項について、改めて下記のとおりお伝えいたしますので、ご了承ください。

記

1. 指定福祉用具貸与費及び指定介護予防福祉用具貸与費の算定について

要支援者及び要介護 1 の者については、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」等の利用に際し、指定福祉用具貸与費及び指定介護予防福祉用具貸与費が原則として算定できないこととなっています。

ただし、要支援者及び要介護 1 の者であっても、末期がんの急速な状態悪化等、疾病その他の原因により状態が急速に悪化し、短期間のうちに日常的に起き上がりや寝返り等が困難となることが確実に見込まれる者については、市町村の判断により指定福祉用具貸与費及び指定介護予防福祉用具貸与費を算定することができます。

なお、判断にあたっては、医師の医学的な所見（主治医意見書や医師の診断書等）に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合、書面等により確認し、その要否を判断してください（別添 1 及び 2 参照）。

2. 介護認定審査会が付する意見について

介護認定審査会は、審査判定の結果を市町村に通知する際に、サービスの有効な利用に関する留意事項について意見を付することができます（別添3参照）。

つきましては、末期がんの急速な状態悪化等、疾病その他の原因により状態が急速に悪化することが見込まれる方については、介護認定審査会において必要に応じ市町村への意見付記を活用していただきますよう、審査会委員への周知をお願いします。

(別添1)

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について ～抄～

平成12年3月1日老企第36号
厚生省老人保健福祉局企画課長通知
(最終改正 平成21年4月21日)

(2) 要介護一の者に係る指定福祉用具貸与費

① 算定の可否の判断基準

要介護一の者(以下(2)において「軽度者」という。))に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」及び「移動用リフト(つり具の部分を除く。)」(以下「対象外種目」という。)に対しては、原則として算定できない。しかしながら第二十三号告示第二十一号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

(中略)

ウ また、アにかかわらず、次のi)からiii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

(中略)

- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第二十三号告示第二十一号のイに該当することが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)

(後略)

(別添2)

○ 「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について ～抄～

平成18年3月17日老計発第0317001号
老振発第0317001号
老老発第0317001号
厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知
(最終改正 平成22年3月31日)

(2) 要支援一又は要支援二の者に係る指定介護予防福祉用具貸与費

① 算定の可否の判断基準

要支援一又は要支援二の者(以下(2)において「軽度者」という。)に係る指定介護予防福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」及び「移動用リフト(つり具の部分を除く。)」(以下「対象外種目」という。)に対しては、原則として算定できない。しかしながら第二十三号告示第六十五号において準用する第二十一号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定介護予防福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

(中略)

ウ また、アにかかわらず、次のi)からiii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護予防福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当職員が聴取した介護予防サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

(中略)

- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第二十三号告示第六十五号において準用する第二十一号のイに該当することが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)

(後略)

(別添3)

○ 介護認定審査会の運営について ～抄～

平成21年9月30日老発0930第6号
厚生労働省老健局長通知

3) 認定審査会が付する意見

(中略)

(2) 要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養についての意見

介護認定審査会資料から読み取れる状況に基づき、要介護状態の軽減又は、悪化の防止のために特に必要な療養があると考えられる場合、及び指定居宅サービスまたは指定施設サービスの有効な利用に関して被保険者が留意すべきことがある場合には、介護認定審査会としての意見を付す。

(後略)

老高発0331第3号

令和4年3月31日

都道府県

各 指定都市 介護保険主管部（局）長殿

中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長

介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について

今般、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目の一部を改正する件」（令和4年3月23日厚生労働省告示第80号）が公布されたことにより、令和4年4月1日より、排泄予測支援機器が給付対象として追加されたところであるが、販売・給付に当たっての留意事項等は別添のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

(別添)

1 給付対象について

運動動作の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等により、トイレでの自立した排尿が困難となっている居宅要介護者等であって、排尿の機会の予測が可能となることで、失禁を回避し、トイレで排尿をすることが見込める者。

2 利用が想定しにくい状態について

排泄予測支援機器は、トイレでの自立した排尿を支援するものであることから、「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成12年3月24日厚生省告示第91号)別表第一の調査票のうち、調査項目2-5 排尿の直近の結果が「1. 介助されていない」、「4. 全介助」の者については、利用が想定しにくい。

3 医学的な所見の確認について

排泄予測支援機器の販売に当たっては、特定福祉用具販売事業者は以下のいずれかの方法により、居宅要介護者等の膀胱機能を確認すること。

- (1) 介護認定審査における主治医の意見書
- (2) サービス担当者会議等における医師の所見
- (3) 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
- (4) 個別に取得した医師の診断書 等

4 特定福祉用具販売事業者が事前に確認すべき事項

排泄予測支援機器の利用によって自立した排尿を目指すため、特定福祉用具販売事業者は以下の点について、利用を希望する者に対して事前に確認の上、販売すること。

- (1) 利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を目指す意志があるか。
- (2) 装着することが可能か。
- (3) 居宅要介護者やその介助者等が通知を理解でき、トイレまでの移動や誘導が可能か。

なお、居宅要介護者等の状態により、通知から排尿に至る時間(排尿を促すタイミング)は異なることから、販売の前に一定期間の試用を推奨し、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は試用の中止を助言すること。

また、介助者も高齢等で利用に当たり継続した支援が必要と考えられる場合は、販売後も必要に応じて訪問等の上、利用状況等の確認や利用方法の指導等に努めること。

5 市町村への給付申請

利用者は、3に掲げるいずれかの書面を介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)第71条第1項及び第90条第1項に掲げる申請書に添付しなければならない。

また、市町村は、利用者の状態や介助体制、試用状況を確認する必要がある場合、利用者、特定福祉用具販売事業者、介護支援専門員、主治医等に対して事実関係の聴取を実施すること。

6 介護支援専門員等との連携

利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援を受けている場合、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等において排泄予測支援機器の利用について説明するとともに、介護支援専門員に加え、他の介護保険サービス事業者等にも特定福祉用具販売計画を提供する等、支援者間の積極的な連携を図ることにより、利用状況に関する積極的な情報収集に努めること。

事 務 連 絡

令和 4 年 3 月 31 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 介護保険主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係る Q & A の送付について

平素より、介護保険行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 4 月 1 日より適用となる特定福祉用具販売の排泄予測支援機器の給付、その他福祉用具や住宅改修について、Q & A を作成しましたので、内容についてご了知の上、都道府県におかれましては、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

厚生労働省老健局高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係

連絡先 : fukushiyougu@mhlw.go.jp

(排泄予測支援機器)

Q1 「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（老企第34号平成12年1月31日厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（以下「解釈通知」という。）では、排泄予測支援機器について「利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知する」とあるが、通知について、どのようなものを想定しているか。

- A 排泄予測支援機器が本体から、専用のアプリケーションがダウンロードされたスマートフォンやタブレット等に近接通信機能(Bluetooth)で通知するものが想定される。
- なお、解釈通知では「福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外」とされているが、上記のようにインターネットを使用せず、排泄予測支援機器本体からスマートフォン等に通知する場合は、これにあてはまらない。

(排泄予測支援機器)

Q2 給付対象や利用が想定しにくい者については、「介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について」（老高発0331第3号令和4年3月31日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）（以下「留意事項通知」とする。）に規定されているが、独居の者も含まれるのか。

- A 使用方法については以下のような方法が考えられる。
- ① 居宅要介護者等本人が装着し排尿の機会を知らせることで、適時にトイレに移動し排泄する。
 - ② 介助者が通知により、排泄の声かけやトイレへの誘導を行い、本人の排泄を促す。
- そのため、独居の場合でも①のような使用方法があり、必ずしも給付対象外になるものではないが、排泄予測支援機器の使用目的の理解や試用状況等を特に確認の上、適切に使用することにより、トイレでの自立した排泄が期待できるのか、十分に検討すること。

(排泄予測支援機器)

Q3 留意事項通知の2では、調査項目2-5排尿の直近の結果が「1. 介助されていない」の者については、利用が想定しにくいとしているが、おむつ等を使用している、自分で準備から後始末まで行っている者が、トイレでの自立した排尿を目的として使用する場合は如何。

- A 留意事項通知の2で規定している者については、一般的に使用が想定しにくい者を記しているが、十分に検討の上、適切に使用することにより、トイレでの自立した排泄が期待できる場合は対象として差し支えない。

(排泄予測支援機器)

Q4 留意事項通知の3では、販売に当たり、膀胱機能等を医師の所見等で確認することとしているが、販売を検討する以前の段階で既に確認しているような場合、改めての確認が必要か。

A 居宅要介護者等の膀胱機能について、留意事項通知3の(1)から(4)のいずれかの方法により既に確認をしたことがある場合であって、当該時点から居宅要介護者等の状態も概ね変化等がないと考えられる場合は、改めての確認は不要である。

(排泄予測支援機器)

Q5 常時失禁の状態の者でおむつの交換時期等を把握するため、排泄予測支援機器を給付することは可能か。

A 排泄予測支援機器はトイレでの自立に向けた排泄を促すことを目的として給付対象としているので、このような使用を目的として給付することは適切ではない。

(排泄予測支援機器)

Q6 「自動排泄処理装置」を貸与されている居宅要介護者等が購入した場合も保険給付対象となるのか。

A 自動排泄処理装置を貸与されていることのみをもって、排泄予測支援機器の給付が対象外になることはない。ただし、自動排泄処理装置を必要とする場合、排泄予測支援機器を必要とする場合は異なるものと考えられることから、要介護者等の状態や目的等を十分に聴取して、十分な検討が必要である。

(排泄予測支援機器)

Q7 要支援者、要介護4・5の者でも給付対象とすることは可能か。

A 留意事項通知等で示す状態に該当し、排泄予測支援機器を使用することによって自立した排尿が期待できる場合に給付対象とすることは可能である。

(排泄予測支援機器)

Q8 特定福祉用具販売事業所（福祉用具専門相談員）が留意事項通知の4で規定されている販売に当たり確認すべき事項について、どのような点に注意することが考えられるか。

A 留意事項通知4の販売に当たり確認すべき事項（1）～（3）については、以下の点について注意されたい

- （1）排泄予測支援機器はトイレでの自立した排泄を促すことを目的としており、失禁をなくすものではないことを理解していること。
- （2）製品によっては体型や体質により装着が困難な者もいるとされていることから、製品の特徴等を十分に説明した上で、装着後の状況等を聴取すること。
- （3）通知を受信するスマートフォン等の使用に慣れており、通知を確認・理解することができるか、また、使用前の介助状況を確認し、居宅要介護者等が主に過ごしている居室等からトイレまでの介助方法や時間等を確認すること。

また、必ずしも販売にあたり試用は要件ではないが、（2）と（3）を確認するためには一定期間の試用が望ましいこと、（1）についても試用を通じて理解が促進されることから、退所前の施設等で使用していた等の特別な事情がない限り、試用を推奨し、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は試用の中止を助言すること。

(排泄予測支援機器)

Q9 市町村で福祉用具購入費の申請を受けた際の審査において、給付対象の状態であることをどのように把握したらよいのか。

A 留意事項通知5の記載のとおり、以下の書類等を利用者は市町村に提出することとしている。

- ・必要事項（※）が記載された申請書
- ・領収証及び当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要を記載した書面
- ・医学的な所見が分かる書類

（※）特定福祉用具の種目、商品名、製造事業者名及び販売事業者名、購入に要した費用及び当該購入を行った年月日、必要である理由。なお、必要な理由については、居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画の記載で確認できる場合は不要である。

また、試用状況等の確認に際して、特定福祉用具販売事業所等が整理した別添の確認調書のような書類について、市町村は必要に応じて利用者に対して提出等を求めている。なお、申請書や特定福祉用具販売計画等に確認調書と同様のことを記載することについても考えられる。

(電動車いす)

Q10 令和2年度老人保健健康増進等事業において一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会が作成した「ハンドル形電動車いすの貸与実務における安全利用のためのガイドライン・指導手順書」を踏まえると、踏切道の単独走行禁止が貸与条件となるのか。

A 踏切の単独走行を一律に禁止するものではなく、移動手段がハンドル形電動車いすに限られ、生活動線上に迂回路がなく踏切を走行せざるを得ないような場合には、安全に利用できる方策をケアチームが検討した上で、判断できる旨を示したものと考えられることから、個々の居宅要介護者等の状態を踏まえ判断されたい。

(住宅改修)

Q11 住宅改修の「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室を畳敷きに改修するにあたり、平成29年7月のQ&Aで示されている「転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したもの」について、どのようなものが該当すると考えられるか。

A 日本産業規格(JIS)A5917衝撃緩和型畳(床)に該当するものが考えられる。なお、当該JISに該当しない場合、改修される畳敷きの性能等を施工業者等から聴取等を通じて確認の上、居宅要介護被保険者の心身の状況を考慮したものであるか特に確認すること。

(住宅改修)

Q12 住宅改修の「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、転倒時の衝撃を緩和する材料に変更することにより、移動の円滑化が期待される場合、このような改修は対象となるか。

A 対象として差し支えない。

別添

排泄予測支援機器 確認調書

介護保険法による特定福祉用具の販売にあたり、下記の内容について、確認しました。

____年 ____月 ____日

事業所名 _____
所在地 _____
確認者名 _____

記

【利用者情報】

氏 名 _____

生年月日 ____年 ____月 ____日 年齢 ____歳

同居家族 _____ トイレへの主な介助者 _____

要介護区分 要介護・要支援 _____

介護認定調査 項目2－5 排尿（該当するものに○をする）

1. 介助されていない 2. 見守り等 3. 一部介助 4. 全介助

【試用した排泄予測支援機器】

メーカー名： _____ 機種名： _____

【確認項目】

試用の有無 ※無の場合はその理由	有 ・ 無（無の場合、以下に試用しなかった理由を記載） _____		
試用期間	____月____日 ～ ____月____日（1日あたり____時間装着）		
装着し、通知がされたか	可・否	通知後、トイレまでの誘導時間	____分
試用結果（※）（通知後にトイレで排泄できた回数／実際の通知回数）			
____月____日	____回／____回	____月____日	____回／____回
____月____日	____回／____回	____月____日	____回／____回
____月____日	____回／____回	____月____日	____回／____回
____月____日	____回／____回	____月____日	____回／____回

（※）試用結果は、実際の試用期間に応じて記入してください。

老振発第0410001号

平成21年4月10日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について

今般、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目の一部を改正する件」（平成21年3月13日厚生労働省告示第84号）が公布されたこと及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成12年1月31日老企第34号。以下「解釈通知」という。）の一部改正が行われたこと並びに平成20年10月8日及び21日に開催された「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」（以下「検討会」という。）における議論を踏まえ、福祉用具等の範囲についても整理を行ったことに伴い、本年4月1日から取扱いが変更される点及び留意事項等は別添のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

(別添)

第1 改正に伴う変更点及び留意事項等について

1 体位変換器

「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」(平成11年3月31日厚生省告示第93号。以下「貸与告示」という。)第6項に掲げる「体位変換器」については、解釈通知において、仰臥位から側臥位への体位の変換を行うことができるもののみを給付対象としてきたところであるが、今般、解釈通知の改正により、仰臥位から座位への体位の変換を行えるものを給付対象に含めることとしたものである。ただし、安全性の確保のため、転落等が予想されるベッド上での使用や、当該福祉用具が設計上想定しない場面での使用は行わない等の留意が必要である。

2 移動用リフト(つり具の部分を除く。)

貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト(つり具の部分を除く。)」の床走行式については、解釈通知において、「床を移動し」としていたことから、水平方向、上下方向に移動するもののみを給付対象としてきたところであるが、今般、解釈通知を「床又は階段等を移動し」と改正したことにより、階段等の斜め方向に移動できるもの(以下「階段移動用リフト」という。)を給付対象に含めることとしたものである。ただし、階段移動用リフトについては、転落等の事故の防止に留意しなければならないこと及び使用にあたっては主に利用者の家族、訪問介護員等(以下「利用者の家族等」という。)によって操作されることが想定されるため、利用者の家族等によって安全に使用されなければならないことから、階段移動用リフトを指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与等」という。)として提供する場合には、次に掲げる手続き等を経ること。

- (1) 指定福祉用具貸与等の提供を行おうとする福祉用具専門相談員が、階段移動用リフトの製造事業者等が実施している講習を受講し、かつ、当該講習の課程を修了した旨の証明を受けていること。
 - (2) 福祉用具専門相談員が、サービス担当者会議等を通じて、利用者の家族等に対し、利用者の家族等の心身の状況及びその置かれている環境に照らして、階段移動用リフトの適切な使用のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じていること。
 - (3) 福祉用具専門相談員は、介護支援専門員又は担当職員(以下「介護支援専門員等」という。)が居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)に指定福祉用具貸与等として階段移動用リフトを位置付ける場合にあっては、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等について十分な説明を利用者の家族等に行った上で、実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行い、専門的な見地から安全性に十分に配慮してその要否を判断し、責任をもって提供を行うこと。
 - (4) 指定福祉用具貸与事業所等は、階段移動用リフトの見やすい場所に使用に当たっての留意事項等を掲示し、利用者の家族等に対し、安全性に関する情報の提供を行うこと。
- なお、車いすに装着等することにより一体的に使用するもので、車いす付属品として同様の機能を有するものについても、安全性の確保について同様に留意する必要がある。

3 特殊尿器

「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」(平成11年3月31日厚生省告示第94号。以下「販売告示」という。)第2項に掲げる「特殊尿器」については、解釈通知において、尿が自動的に吸引されるもののみを給付対象としてきたところであるが、今般、便が自動的に吸引されるものについても給付対象に含めることとしたものである。

また、便が自動的に吸引されるものは、衛生性が確保されたものを使用するよう留意が必要である。

なお、便が自動的に吸引されるものについては、利用者が継続して使用し続けることで、かえって利用者の有する能力に応じ自立した日常生活が営めなくなる場合や、廃用症候群が生じる場合も想定される。このため、居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費を算定できる場合は、次のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 特殊尿器(便が自動的に吸引されるもの)が必要と判断される者であること
次の①のア、イのいずれか又は②のア、イのいずれかに該当する者とする。
- ① 利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援を受けている場合
ア 「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成12年3月24日厚生省告示第91号)別表第一の調査票(以下「調査票」という。)のうち調査項目「2—1 移乗」及び「2—6 排便」の直近の結果を用い「全介助」である者
利用者の調査票について必要な部分(実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認できる部分並びに基本調査の回答で当該利用者の状態像の確認が必要な部分)の内容が確認できる文書で判断すること。
- イ 医師の医学的な所見及びサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントに基づき、当該福祉用具が必要と判断された者
介護支援専門員等は、医師に対し、当該福祉用具の使用の必要性について、意見を求めることとする。
なお、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書によるもののほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見でも差し支えない。
- ② 利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援を受けていない場合
ア ①のアに同じ
イ 医師の医学的な所見に基づき、当該特殊尿器の使用が必要であると判断された者
当該医師の医学的な所見については、主治医意見書又は医師の診断書とする。
- (2) 市町村が当該福祉用具の必要性を確認できる場合であること
利用者は、(1)に掲げるいずれかの書面を介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)第71条第1項及び第90条第1項に掲げる申請書に添付しなければならない。

4 入浴補助用具

販売告示第三項に掲げる「入浴補助用具」については、入浴に際しての補助を行えるものを対象としているところであるが、今般、身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができる入浴用介助ベルトについても給付対象に含めることとしたものである。

第2 保険給付の対象となる福祉用具等の範囲の整理について

1 認知症老人徘徊感知機器

貸与告示第11項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」については、解釈通知において、「屋外へ出ようとした時又は屋内のある地点を通過したときに家族、隣人等へ通報するもの」を対象としているところであるが、今般、検討会での議論を踏まえ、「ベッドや布団等を離れた時に通報する」ものについても、「屋内のある地点を通過した時に」の解釈に含まれ、給付対象であることと整理したものである。

2 引き戸等への扉の取替え

「厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類」(平成11年3月31日厚生省告示第95号)第四号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」については、従来、扉位置の変更等を含め扉の取替えとしてきたところであるが、検討会での議論を踏まえ、引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合もあることから、その場合に限り「引き戸等の新設」は「引き戸等への扉の取替え」に含まれ、給付対象であることと整理したものである。

3. 事故・ヒヤリハット関連情報

情報	URL
福祉用具に係る重大製品事故について (厚生労働省)	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html
重大事故情報（速報） (一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会)	http://www.jaspa.gr.jp/?page_id=245
福祉用具ヒヤリハット情報 (公益財団法人テクノエイド協会)	https://www.techno-aids.or.jp/hiyari/index.php
福祉用具の注意喚起 (一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会)	http://www.jaspa.gr.jp/?page_id=243
福祉用具情報システム(TAIS) (公益財団法人テクノエイド協会)	https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 3 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

「介護給付費適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の
取組促進に向けた手引き」について

日頃より介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、各保険者には、介護給付適正化事業として、「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」を実施いただくようお願いしているところですが、一部自治体では実施されていないことや、取組内容に差が生じていることが認められたことから、「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」において、適正な運用の観点から同調査の充実・強化を求める指摘がされたところです。

そこで、令和 5 年度老人保健健康増進等事業において調査研究を行い、自治体の実践事例を基に、住宅改修・福祉用具貸与・特定福祉用具販売それぞれの事務フローを踏まえ、点検・調査における確認すべきポイント等を整理した手引きを、別記のとおり厚生労働省ホームページに掲載いたしました。市町村におかれては、本手引きを参考として、「住宅改修の点検・福祉用具購入・貸与調査」の実施や取組の見直しを図っていただきますようお願いします。また、本手引きをご活用いただける場面としては、

- ・ 市町村においては、介護給付費適正化事業の取組の見直し、住宅改修費の支給及び福祉用具購入の支給に係る窓口事務・相談対応、地域ケア会議での検討等にご活用いただけます。
- ・ 都道府県においては、市町村が取り組む介護給付適正化事業の実施状況に地域差がある場合に、保険者市町村へ助言する際のポイントを本手引きから確認すること等にご活用いただけます。

都道府県におかれては、この内容について御了知の上、管内市町村に周知いただき、その取扱いに当たっては遺漏なきようよろしくお願いします。

記

■本手引きの活用場面等

主な活用 場面	《保険者市町村において》 ・今年度の介護給付適正化事業の実施を具体的に検討したい。 ・事前相談～申請～支給後までの一連の窓口事務の課題を確認したい。 ・訪問調査時や申請書類等の書面確認の際のポイントが知りたい。 ・利用者の状態像を把握する際のポイントが知りたい。 ・給付の適正化における他自治体の取組を参考にしたい。 ・地域ケア会議で福祉用具・住宅改修について検討したい。 《都道府県において》 ・保険者が実施する介護給付適正化の取組内容に地域差が見られる時。
構 成	・4章構成(①住宅改修、②福祉用具購入、③福祉用具貸与、④取組事例) ・点検・調査のポイントを【目的】【解説】【確認ポイント】として記載。 ・「知りたい内容の検索」頁にて、知りたい項目のみ参照可能。

■本手引きは厚生労働省のホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

掲載先（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

【問い合わせ先】

厚生労働省老健局 高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係 石川・松本

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp

選択制の対象とする種目に関する解釈

※「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成12年1月31日老企第34号）（抄）

○スロープ

貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。

固定用スロープ



○歩行器

貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

歩行器
（※歩行車は除く）



○歩行補助つえ

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

歩行補助杖



※松葉杖は除く 1

福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制のプロセス

選定提案する福祉用具に、選択制の対象種目等が含まれる。

- ① ケアマネジャー・福祉用具専門相談員から利用者等に対し
選択制の制度趣旨について説明 ※1

※1：選択できることを説明した上で、利用者の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センター等と連携を図り対応。

- ② サービス担当者会議（初回）※2の準備
・医師等の所見※3の用意、各担当者への連絡、情報収集等
・ケアプラン原案作成

※2：退院、退所時カンファレンス等、多職種協議の場合であれば可。また書類による照会でも可能。

- ③ サービス担当者会議（初回）※2の開催
・医師等の所見等 ※3を踏まえ、利用者等及び各サービス担当者間で協議を行い、今後の方針を提案。
(提案例：長期利用が見込まれるため販売、利用期間がこの段階では判断できないため貸与、等)

※3：取得可能な直近の所見、様式や手段は不問。また医師や専門職からの医学的所見は、介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取するものとするが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

- ④協議内容と提案をふまえ、**利用者等が、貸与または販売のいずれかを選択する。**

- ⑤ **福祉用具貸与**として利用開始
・ケアプラン及び福祉用具サービス計画等に貸与選択の理由を記載。
・福祉用具サービス計画書には次回モニタリング時期を記載し交付。※4

※4：貸与にて利用開始した場合は、開始後6ヶ月以内に少なくとも一度は、福祉用具専門相談員が、モニタリングを行う。

- ⑥記載した時期にモニタリングを実施
・利用者の身体状況等の変化の状況、選択制対象用具の利用状況、貸与・販売に対する意向等を記録し報告。※5

※5：貸与継続する間、モニタリングシートはケアマネジャーに交付する。

- ⑦ **特定福祉用具販売**として利用開始
・福祉用具サービス計画に目標達成状況の確認時期を記載し交付。
・上記の時期に目標の達成状況を確認。※6
・以降、利用者等からの要請等に応じて使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うように努める。※7
※販売時、利用者に対し商品不具合時の連絡先を情報提供。

※6：確認手段等は訪問にかぎらず、テレビ電話等でも可。

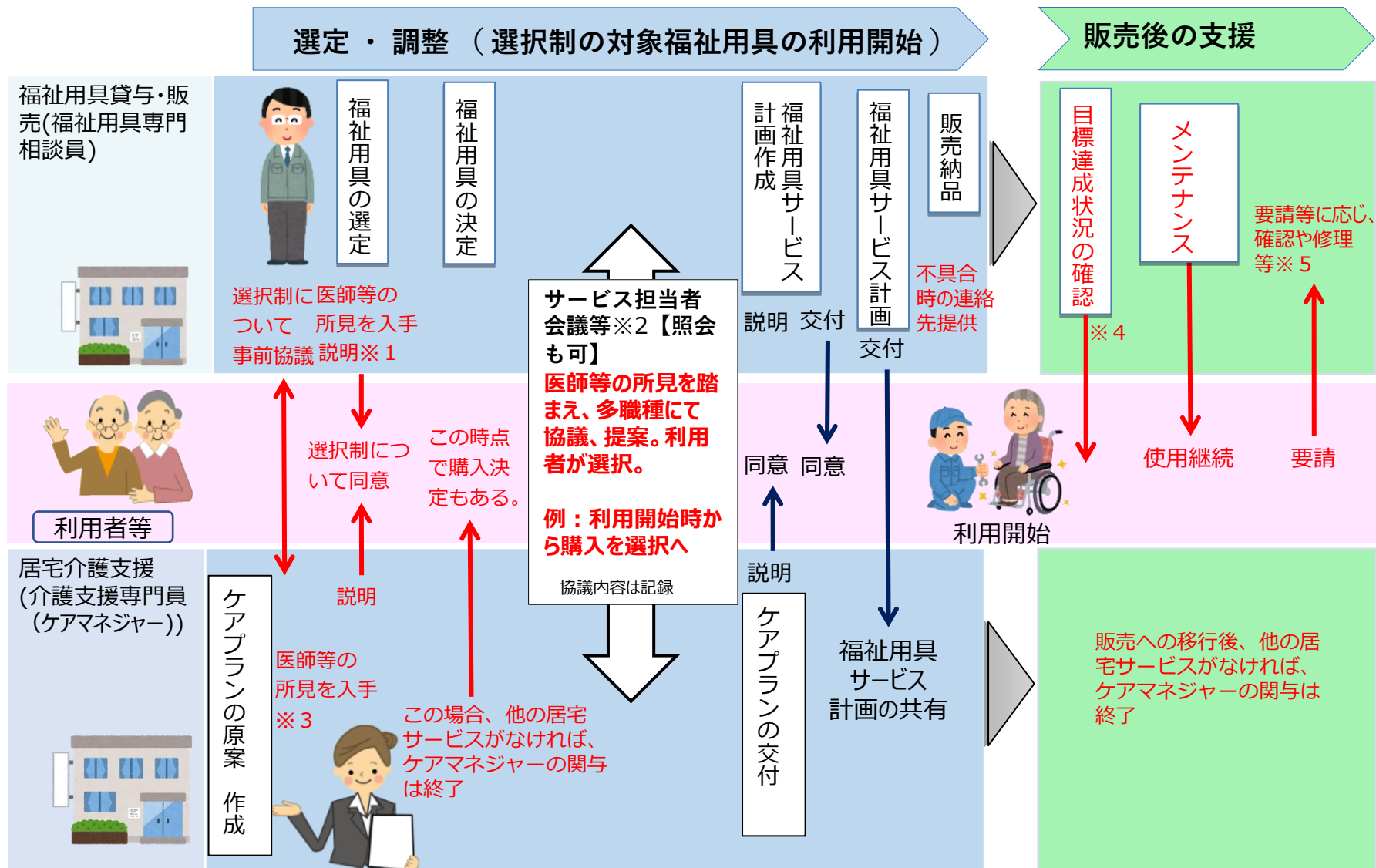
※7：販売後のメンテナンス等に関しては、利用者と事業所の個別契約にて対応。

- ⑧モニタリング結果を踏まえて、対象福祉用具の選択についてケアマネジャーと今後の方針を検討し、
②次回の担当者会議の準備に戻り、⑤貸与から販売への移行、あるいは⑥貸与の継続を検討する。※8

※8：再検討時、医師等の専門職の所見の再取得の必要性は、事例毎に個別に必要性を検討し対応してよい。

福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制のプロセス（例） （販売を利用）

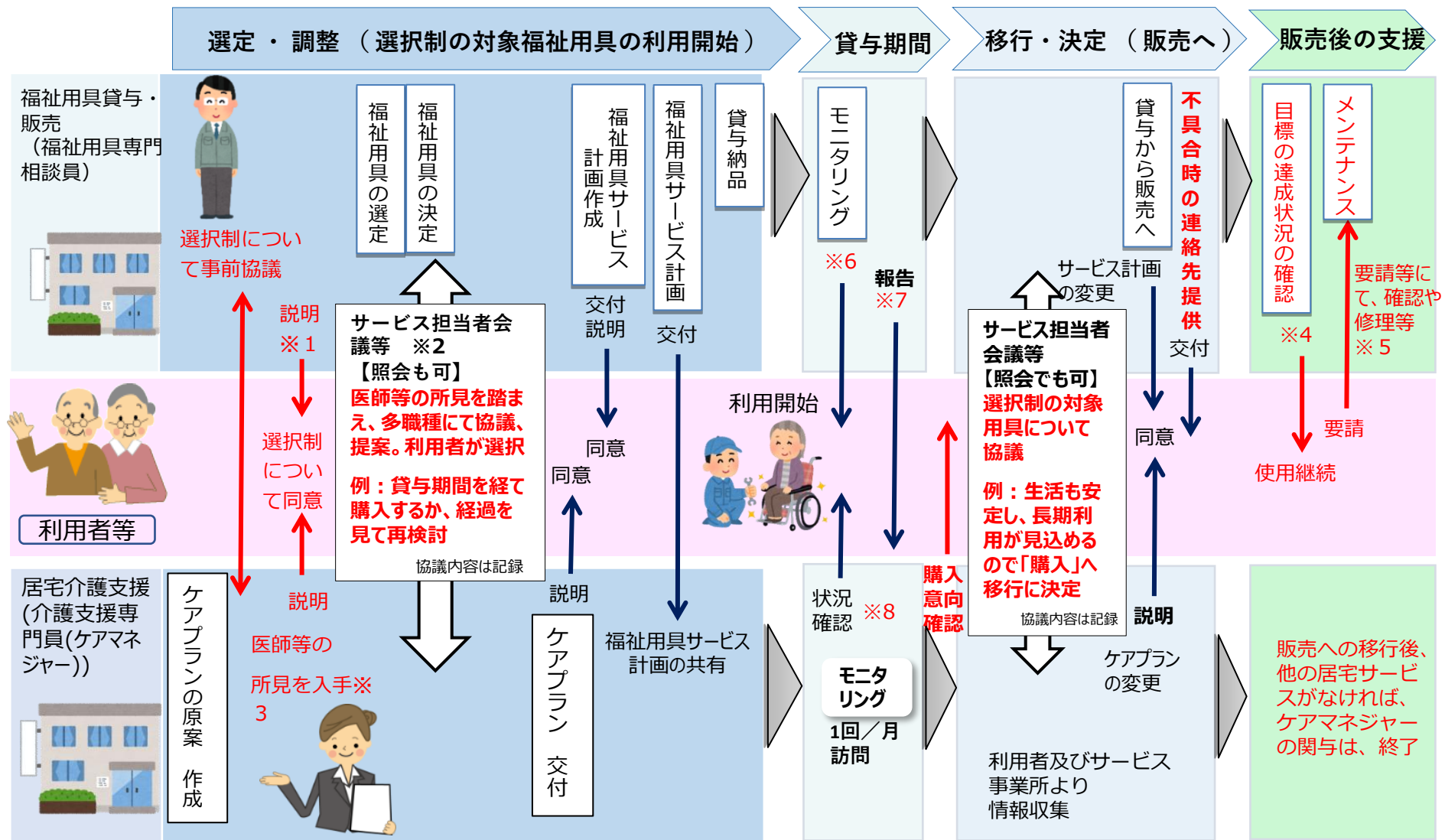
※黒字：既存の対応、赤字：選択制に伴う新規の対応（※は1ページ前の記載に対応）



福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制のプロセス（例） （貸与から販売に移行）

※黒字：既存の対応、赤字：選択制に伴う新規の対応

（※は2ページ前の記載に対応）



事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 21 日

都道府県
各 介護保険主管課（室） 御中
市区町村

厚生労働省老健局高齢者支援課

福祉用具のサービス提供における P D C A の適切な実践等について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会 対応の方向性に関する取りまとめ」（令和 5 年 11 月 8 日）においては、福祉用具貸与・販売に関するサービスの質の向上等の観点から、「サービス提供における各種様式の活用・記録等を通じたサービスの質の向上（P D C A）を適切に実践していくため必要となる『福祉用具貸与・販売計画の作成』や『モニタリング』等の福祉用具専門相談員の役割について、関係規定等に基づき内容をまとめるとともに、その内容や福祉用具貸与・販売計画等の各種様式の活用の目的や方法、記録を行うことの意義のほか、現に従事している福祉用具専門相談員を対象とした研修機会、医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種との連携の必要性についても、福祉用具貸与事業所に対し周知を図る」とされたところです。

以上を踏まえ、福祉用具に係るサービスの質の向上につながるよう、サービス提供における P D C A の段階別にみた福祉用具専門相談員に求められる役割等について、取りまとめたので、福祉用具貸与事業所等に対し、周知徹底いただきますようお願いします。

記

1. 福祉用具専門相談員に求められる役割

福祉用具専門相談員は、ケアプランに基づき、利用者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて利用目標を定めるとともに、利用者がその目標に向けて福祉用具を活用した生活を送れるよう、適切な福祉用具の選定提案等、専門職として支援する役割を担っている。サービス提供における P D C A の段階別にみた福祉用具専門相談員に求められる役割については、以下の通りである。

(サービス提供における P D C A の段階別にみた福祉用具専門相談員に求められる役割)

P (Plan)	【アセスメントや多職種からの情報収集による福祉用具サービス計画の立案・交付】 利用者の身体状況等のアセスメントや多職種からの情報収集等を通じ、利用目標の設定及び改善が期待できる日常生活動作（ADL）を明確化し、それを踏まえた福祉用具サービス計画を作成し、利用者等に説明、同意を得たものを利用者と介護支援専門員へ交付する。 具体的な例 ・ 退院・退所時カンファレンスやサービス担当者会議を活用し、医師やリハビリテーション専門職、介護支援専門員やサービス担当者等から収集した情報等を踏まえ、福祉用具サービス計画を作成する。 ・ 利用目標を設定し、モニタリング時期等を記載した福祉用具サービス計画を利用者及び介護支援専門員に交付する。
D (Do)	【福祉用具の安全な使用や使用状況等に関する利用者等や多職種への確認】 利用者等が福祉用具の使用方法を適切に理解しているか、使用を安全に続けられているかなどの福祉用具の適応状況に関して、利用者等やサービス担当者等の多職種へ確認を行う。 具体的な例 ・ 利用者及び家族等へ電話等にて使用状況を確認する。 ・ 訪問介護等の他サービス担当者へ使用状況の確認と機器の状況を確認する。 ・ 福祉用具の使用時に危険性がある、福祉用具が不適応であるなどの情報がある場合は、早期に Check から Action へ移行する。
C (Check)	【モニタリングの実施、利用目標の達成の状況を踏まえた今後の見通しの検討】 訪問にて、福祉用具の使用時の安全性や適合状況を確認し、福祉用具のメンテナンスを行う。また、現在までの利用目標の達成状況から、今後の目標の達成や福祉用具の変更に關する見通しを立て、福祉用具サービス計画の継続・見直しを検討する。 具体的な例 ・ 福祉用具の使用場面を実際に観察し、その手順や安全性を確認する。 ・ 福祉用具の設置状況や機器の動き、操作性等のメンテナンスを行う。 ・ モニタリングを通じて利用目標の達成状況等を確認するとともに、その結果の記録を介護支援専門員に報告し、福祉用具サービス計画の継続・見直しを検討する
A (Action)	【多職種へのモニタリング結果の報告、利用目標の変更時における多職種との連携】 確認した福祉用具の適合状況やメンテナンスの状況について、家族やサービス担当者へ報告する。利用目標の変更が見込まれる場合は、福祉用具や福祉用具サービス計画の変更について、多職種へ情報提供・協議を行う。 具体的な例 ・ サービス担当者会議等で家族やサービス担当者に情報を共有する。 ・ 医師やリハビリテーション専門職等から収集した情報や、介護支援専門員やサービス担当者との協議の結果等を踏まえ、福祉用具の継続利用や利用目標について再検討する。 ・ 再検討した福祉用具の継続利用や利用目標に関して、多職種との協議や状況報告を行う。

2. 福祉用具サービス計画の作成に関するガイドライン等

「福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業（平成 29 年度老人保健健康増進等事業）」を通じて、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会により、福祉用具サービス計画の作成に関する説明様式やガイドライン等が作成され、下記URLの通り公開されているところ。福祉用具のサービス提供におけるPDCAの適切な実践等に向けて、各種様式等をどのように利用するのかといった観点から活用されたい。

① 「説明様式」

URL : http://www.zfssk.com/sp/1204_monitoring/index.html

② 「ガイドライン」

URL : http://zfssk.rgr.jp/h30reportpdf/h30report_08.pdf

③ 「福祉用具の適切な貸与に関する普及啓発事業」報告書

URL : http://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/2018_index.html

※掲載先：一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会ホームページ

3. 現に従事している福祉用具専門相談員を対象とした研修

福祉用具専門相談員として従事した経験のある者を対象とした研修会等が、下記URLの通り随時開催されているところ。研修機会の一例として周知する。

① 「福祉用具専門相談員更新研修（ふくせん認定）」

URL : <https://www.zfssk.com/event/renew.php>

※掲載先：一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会ホームページ

② 「福祉用具選定士認定研修会」

URL : <https://www.fukushiyogu.or.jp/ginoushi/index.html>

※掲載先：一般社団法人 日本福祉用具供給協会ホームページ

③ 「福祉用具プランナー認定講習」

URL : <https://www6.techno-aids.or.jp/html/planner.html>

※掲載先：公益財団法人 テクノエイド協会ホームページ

4. 参考

「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会
対応の方向性に関する取りまとめ」

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001164877.pdf>

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内 3985）

e-mail：fukushiyogu@mhlw.go.jp

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

福祉用具貸与等における利用手続きの円滑化の更なる推進について（通知）

計 26 枚（本紙を除く）

Vol.1 1 4 0

令和5年3月31日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3985)
FAX：03-3595-3670

- ・福祉用具貸与等の契約において、押印は必要な要件とされていないこと、
- ・押印欄の無い重要事項説明書や契約書のひな形を新たに作成したこと、
- ・各都道府県のワンストップ相談窓口を通じた押印の省略や書類の電子化を推進すること、等について通知します。

老高発0331第1号

老認発0331第3号

老老発0331第1号

令和5年3月31日

各都道府県介護保険主管部（局）長

各市区長村介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局 高齢者支援課長

（公印省略）

認知症施策・地域介護推進課長

（公印省略）

老人保健課長

（公印省略）

福祉用具貸与等における利用手続きの円滑化の更なる推進について（通知）

介護保険制度における福祉用具貸与、特定福祉用具販売のサービスの提供に際しては、福祉用具事業者と利用者との同意を得て行われている。

その同意の際、令和3年度介護報酬改定において、電磁的な対応を認めるとともに、押印等を求めないことが可能であることや、その代替手段を明示した。

押印等の省略や書類の電子化等の取組については、利用者等の利便性の向上に加え、福祉用具事業者における業務の効率化等にもつながるものであることから、デジタル庁とも連携の上、以下のように整理した。

貴職におかれては御了知の上、管内関係団体、関係機関等に対する周知をお願いする。

記

1. 押印の省略について

別紙「押印についてのQ&A」（令和2年6月19日付け内閣府、法務省、経

済産業省）では、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 228 条第 4 項等の解釈として、契約に当たり押印をしなくても契約の効力に影響は生じないこと、押印がされている場合でも相手方の反証が可能であること、文書の成立の真正を証明する手段として、継続的な関係がある場合は相手方とのメールの送受信記録の保存が考えられること等が示されている。

令和 3 年度介護報酬改定においても、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）等を改正し、利用者等の利便性の向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、利用者等への説明・同意を書面で行うものについて、電磁的な対応を原則認めるとともに、押印等を求めないことが可能であることやその代替手段を明示したところである。

については、福祉用具事業者が独自に作成している書類も含めて、今後、福祉用具事業者が各種書類を新規作成・更新する場合、押印等の省略、書類の電子化等が積極的に図られるよう、周知等を進めていただきたい。また、都道府県等においては、上記の趣旨を踏まえ、福祉用具事業者が作成している各種書類について、押印等がないことを理由として、直ちに是正を求めることがないよう留意されたい。

更に、押印等が省略可能であることを普及する観点から、押印欄を明記していない重要事項説明書や契約書のひな形として、別紙様式 1 から 3 までのとおり作成した。都道府県等におかれては、福祉用具事業者におけるサービス内容等に合わせつつ活用されるよう、本様式を広く周知いただくとともに、自治体独自に標準的な様式を定めている場合、一律に押印を求めているものがあれば、見直しを進めていただきたい。

2. その他、利用手続きの円滑化に向けた取組について

（1）ワンストップ窓口の設置による取組の推進

厚生労働省は、介護現場における生産性向上の取組を加速するため、令和 5 年度より、地域医療介護総合確保基金に、生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に一括して取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ窓口の設置等を要件とする「介護生産性向上推進総合事業」を創設したところである。

押印の省略や書類の電子化の取組についても、ワンストップ窓口における相談対応事項の一つと考えられるところである。

厚生労働省としても、各都道府県における介護生産性向上推進総合事業の立ち上げの支援等を予定しているところであり、利用手続きの円滑化に向けた取組の推進の観点からも、各都道府県において積極的な事業実施をお願いする。

(2) ICT導入支援事業の促進について

従前より、地域医療介護総合確保基金を活用して各都道府県が実施しているICT導入支援事業では、書類の電子化に際して必要となるソフトウェアや機器等も対象になると考えている。しかし、一部の都道府県において、福祉用具事業者の本事業の利用が低調であるとの報告もあるところである。

そのため、各福祉用具事業者が、現場の業務効率化や職員の負担軽減の推進の観点からも、本事業の活用を検討いただくよう、各都道府県は本事業の利用に向けた周知等について、改めて取り組んでいただきたい。

(3) 他の介護保険サービス等における対応

上記1、2(1)及び(2)の趣旨を十分に踏まえ、福祉用具貸与(特定福祉用具販売)以外の他の介護保険サービス等についても、利用手続きの円滑化の更なる推進をお願いする。

以上

押印についてのQ & A

令和2年6月19日
内閣府
法務省
経済産業省

問1. 契約書に押印をしなくても、法律違反にならないか。

- ・ 私法上、契約は当事者の意思の合致により、成立するものであり、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。
- ・ 特段の定めがある場合を除き、契約に当たり、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない。

問2. 押印に関する民事訴訟法のルールは、どのようなものか。

- ・ 民事裁判において、私文書が作成者の認識等を示したものとして証拠（書証）になるためには、その文書の作成者とされている人（作成名義人）が真実の作成者であると相手方が認めるか、そのことが立証されることが必要であり、これが認められる文書は、「真正に成立した」ものとして取り扱われる。民事裁判上、真正に成立した文書は、その中に作成名義人の認識等が示されているという意味での証拠力（これを「形式的証拠力」という。）が認められる。
- ・ 民訴法第228条第4項には、「私文書は、本人〔中略〕の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」という規定がある。この規定により、契約書等の私文書の中に、本人の押印（本人の意思に基づく押印と解釈されている。）があれば、その私文書は、本人が作成したものであることが推定される。
- ・ この民訴法第228条第4項の規定の内容を簡単に言い換えれば、裁判所は、ある人が自分の押印をした文書は、特に疑わしい事情がない限り、真正に成立したものとして、証拠に使うてよいという意味である。そのため、文書の真正が裁判上争いとなった場合でも、本人による押印があれば、証明の負担が軽減されることになる。

- ・ もっとも、この規定は、文書の真正な成立を推定するに過ぎない。その文書が事実の証明にどこまで役立つのか（＝作成名義人によってその文書に示された内容が信用できるものであるか）といった中身の問題（これを「実質的証拠力」という。）は、別の問題であり、民訴法第 228 条第 4 項は、実質的証拠力については何も規定していない。
- ・ なお、文書に押印があるかないかにかかわらず、民事訴訟において、故意又は重過失により真実に反して文書の成立を争ったときは、過料に処せられる（民訴法第 230 条第 1 項）。

問 3. 本人による押印がなければ、民訴法第 228 条第 4 項が適用されないため、文書が真正に成立したことを証明できないことになるのか。

- ・ 本人による押印の効果として、文書の真正な成立が推定される（問 2 参照）。
- ・ そもそも、文書の真正な成立は、相手方がこれを争わない場合には、基本的に問題とならない。また、相手方がこれを争い、押印による民訴法第 228 条第 4 項の推定が及ばない場合でも、文書の成立の真正は、本人による押印の有無のみで判断されるものではなく、文書の成立経緯を裏付ける資料など、証拠全般に照らし、裁判所の自由心証により判断される。他の方法によっても文書の真正な成立を立証することは可能であり（問 6 参照）、本人による押印がなければ立証できないものではない。
- ・ 本人による押印がされたと認められることによって文書の成立の真正が推定され、そのことにより証明の負担は軽減されるものの、相手方による反証が可能なものであって、その効果は限定的である（問 4、5 参照）。
- ・ このように、形式的証拠力を確保するという面からは、本人による押印があったとしても万全というわけではない。そのため、テレワーク推進の観点からは、必ずしも本人による押印を得ることにこだわらず、不要な押印を省略したり、「重要な文書だからハンコが必要」と考える場合であっても押印以外の手段で代替したりすることが有意義であると考えられる。

問 4. 文書の成立の真正が裁判上争われた場合において、文書に押印がありさえすれば、民訴法第 228 条第 4 項が適用され、証明の負担は軽減されることになるのか。

- ・ 押印のある文書について、相手方がその成立の真正を争った場合は、通常、その押印が本人の意思に基づいて行われたという事実を証明することになる。
- ・ そして、成立の真正に争いのある文書について、印影と作成名義人の印章が一致することが立証されれば、その印影は作成名義人の意思に基づき押印されたことが推定され、更に、民訴法第 228 条第 4 項によりその印影に係る私文書は作成名義人の意思に基づき作成されたことが推定されるとする判例（最判昭 39・5・12 民集 18 巻 4 号 597 頁）がある。これを「二段の推定」と呼ぶ。
- ・ この二段の推定により証明の負担が軽減される程度は、次に述べるとおり、限定的である。
 - ① 推定である以上、印章の盗用や冒用などにより他人がその印章を利用した可能性があるなどの反証が相手方からなされた場合には、その推定は破られ得る。
 - ② 印影と作成名義人の印章が一致することの立証は、実印である場合には印鑑証明書を得ることにより一定程度容易であるが、いわゆる認印の場合には事実上困難が生じ得ると考えられる（問 5 参照）。
- ・ なお、次に述べる点は、文書の成立の真正が証明された後の話であり、形式的証拠力の話ではないが、契約書を始めとする法律行為が記載された文書については、文書の成立の真正が認められれば、その文書に記載された法律行為の存在や内容（例えば契約の成立や内容）は認められやすい。他方、請求書、納品書、検収書等の法律行為が記載されていない文書については、文書の成立の真正が認められても、その文書が示す事実の基礎となる法律行為の存在や内容（例えば、請求書記載の請求額の基礎となった売買契約の成立や内容）については、その文書から直接に認められるわけではない。このように、仮に文書に押印があることにより文書の成立の真正についての証明の負担が軽減されたとしても、そのことの裁判上の意義は、文書の性質や立証命題との関係によっても異なり得ることに留意する必要がある。

問5. 認印や企業の角印についても、実印と同様、「二段の推定」により、文書の成立の真正について証明の負担が軽減されるのか。

- ・ 「二段の推定」は、印鑑登録されている実印のみではなく認印にも適用され得る（最判昭和 50・6・12 裁判集民 115 号 95 頁）。
- ・ 文書への押印を相手方から得る時に、その印影に係る印鑑証明書を
得ていれば、その印鑑証明書をもって、印影と作成名義人の印章の一致を証明することは容易であるといえる。
- ・ また、押印されたものが実印であれば、押印時に印鑑証明書を
得ていなくても、その他の手段により事後的に印鑑証明書を入手すれば、その印鑑証明書をもって、印影と作成名義人の印章の一致を証明することができる。ただし、印鑑証明書は通常相手方のみが取得できるため、紛争に至ってからの入手は容易ではないと考えられる。
- ・ 他方、押印されたものが実印でない（いわゆる認印である）場合には、印影と作成名義人の印章の一致を相手方が争ったときに、その一致を証明する手段が確保されていないと、成立の真正について「二段の推定」が及ぶことは難しいと思われる。そのため、そのような押印が果たして本当に必要なのかを考えてみることに有意義であると考えられる。
- ・ なお、3Dプリンター等の技術の進歩で、印章の模倣がより容易であるとの指摘もある。

問6. 文書の成立の真正を証明する手段を確保するために、どのようなものが考えられるか。

- ・ 次のような様々な立証手段を確保しておき、それを利用することが考えられる。
 - ① 継続的な取引関係がある場合
 - 取引先とのメールのメールアドレス・本文及び日時等、送受信記録の保存（請求書、納品書、検収書、領収書、確認書等は、このような方法の保存のみでも、文書の成立の真正が認められる重要な一事情になり得ると考えられる。）
 - ② 新規に取引関係に入る場合
 - 契約締結前段階での本人確認情報（氏名・住所等及びその根

- ・ 拠資料としての運転免許証など）の記録・保存
 - 本人確認情報の入手過程（郵送受付やメールでの PDF 送付）の記録・保存
 - 文書や契約の成立過程（メールや SNS 上のやり取り）の保存
- ③ 電子署名や電子認証サービスの活用（利用時のログイン ID・日時や認証結果などを記録・保存できるサービスを含む。）
- ・ 上記①、②については、文書の成立の真正が争われた場合であっても、例えば下記の方法により、その立証が更に容易になり得ると考えられる。また、こういった方法は技術進歩により更に多様化していくことが想定される。
 - (a) メールにより契約を締結することを事前に合意した場合の当該合意の保存
 - (b) PDF にパスワードを設定
 - (c) (b)の PDF をメールで送付する際、パスワードを携帯電話等の別経路で伝達
 - (d) 複数者宛のメール送信（担当者に加え、法務担当部長や取締役等の決裁権者を宛先に含める等）
 - (e) PDF を含む送信メール及びその送受信記録の長期保存

福祉用具貸与に係る重要事項説明書

1 サービス提供に係る事業者について

事業者名称	(法人格・法人の名称)
代表者(役職・氏名)	(代表者の役職名・氏名)
本社所在地 (連絡先・電話番号等)	(〒000-0000・法人登記簿記載の所在地) (連絡先部署名・電話番号・メールアドレス等)
法人設立年月日	○年 ○月 ○日

2 利用者に対してサービスを提供する指定事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	(指定事業所名称)
介護保険指定 事業所番号	(指定事業所番号)
事業所所在地	(〒000-0000・事業所の所在地) (※建物名称・階数・部屋番号まで記載)
連絡先	(連絡先電話番号・メールアドレス等)
通常の事業の 実施地域	(運営規程記載の市町村名を記載)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	(運営規程記載内容の要約)
運営の方針	(運営規程記載内容の要約)

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	(運営規程記載内容の要約)
営業時間	(運営規程記載内容の要約)

(4) 事業所の職員体制

管理者	(氏名)
-----	------

	常勤 (人数)		非常勤 (人数)	
	専従	兼任	専従	兼任
管理者	○名	○名	○名	○名
福祉用具 専門相談員	○名	○名	○名	○名

(5) 福祉用具の取扱い種目

☐ 車いす	※1	☐ 手すり	
☐ 車いす付属品	※1	☐ スロープ	
☐ 特殊寝台	※1	☐ 歩行器	
☐ 特殊寝台付属品	※1	☐ 歩行補助つえ	
☐ 床ずれ防止用具	※1	☐ 認知症老人徘徊感知機器	※1
☐ 体位変換器	※1	☐ 移動用リフト	※1
		☐ 自動排泄処理装置	※2

※1…要支援1～2及び要介護1の方については、原則として給付が認められません。

※2…要介護4以上の方が給付の対象です。

※ 対象外の方であっても一定の条件に当てはまる場合は、例外的に給付が認められる場合があります。

3 提供するサービスの内容及び費用等について

(1) 福祉用具貸与計画の作成

利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の内容に沿って、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成します。

福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容を利用者に説明し、同意を得たうえで、交付します

(2) 基本料金

サービスを利用した際にお支払いいただく「利用者負担金（介護保険が適用された場合）」は、当事業所のレンタル料金表によるものとし、原則サービスに要した費用の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額となります。

サービスの利用開始月及び終了月毎における利用料の取扱いは、次のとおりです。

利用開始又は終了の時期	利用料)
利用開始日が開始月の15日以前の場合	－
利用開始日が開始月の16日以降の場合	－
利用終了日が終了月（解約・入院・入所等）の15日以前の場合	－
利用終了日が終了月（解約・入院・入所等）の16日以降の場合	－
利用開始日と終了日が同月の場合	－

※ 個々の貸与品名の利用料については、弊社カタログや利用目録等を御覧ください。

※ 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額（10割）をご負担いただきます。

(3) その他費用

以下の事由に該当する場合は、別途その費用をご負担いただきます。

交通費	－
搬出入費用	－

(4) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用者（利用者負担分の金額）は1ヶ月ごとにまとめて請求いたしますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月〇日（祝休日の場合は直前の平日）に、指定いただいた口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月〇日（祝休日の場合は直前の平日）までに、当事業所が指定する下記の口座にお振り込みください。 〇〇銀行 〇〇支店 普通口座 〇〇〇〇〇〇〇
現金払い	サービスを利用した月の翌月〇日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

4 衛生管理等について

- (1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に務めます。

(自社において福祉用具の消毒・保管を行う場合)

- ・ 回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管します。

(福祉用具の消毒・保管を行う他の事業者に行わせる場合)

- ・ 福祉用具の保管又は消毒に係る業務については、他の事業者へ委託する場合があります。また、当該委託先事業者の業務の実施状況について、定期的（概ね〇〇ごと）に確認し、その結果等を記録します。

5 身分証携行義務

- (1) サービスを提供する従業者は常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

6 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対する福祉用具貸与に係るサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する福祉用具貸与に係るサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

7 苦情等の相談窓口について

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇
	面接場所 当事業所内相談室

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	(機関名)	電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇
	(機関名)	電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇

8 秘密の保持、個人情報の取扱いについて

- (1) 当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文章により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。
- (3) 利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報をを用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。
なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。
- (4) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

9 虐待の防止のための取組について

- (1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

(虐待防止に関する責任者)	(氏名)
---------------	------

- (2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的で開催しています。
- (3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談に対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

10 サービスの提供内容に係る記録・保管

- (1) サービスを提供した際はサービスの内容等を記録します。また利用者からの申出があった場合は当該情報を利用者に対して提供します。
- (2) サービス提供に係る記録を契約終了後2年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。ただし、複写に際しては、利用者に対し、実費相当額を請求できるものとします。

○年 ○月 ○日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事 業 者 事業者（法人）名

代表者職・氏名

説明者職・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また８（２）に記載している個人情報の使用についても、同意します。

利 用 者 氏 名

署名代行者（又は法定代理人）

本人との続柄

氏 名

特定福祉用具販売に係る重要事項説明書

1 サービス提供に係る事業者について

事業者名称	(法人格・法人の名称)
代表者(役職・氏名)	(代表者の役職名・氏名)
本社所在地 (連絡先・電話番号等)	(〒000-0000・法人登記簿記載の所在地) (連絡先部署名・電話番号・メールアドレス等)
法人設立年月日	○年 ○月 ○日

2 利用者に対してサービスを提供する指定事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	(指定事業所名称)
介護保険指定 事業所番号	(指定事業所番号)
事業所所在地	(〒000-0000・事業所の所在地) (※建物名称・階数・部屋番号まで記載)
連絡先	(連絡先電話番号・メールアドレス等)
通常の事業の 実施地域	(運営規程記載の市町村名を記載)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	(運営規程記載内容の要約)
運営の方針	(運営規程記載内容の要約)

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	(運営規程記載内容の要約)
営業時間	(運営規程記載内容の要約)

(4) 事業所の職員体制

管理者	(氏名)
-----	------

	常勤 (人数)		非常勤 (人数)	
	専従	兼任	専従	兼任
管理者	○名	○名	○名	○名
福祉用具 専門相談員	○名	○名	○名	○名

(5) 特定福祉用具販売の取扱い種目

☐ 腰掛便座	☐ 入浴補助用具 ※1
☐ 自動排泄処理装置の交換可能部品	☐ 簡易浴槽
☐ 排泄予測支援機器	☐ 移動用リフトのつり具の部分

※1・・・入浴補助用具とは、以下の①～⑦です。

- ① 入浴用椅子
- ② 浴槽用手すり
- ③ 浴槽内椅子
- ④ 入浴台
- ⑤ 浴室内すのこ
- ⑥ 浴槽内すのこ
- ⑦ 入浴用介助ベルト

3 提供するサービスの内容及び費用等について

(1) 特定福祉用具販売計画の作成

利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成します。

なお、既に利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）が作成されている場合は、その内容に沿って当該計画を作成します。

特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容を利用者に説明し、同意を得たうえで、交付します

（２）購入費用

特定福祉用具の購入にかかる「利用者負担金（介護保険が適用された場合）」は、請求書に記載されている料金（以下、購入費という。）によるものとし、原則、購入費の１割（一定以上の所得のある方は２割又は３割）の額となります。

購入費と利用者負担金の差額については、市町村の窓口等へ申請することで、被保険者もしくは指定福祉用具販売事業所に後日支給されます。

介護保険を適用する上で利用可能な購入費の上限額は、毎年４月１日～３月３１日の１２ヶ月間で１０万円までとなっており、超過分の購入費については全額（１０割）ご負担いただきます。また同一年度内において、介護保険を適用し購入済みの種目を「再度」購入する場合は、原則、支給を受けられませんのでご注意ください。

（３）その他費用

以下の事由に該当する場合は、別途その費用をご負担いただきます。

交通費	-
搬出入費用	-

（４）支払い方法

上記（１）及び（２）にかかる費用は、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	請求月の翌月〇日（祝休日の場合は直前の平日）に、指定いただいた口座より引き落とします。
銀行振り込み	請求月の〇日（祝休日の場合は直前の平日）までに、当事業所が指定する下記の口座にお振り込みください。 〇〇銀行 〇〇支店 普通口座 〇〇〇〇〇〇〇
現金払い	購入時～請求月の〇日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

４ 衛生管理等について

- （１） 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- （２） 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に務めます。

5 身分証携行義務

- (1) サービスを提供する従業者は常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

6 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対する特定福祉用具販売に係るサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する特定福祉用具販売に係るサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

7 苦情等の相談窓口について

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇
	面接場所 当事業所内相談室

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	(機関名)	電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇
	(機関名)	電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇

8 秘密の保持、個人情報の取扱いについて

- (1) 当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文章により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。
- (3) 利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を利用する場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。
- なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。
- (4) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

9 虐待の防止のための取組について

(1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

(虐待防止に関する責任者)	(氏名)
---------------	------

- (2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に行っています。
- (3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談に対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

10 サービスの提供内容に係る記録・保管

- (1) サービスを提供した際はサービスの内容等を記録します。また利用者からの申出があった場合は当該情報を利用者に対して提供します。
- (2) サービス提供に係る記録を契約終了後2年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。ただし、複写に際しては、利用者に対し、実費相当額を請求できるものとします。

○年 ○月 ○日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

事 業 者 事業者（法人）名

代表者職・氏名

説明者職・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意します。
また 8（2）に記載している個人情報の使用についても、同意します。

利 用 者 氏 名

署名代行者（又は法定代理人）

本人との続柄

氏 名

福祉用具貸与サービス利用契約書

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。

（契約期間と更新）

第2条 契約期間は、サービスの利用開始日から起算して○年間とします。

2 この契約は、契約満了の1か月前までに利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合は、事業者が利用者に対し更新の意向を確認し、同意を得たうえで、更新するものとします。

（個別サービス計画の作成及び変更）

第3条 事業者は、利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成します。福祉用具貸与計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明し、同意を得たうえで交付します。

（提供するサービスの内容及びその変更）

第4条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用料は、「重要事項説明書」のとおりです。

2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、サービスの内容を変更します。

3 事業者は、利用者が居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の変更を希望する場合は、介護支援専門員に連絡するなど必要な対応を行います。

4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

（故障時等の取扱い）

第5条 万一故障等が起きた場合は、速やかに修理・交換等の手配を致します。

2 ただし、利用者等による故意又は誤った使用方法による故障の場合には、別途修理

費もしくは弁償費相当額をご負担いただく場合があります。

（身分証の提示及びサービスの提供内容に係る記録・保管）

第6条 サービス従業員は、常に身分証を携帯し、利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

2 サービスは、サービスを提供した際、サービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、その情報を利用者に対して提供します。

3 サービスは、サービス提供に係る記録を、この契約終了後2年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。

ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第7条 サービスは、サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業者（又は介護予防支援事業者）及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努めます。

2 サービスは、利用者が居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者（又は介護予防支援事業者）への連絡調整等の援助を行います。

（秘密保持）

第8条 サービス及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

（個人情報の取扱い）

第9条 利用者の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。

なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。

2 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

（賠償責任）

第10条 サービスは、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

ただし、事業者が故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

（利用者負担金及びその変更）

第 1 1 条 利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」の記載に従い、利用者負担金を支払います。

2 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。

その際には、事業者は利用者に説明します。

3 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合は、特にそのサービスの内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。

4 事業者が事前に定めているレンタル料金の増額を行う場合には、利用者に対して変更予定日の 1 か月前までに文書により説明し、利用者の同意を得ます。

（利用者負担金の滞納）

第 1 2 条 利用者が正当な理由なく利用者負担金を 2 か月分以上滞納した場合には、事業者は文書により 1 0 日以上期間を定めて、その期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。

2 前項の催告をしたときは、事業者は居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）を作成した居宅介護支援事業者（又は介護予防支援事業者）と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。

3 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第 1 項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

4 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

（契約の終了）

第 1 3 条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

（1）利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）認定されたとき

（2）利用者が死亡したとき

（3）利用者の所在が、2 週間以上不明になったとき

（利用者の解約権）

第14条 利用者は事業者に対して、契約終了希望日の7日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

(1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき

(2) 事業者が、利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

(事業者の解約権)

第15条 事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもってこの契約を解約することができます。

(契約終了時の援助)

第16条 契約を解約又は終了する場合には、事業者はあらかじめ、必要に応じて主治の医師及び居宅介護支援事業者もしくは地域包括支援センターに対する情報の提供を行うほか、その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

(苦情処理)

第17条 事業者は、利用者からの福祉用具貸与サービスに対する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応します。

2 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(利用者代理人)

第18条 利用者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

(契約外事項)

第 20 条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

(協議事項)

第 21 条 この契約に関して争いが生じた場合は、第 1 条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

福祉用具貸与サービスを利用するにあたり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、上記のとおり契約を締結します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名のうえ、1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

<利用者>

氏 名 _____

※利用者代理人を選任した場合

代理人氏名 _____

<事業者>

事業者名 _____

代表者名 _____

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の
取扱いについて」の改正について
計24枚（本紙を除く）

Vol.1059

令和4年3月31日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3985)
FAX：03-3595-3670

老高発 0331 第 2 号

令和 4 年 3 月 31 日

都道府県

各 指定都市 介護保険主管部（局）長殿

中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長

（ 公 印 省 略 ）

「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく福祉用具について、今般、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」（平成 11 年厚生省告示第 94 号）の一部を改正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしている。

これに伴い、「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成 12 年 1 月 31 日老企第 34 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の別添の一部を別紙のとおり改正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その旨御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成12年 1 月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
別添

新	旧
第一 福祉用具 1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目 (1) 車いす 貸与告示第一項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。 ① 自走用標準型車いす <u>日本産業規格</u>（JIS）T9201:2006のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。 また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。 ② 普通型電動車いす <u>日本産業規格</u>（JIS）T9203:2010のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。 なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあつては、車いす本	第一 福祉用具 1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目 (1) 車いす 貸与告示第一項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。 ① 自走用標準型車いす <u>日本工業規格</u>（JIS）T9201:2006のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。 また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。 ② 普通型電動車いす <u>日本工業規格</u>（JIS）T9203:2010のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。 なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあつては、車いす本

体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

③ 介助用標準型車いす

日本産業規格（JIS）T9201:2006のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。

また、日本産業規格（JIS）T9203:2010のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。

（2）～（3）（略）

（4）特殊寝台付属品

貸与告示第四項に掲げる「特殊寝台付属品」とは、利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。

①～⑤（略）

⑥ 介助用ベルト

居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を

体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

③ 介助用標準型車いす

日本工業規格（JIS）T9201:2006のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。

また、日本工業規格（JIS）T9203:2010のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。

（2）～（13）（略）

（4）特殊寝台付属品

貸与告示第四項に掲げる「特殊寝台付属品」とは、利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。

①～⑤（略）

⑥ 介助用ベルト

居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を

容易に介助することができるもの。

ただし、購入告示第四項第七号に掲げる「入浴用介助ベルト」は除かれる。

(5) ～ (13) (略)

2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

(1) ・ (2) (略)

(3) 排泄予測支援機器

購入告示第三項に規定する「排泄予測支援機器」は、利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。

(4) 入浴補助用具

購入告示第四項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。

①～⑦ (略)

容易に介助することができるもの。

ただし、購入告示第三項第七号に掲げる「入浴用介助ベルト」は除かれる。

(5) ～ (13) (略)

2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

(1) ・ (2) (略)

(新設)

(3) 入浴補助用具

購入告示第三項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。

①～⑦ (略)

(5) 簡易浴槽

購入告示第五項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

(6) 移動用リフトのつり具の部分 (略)

3 (略)

第二 住宅改修 (略)

(1) (略)

(2) 段差の解消

住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

ただし、貸与告示第八項に掲げる「スロープ」又は購入告示第四項第五号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解

(4) 簡易浴槽

購入告示第四項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

(5) 移動用リフトのつり具の部分 (略)

3 (略)

第二 住宅改修 (略)

(1) (略)

(2) 段差の解消

住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

ただし、貸与告示第八項に掲げる「スロープ」又は購入告示第三項第五号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解

消する機器を設置する工事は除かれる。
(3) ～ (6) (略)

消する機器を設置する工事は除かれる。
(3) ～ (6) (略)

老 企 第 3 4 号

平成12年 1 月 31日

最終改正 老高発0331第2号

令和 4 年 3 月 31日

各都道府県介護保険主管部（局）長殿

厚生省老人保健福祉局企画課長

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第17項の規定に基づく「厚生大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」、法第44条第1項の規定に基づく「厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目」及び法第45条第1項規定に基づく「厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類」については、平成11年3月31日厚生省告示第93号、第94号及び第95号（以下それぞれ「貸与告示」、「購入告示」及び「住宅改修告示」という。）をもって公布され、平成12年4月1日より適用されるところであるが、その内容及び取扱いは別添のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

(別添)

第一 福祉用具

1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種類

(1) 車いす

貸与告示第一項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。

① 自走用標準型車いす

日本産業規格 (JIS) T9201:2006 のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。

また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。

② 普通型電動車いす

日本産業規格 (JIS) T9203:2010 のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。

なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあつては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

③ 介助用標準型車いす

日本産業規格 (JIS) T9201:2006 のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。

また、日本産業規格 (JIS) T9203:2010 のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。

(2) 車いす付属品

貸与告示第二項に掲げる「車いす付属品」とは、利用することにより、当該車いすの利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に貸与されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいう。

① クッション又はパッド

車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。

② 電動補助装置

自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であつ

て、当該電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。

③ テーブル

車いすに装着して使用することが可能なものに限る。

④ ブレーキ

車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。

(3) 特殊寝台

貸与告示第三項に規定する「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限られる。

(4) 特殊寝台付属品

貸与告示第四項に掲げる「特殊寝台付属品」とは、利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。

① サイドレール

特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。

② マットレス

特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。

③ ベッド用手すり

特殊寝台の側面に取り付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。

④ テーブル

特殊寝台の上で使用することができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるものに限る。

⑤ スライディングボード・スライディングマット

滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。

⑥ 介助用ベルト

居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易に介助することができるもの。

ただし、購入告示第四項第七号に掲げる「入浴用介助ベルト」は除かれる。

(5) 床ずれ防止用具

貸与告示第五項に掲げる「床ずれ防止用具」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。
- ② 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

(6) 体位変換器

貸与告示第六項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。

ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。

(7) 手すり

貸与告示第七項に掲げる「手すり」とは、次のいずれかに該当するものに限られる。

なお、前記(4)の③に掲げるものは除かれる。また、取付けに際し工事（ネジ等で居宅に取り付ける簡易なものを含む。以下同じ。）を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付け」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

- ① 居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。
- ② 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。

(8) スロープ

貸与告示第八項に掲げる「スロープ」には、個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。

なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

(9) 歩行器

貸与告示第九項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただ

し、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。また、把手の長さについては、要介護者等の身体状況等により異なるものでありその長さは問わない。

なお、上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能（自動制御等の機能）が付加されたものであって、左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はそれ以上の車輪を有し、うち二つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含む。

(10) 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

(11) 認知症老人徘徊感知機器

貸与告示第十一項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

(12) 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

貸与告示第十二項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり（つり具の部分を除く。）、住宅の改修を伴うものは除かれる。

① 床走行式

つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。

② 固定式

居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。

③ 据置式

床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの（エレベーター及び階段昇降機は除く。）。

(13) 自動排泄処理装置

貸与告示第十三項に掲げる「自動排泄処理装置」とは、尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。

交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。）及び専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シーツ等の

関連製品は除かれる。

2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

(1) 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）。
- ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。
- ③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。
- ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）。但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

(3) 排泄予測支援機器

購入告示第三項に規定する「排泄予測支援機器」は、利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。

(4) 入浴補助用具

購入告示第四項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。

① 入浴用いす

座面の高さが概ね三五センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。

② 浴槽用手すり

浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。

③ 浴槽内いす

浴槽内に置いて利用することができるものに限る。

④ 入浴台

浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。

⑤ 浴室内すのこ

浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。

⑥ 浴槽内すのこ

浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

⑦ 入浴用介助ベルト

居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

(5) 簡易浴槽

購入告示第五項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

(6) 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

3 複合的機能を有する福祉用具について二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。

② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。

③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

第二 住宅改修

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類

(1) 手すりの取付け

住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関、玄関からの道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切な

ものとする。

なお、貸与告示第七項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。

(2) 段差の解消

住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

ただし、貸与告示第八項に掲げる「スロープ」又は購入告示第四項第五号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

住宅改修告示第三号に掲げる「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

(4) 引き戸等への扉の取替え

住宅改修告示第四号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく 保険給付の対象とならないものである。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

住宅改修告示第五号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。

ただし、購入告示第一項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく 保険給付の対象とならないものである。

(6) その他 (1) から (5) の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

その他住宅改修告示第一号から第五号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられる。

- ① 手すりの取付け
手すりの取付けのための壁の下地補強
- ② 段差の解消
浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- ③ 床又は通路面の材料の変更
床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備
- ④ 扉の取替え
扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
- ⑤ 便器の取替え
便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更

老高発 0331 第 3 号

令和 4 年 3 月 31 日

都道府県

各 指定都市 介護保険主管部（局）長殿

中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長

介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について

今般、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目の一部を改正する件」（令和 4 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 80 号）が公布されたことにより、令和 4 年 4 月 1 日より、排泄予測支援機器が給付対象として追加されたところであるが、販売・給付に当たっての留意事項等は別添のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

(別添)

1 給付対象について

運動動作の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等により、トイレでの自立した排尿が困難となっている居宅要介護者等であって、排尿の機会の予測が可能となることで、失禁を回避し、トイレで排尿をすることが見込める者。

2 利用が想定しにくい状態について

排泄予測支援機器は、トイレでの自立した排尿を支援するものであることから、「要介護認定等基準時間の推計の方法」(平成 12 年 3 月 24 日厚生省告示第 91 号)別表第一の調査票のうち、調査項目 2－5 排尿の直近の結果が「1. 介助されていない」、「4. 全介助」の者については、利用が想定しにくい。

3 医学的な所見の確認について

排泄予測支援機器の販売に当たっては、特定福祉用具販売事業者は以下のいずれかの方法により、居宅要介護者等の膀胱機能を確認すること。

- (1) 介護認定審査における主治医の意見書
- (2) サービス担当者会議等における医師の所見
- (3) 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
- (4) 個別に取得した医師の診断書 等

4 特定福祉用具販売事業者が事前に確認すべき事項

排泄予測支援機器の利用によって自立した排尿を目指すため、特定福祉用具販売事業者は以下の点について、利用を希望する者に対して事前に確認の上、販売すること。

- (1) 利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を目指す意志があるか。
- (2) 装着することが可能か。
- (3) 居宅要介護者やその介助者等が通知を理解でき、トイレまでの移動や誘導が可能か。

なお、居宅要介護者等の状態により、通知から排尿に至る時間(排尿を促すタイミング)は異なることから、販売の前に一定期間の試用を推奨し、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は試用の中止を助言すること。

また、介助者も高齢等で利用に当たり継続した支援が必要と考えられる場合は、販売後も必要に応じて訪問等の上、利用状況等の確認や利用方法の指導等に努めること。

5 市町村への給付申請

利用者は、3に掲げるいずれかの書面を介護保険法施行規則(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号)第 71 条第 1 項及び第 90 条第 1 項に掲げる申請書に添付しなければならない

い。

また、市町村は、利用者の状態や介助体制、試用状況を確認する必要がある場合、利用者、特定福祉用具販売事業者、介護支援専門員、主治医等に対して事実関係の聴取を実施すること。

6 介護支援専門員等との連携

利用者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援を受けている場合、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等において排泄予測支援機器の利用について説明するとともに、介護支援専門員に加え、他の介護保険サービス事業者等にも特定福祉用具販売計画を提供する等、支援者間の積極的な連携を図ることにより、利用状況に関する積極的な情報収集に努めること。

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 31 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 介護保険主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護保険制度の福祉用具・住宅改修に係る Q & A の送付について

平素より、介護保険行政にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 4 月 1 日より適用となる特定福祉用具販売の排泄予測支援機器の給付、その他福祉用具や住宅改修について、Q & A を作成しましたので、内容についてご了知の上、都道府県におかれましては、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

厚生労働省老健局高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係

連絡先：fukushiyougu@mhlw.go.jp

(排泄予測支援機器)

Q1 「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」(老企第34号平成12年1月31日厚生省老人保健福祉局企画課長通知)(以下「解釈通知」という。)では、排泄予測支援機器について「利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知する」とあるが、通知について、どのようなものを想定しているか。

- A 排泄予測支援機器が本体から、専用のアプリケーションがダウンロードされたスマートフォンやタブレット等に近接通信機能(Bluetooth)で通知するものが想定される。
- なお、解釈通知では「福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外」とされているが、上記のようにインターネットを使用せず、排泄予測支援機器本体からスマートフォン等に通知する場合は、これにあてはまらない。

(排泄予測支援機器)

Q2 給付対象や利用が想定しにくい者については、「介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について」(老高発0331第3号令和4年3月31日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)(以下「留意事項通知」とする。)に規定されているが、独居の者も含まれるのか。

- A 使用方法については以下のような方法が考えられる。
- ① 居宅要介護者等本人が装着し排尿の機会を知らせることで、適時にトイレに移動し排泄する。
 - ② 介助者が通知により、排泄の声かけやトイレへの誘導を行い、本人の排泄を促す。
- そのため、独居の場合でも①のような使用方法があり、必ずしも給付対象外になるものではないが、排泄予測支援機器の使用目的の理解や試用状況等を特に確認の上、適切に使用することにより、トイレでの自立した排泄が期待できるのか、十分に検討すること。

(排泄予測支援機器)

Q3 留意事項通知の2では、調査項目2-5排尿の直近の結果が「1. 介助されていない」の者については、利用が想定しにくいとしているが、おむつ等を使用している、自分で準備から後始末まで行っている者が、トイレでの自立した排尿を目的として使用する場合は如何。

- A 留意事項通知の２で規定している者については、一般的に使用が想定しにくい者を記しているが、十分に検討の上、適切に使用することにより、トイレでの自立した排泄が期待できる場合は対象として差し支えない。

(排泄予測支援機器)

Q4 留意事項通知の３では、販売に当たり、膀胱機能等を医師の所見等で確認することとしているが、販売を検討する以前の段階で既に確認しているような場合、改めての確認が必要か。

- A 居宅要介護者等の膀胱機能について、留意事項通知３の（１）から（４）のいずれかの方法により既に確認をしたことがある場合であって、当該時点から居宅要介護者等の状態も概ね変化等がないと考えられる場合は、改めての確認は不要である。

(排泄予測支援機器)

Q5 常時失禁の状態の者でおむつの交換時期等を把握するため、排泄予測支援機器を給付することは可能か。

- A 排泄予測支援機器はトイレでの自立に向けた排泄を促すことを目的として給付対象としているので、このような使用を目的として給付することは適切ではない。

(排泄予測支援機器)

Q6 「自動排泄処理装置」を貸与されている居宅要介護者等が購入した場合も保険給付対象となるのか。

- A 自動排泄処理装置を貸与されていることのみをもって、排泄予測支援機器の給付が対象外になることはない。ただし、自動排泄処理装置を必要とする場合、排泄予測支援機器を必要とする場合は異なるものと考えられることから、要介護者等の状態や目的等を十分に聴取して、十分な検討が必要である。

(排泄予測支援機器)

Q7 要支援者、要介護４・５の者でも給付対象とすることは可能か。

- A 留意事項通知等で示す状態に該当し、排泄予測支援機器を使用することによって自立

した排尿が期待できる場合に給付対象とすることは可能である。

(排泄予測支援機器)

Q8 特定福祉用具販売事業所(福祉用具専門相談員)が留意事項通知の4で規定されている販売に当たり確認すべき事項について、どのような点に注意することが考えられるか。

A 留意事項通知4の販売に当たり確認すべき事項(1)～(3)については、以下の点について注意されたい

- (1) 排泄予測支援機器はトイレでの自立した排泄を促すことを目的としており、失禁をなくすものではないことを理解していること。
- (2) 製品によっては体型や体質により装着が困難な者もいるとされていることから、製品の特徴等を十分に説明した上で、装着後の状況等を聴取すること。
- (3) 通知を受信するスマートフォン等の使用に慣れており、通知を確認・理解することができるか、また、使用前の介助状況を確認し、居宅要介護者等が主に過ごしている居室等からトイレまでの介助方法や時間等を確認すること。

また、必ずしも販売にあたり試用は要件ではないが、(2)と(3)を確認するためには一定期間の試用が望ましいこと、(1)についても試用を通じて理解が促進されることから、退所前の施設等で使用していた等の特別な事情がない限り、試用を推奨し、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は試用の中止を助言すること。

(排泄予測支援機器)

Q9 市町村で福祉用具購入費の申請を受けた際の審査において、給付対象の状態であることをどのように把握したらよいのか。

A 留意事項通知5の記載のとおり、以下の書類等を利用者は市町村に提出することとしている。

- ・必要事項(※)が記載された申請書
 - ・領収証及び当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要を記載した書面
 - ・医学的な所見が分かる書類
- (※) 特定福祉用具の種目、商品名、製造事業者名及び販売事業者名、購入に要した費用及び当該購入を行った年月日、必要である理由。なお、必要な理由については、居宅サービス計画又は特定福祉用具販売計画の記載で確認できる場合は不要である。

また、試用状況等の確認に際して、特定福祉用具販売事業所等が整理した別添の確認

調書のような書類について、市町村は必要に応じて利用者に対して提出等を求めている
だきたい。なお、申請書や特定福祉用具販売計画等に確認調書と同様のことを記載する
ことについても考えられる。

(電動車いす)

Q10 令和2年度老人保健健康増進等事業において一般社団法人全国福祉用具専門相談
員協会が作成した「ハンドル形電動車いすの貸与実務における安全利用のためのガイ
ドライン・指導手順書」を踏まえると、踏切道の単独走行禁止が貸与条件となるのか。

A 踏切の単独走行を一律に禁止するものではなく、移動手段がハンドル形電動車いすに
限られ、生活動線上に迂回路がなく踏切を走行せざるを得ないような場合には、安全に利
用できる方策をケアチームが検討した上で、判断できる旨を示したものと考えられるこ
とから、個々の居宅要介護者等の状態を踏まえ判断されたい。

(住宅改修)

Q11 住宅改修の「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」
について、居室を畳敷きに改修するにあたり、平成29年7月のQ&Aで示されている
「転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したもの」について、どのようなも
のが該当すると考えられるか。

A 日本産業規格(JIS) A5917 衝撃緩和型畳(床)に該当するものが考えられる。なお、当
該 JIS に該当しない場合、改修される畳敷きの性能等を施工業者等から聴取等を通じて
確認の上、居宅要介護被保険者の心身の状況を考慮したものであるか特に確認すること。

(住宅改修)

Q12 住宅改修の「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」
について、転倒時の衝撃を緩和する材料に変更することにより、移動の円滑化が期待
される場合、このような改修は対象となるか。

A 対象として差し支えない。

別添

排泄予測支援機器 確認調書

介護保険法による特定福祉用具の販売にあたり、下記の内容について、確認しました。

____年 ____月 ____日

事業所名 _____

所在地 _____

確認者名 _____

記

【利用者情報】

氏 名 _____

生年月日 ____年 ____月 ____日 年齢 ____歳

同居家族 _____ トイレへの主な介助者 _____

要介護区分 要介護・要支援 _____

介護認定調査 項目 2－5 排尿（該当するものに○をする）

1. 介助されていない 2. 見守り等 3. 一部介助 4. 全介助

【試用した排泄予測支援機器】

メーカー名： _____ 機種名： _____

【確認項目】

試用の有無 ※無の場合はその理由	有 ・ 無（無の場合、以下に試用しなかった理由を記載） _____		
試用期間	____月 ____日 ～ ____月 ____日（1日あたり ____時間装着）		
装着し、通知がされたか	可・否	通知後、トイレまでの誘導時間	____分
試用結果（※）（通知後にトイレで排泄できた回数／実際の通知回数）			
____月 ____日	____回／ ____回	____月 ____日	____回／ ____回
____月 ____日	____回／ ____回	____月 ____日	____回／ ____回
____月 ____日	____回／ ____回	____月 ____日	____回／ ____回
____月 ____日	____回／ ____回	____月 ____日	____回／ ____回

（※）試用結果は、実際の試用期間に応じて記入してください。